

昭和三十八年運輸省令第四十二号

船舶安全法施行規則

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、船舶安全法施行規則を次のように定める。

目次

第一章 総則（第一条―第四条の二）	第二章 航行上の条件（第五条―第十二条）
第二章の二 安全管理手引書（第十二条の二）	第二章の三 小型兼用船の施設等（第十三条―第十三条の三）
第二章の四 高速船の施設等（第十三条の四・第十三条の五）	第二章の五 結合した二の船舶の施設（第十三条の六）
第三章 検査	第三章の二 登録検定機関等
第一節 通則（第十四条―第十六条）	第二節 検査の執行（第十七条―第二十二條）
第三節 検査の準備（第二十三条―第三十条）	第四節 検査申請の手續（第三十一条・第三十二條）
第五節 船舶検査証書等（第三十三条―第四十六條）	第六節 雑則（第四十六條の二―第四十六條の四）
第三章の二 登録検定機関等	第一節 登録検定機関（第四十七條―第四十七條の十二）
第二節 登録検査確認機関（第四十七條の十三―第四十七條の十五）	第三節 船級協会（第四十七條の十六―第四十七條の十九）
第四節 登録検査機関（第四十七條の二十―第四十七條の二十三）	第五節 証書発給船級協会（第四十七條の二十四―第四十七條の二十六）
第六節 旅費の額の計算に関し必要な細目（第四十七條の二十七―第四十七條の三十一）	第四章 雑則（第四十八條―第六十六條の二）
第五章 罰則（第六十七條―第六十九條）	附則

第一章 総則

（定義）

第一条 この省令において「国際航海」とは、一 国と他の国との間の航海をいう。この場合において、一 国が国際関係について責任を有する地域又は国際連合が施政権者である地域は、別個の国とみなす。

2 この省令において「漁船」とは、次の各号の一に該当する船舶をいう。

一 もつばら漁ろう（附属船舶を用いてする漁ろうを含む。以下次号において同じ。）に従事する船舶

二 漁ろうに従事する船舶であつて漁獲物の保蔵又は製造の設備を有するもの

三 もつばら漁ろう場から漁獲物又はその加工品を運搬する船舶

四 もつばら漁業に関する試験、調査、指導若しくは練習に従事する船舶又は漁業の取締りに従事する船舶であつて漁ろう設備を有するもの

3 この省令において「危険物ばら積船」とは、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第二条第一号の二のばら積み液体危険物を運送するための構造を有する船舶をいう。

4 この省令において「特殊船」とは、原子力船（原子力船特殊規則（昭和四十二年運輸省令第八十四号）第二条に規定する原子力船を以下同じ。）、潜水船、水中翼船、エアクツシヨン艇、表面効果翼船（海上衝突予防法施行規則（昭和五十二年運輸省令第十九号）第二十一条の二に規定する表面効果翼船をいう。以下同じ。）、海底資源掘削船、半潜水型又は甲板昇降型の船舶及び潜水設備（内部に人員をとう載するものに限る。以下同じ。）を有する船舶その他特殊な構造又は設備を有する船舶で告示で定めるものをいう。

5 この省令において「小型兼用船」とは、漁船以外の小型船舶のうち漁ろうにも従事するものであつて、漁ろうと漁ろう以外のことを同時にしないものをいう。

6 この省令において「平水区域」とは、湖、川及び港内の水域並びに次に掲げる水域をいう。この場合において、港の区域は、港則法（昭和二十三年法律第七十四号）に基づく港の区域の定めのあるものについては、その区域とする。ただし、これと異なる区域を告示で定めるときは、その区域とする。

一 千葉県富津岬から神奈川県観音崎灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

二 静岡県御浜崎から同県清水灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

三 愛知県伊良湖岬灯台から三重県神島灯台から百八十度二千米メートルの地点まで引いた線、同地点から同県菅島灯台まで引いた線、同灯台から同県松ケ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

四 三重県菅崎から同県安乗崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

五 三重県城山崎から同県御座崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

六 和歌山県駒崎から同県灯明崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

七 和歌山県宮崎ノ鼻から同県田倉崎から二百三十六度二千米メートルの地点まで引いた線、同地点から兵庫縣淡路島生石鼻まで引いた線、同島江崎灯台から三百三十度引いた線及び陸岸により囲まれた水域

八 兵庫縣加古川口左岸突端から同県加島東端まで引いた線、同島東端から香川縣小豆島大角鼻灯台まで引いた線、同灯台から同県馬ヶ鼻まで引いた線、愛媛県忽那山から山口県平郡島南東端から百八十度二千米メートルの地点まで引いた線、同地点から同県八島洲崎まで引いた線、同島鉾崎から同県祝島島帽子鼻まで引いた線、同島西端から同県尾島西端まで引いた線、同島西端から同県野島南端まで引いた線、同島西端から同県三田尻中関港築地東防波堤南灯台から百三十七度五千二百メートルの地点まで引いた線、同地点から同県丸尾崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

九 削除

十 山口県宇部岬港沖防波堤東灯台から九十度六百メートルの地点から二百五十八度二万メートルの地点まで引いた線、同地点から百八十度引いた線、福岡県八幡岬から三百五十九度三十分二千米メートルの地点まで引いた線、同地点から同県馬島西端まで引いた線、同島西端から山口県村崎鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

十一 愛媛県女子鼻から同県大崎鼻灯台から二百九十度四千米メートルの地点まで引いた線、同地点から同県嘉島宇和島嘉島灯台まで引いた線、同灯台から同県戸島西端まで引いた線、同島西端から同県須下崎灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

十二 大分県臼石鼻から同県関崎灯台から九十度二千米メートルの地点まで引いた線、同地点から同県沖無垢島東端まで引いた線、同島東端から同県高甲岩灯台まで引いた線、同灯台から同県先ノ瀬灯台まで引いた線、同灯台から同県鶴御崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

十三 鹿児島県小根占崎から同県金比羅ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

十四 鹿児島県奄美群島奄美大島神ノ鼻から加計呂麻島カネンテ崎まで引いた線、同島西端から江仁屋離西端まで引いた線、江仁屋離西端から奄美大島曾津高崎まで引いた線、同島曾津高崎から枝手久島戸倉崎まで引いた線、同島戸倉崎から奄美大島倉木崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

十五 沖縄県沖縄群島沖繩島金武岬から四十三度五千五百メートルの地点から伊計島灯台から七十三度千九百メートルの地点まで引いた線、同地点から浮原島東端まで引いた線、同島東端から久高島灯台から百四十七度二千五百メートルの地点まで引いた線、同地点から沖繩島知念岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

十六 沖縄県沖縄群島沖繩島渡久地港本部防波堤灯台から百五十四度四千メートルの地点から水納島灯台から二百四十八度二千二百メートルの地点まで引いた線、同地点から零度二千メートルの地点まで引いた線、同地点から六十八度引いた線及び陸岸により囲まれた水域

十七 沖縄県沖縄群島沖繩島備瀬崎灯台から九十九度九千二百メートルの地点から古宇利島北端まで引いた線、同島北端から百十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域

十八 沖縄県慶良間列島渡嘉敷島阿波連崎から外地島南端まで引いた線、同島南端から阿嘉島南西端まで引いた線、同島南西端から屋嘉比島南端まで引いた線、同島北端から座間味島西端まで引いた線、同島北端から渡嘉敷島北端まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

十九 沖縄県宮古列島宮古島南端から来間島南端まで引いた線、同島南西端から下地島南西端まで引いた線、同島北西端から伊良部島北

同島西端から同県須下崎灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

十二 大分県臼石鼻から同県関崎灯台から九十度二千米メートルの地点まで引いた線、同地点から同県沖無垢島東端まで引いた線、同島東端から同県高甲岩灯台まで引いた線、同灯台から同県先ノ瀬灯台まで引いた線、同灯台から同県鶴御崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

十三 鹿児島県小根占崎から同県金比羅ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

十四 鹿児島県奄美群島奄美大島神ノ鼻から加計呂麻島カネンテ崎まで引いた線、同島西端から江仁屋離西端まで引いた線、江仁屋離西端から奄美大島曾津高崎まで引いた線、同島曾津高崎から枝手久島戸倉崎まで引いた線、同島戸倉崎から奄美大島倉木崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

十五 沖縄県沖縄群島沖繩島金武岬から四十三度五千五百メートルの地点から伊計島灯台から七十三度千九百メートルの地点まで引いた線、同地点から浮原島東端まで引いた線、同島東端から久高島灯台から百四十七度二千五百メートルの地点まで引いた線、同地点から沖繩島知念岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

十六 沖縄県沖縄群島沖繩島渡久地港本部防波堤灯台から百五十四度四千メートルの地点から水納島灯台から二百四十八度二千二百メートルの地点まで引いた線、同地点から零度二千メートルの地点まで引いた線、同地点から六十八度引いた線及び陸岸により囲まれた水域

十七 沖縄県沖縄群島沖繩島備瀬崎灯台から九十九度九千二百メートルの地点から古宇利島北端まで引いた線、同島北端から百十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域

十八 沖縄県慶良間列島渡嘉敷島阿波連崎から外地島南端まで引いた線、同島南端から阿嘉島南西端まで引いた線、同島南西端から屋嘉比島南端まで引いた線、同島北端から座間味島西端まで引いた線、同島北端から渡嘉敷島北端まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

十九 沖縄県宮古列島宮古島南端から来間島南端まで引いた線、同島南西端から下地島南西端まで引いた線、同島北西端から伊良部島北

端まで引いた線、同島北端から池間島北西端まで引いた線、同島北端から大神島北端まで引いた線、同島東端から宮古島ピンブ岳まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

二十 沖縄県八重山列島石垣島白保塔から黒島南端まで引いた線、同島南端から新城島(下地)南端まで引いた線、同島南西端から三百九度に引いた線、西表島野原塔から石垣島大崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

二十一 沖縄県八重山列島西表島宇奈利崎西端から外離島北西端まで引いた線、同島北西端から西表島八重目塔まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

二十二 鹿児島県黒之浜港西防波堤灯台から百九十三度二百メートルの地点から同県長島南端まで引いた線、同島大崎から熊本県下須島尾崎まで引いた線、同島ビシヤゴ瀬ノ鼻から同県天草下島鶴崎まで引いた線、同島シラタケ鼻から長崎県瀬詰崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

二十三 長崎県三重崎から同県野母崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

二十四 長崎県才ノ鼻から同県崎戸島南西端まで引いた線、同島南西端から同県御床島西端まで引いた線、同島西端から同県鶴崎ノ浦島鶴崎まで引いた線、同島鶴崎から同県平戸島坊山崎まで引いた線、同島魚見崎から同県大瀬崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

二十四の二 長崎県五島列島中通島入鹿鼻から若松島白崎まで引いた線、同島ビシヤゴ鼻から中通島焼崎鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

二十五 長崎県対馬上島鴨居瀬港西防波堤灯台から八十二度千メートルの地点から黒島北端まで引いた線、同島南端から下島折瀬鼻まで引いた線、同島網掛崎から三百七度に引いた線、同島郷崎から上島小松崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

二十六 佐賀県値賀塔から同県向島北端まで引いた線、同島北端から長崎県黒島北西端まで引いた線、同島北西端から同県青島北西端まで引いた線、同島北西端から同県津崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

二十七 福岡県串崎から佐賀県神集島北端まで引いた線、同島北端から同県加部島北端まで引いた線、同島北端から同県波戸岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

二十八 福岡県志賀島大崎から同県西浦岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

二十九 山口県臼崎から百八十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域

三十 山口県虎ヶ崎から同県青海島東端まで引いた線、同島北西端から同県今岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

三十一 島根県隠岐諸島中ノ島木路ヶ崎から知夫里島東端まで引いた線、同島帯ヶ崎から西ノ島漕廻鼻まで引いた線、同島北東端から中ノ島北端まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

三十二 島根県地蔵塔から鳥取県日野川口右岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

三十三 京都府驚崎から同府博奕岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

三十四 福井県小ノ鼻から同県鋸崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

三十五 福井県岡崎から同県立石岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

三十六 石川県能登小木港大山灯台から富山県小矢部川口右岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

三十七 青森県貝崎から同県明神崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

三十八 北海道大鼻岬から同道葛登支岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

三十九 北海道尻別川口右岸突端から同道弁慶岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

四十 北海道高島岬から百三十七度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域

四十の二 北海道野付灯台から二百四十九度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域

四十一 北海道末広塔から同道大黒島砂崎まで引いた線、同島南端から同道尻羽崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

四十二 岩手県姉ヶ崎から同県閉伊崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

四十三 岩手県小根ヶ崎から同県館ヶ崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

四十四 岩手県七尻塔から同県長崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

四十五 岩手県尾崎から同県馬田岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

四十六 岩手県コオリ崎から同県碁石灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

四十七 宮城県御崎岬から同県大島陸前大島灯台から百五十度千メートルの地点まで引いた線、同地点から同県岩井崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

四十八 宮城県白銀塔から同県出島北端まで引いた線、同島四子ノ崎から同県大貝崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

四十八の二 宮城県渡尾崎灯台から二百七十四度三十分一万三百メートルの地点まで引いた線、同地点から三百四十一度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域

四十九 宮城県宮戸島萱野崎から同県花淵崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

この省令において「沿海区域」とは、次に掲げる水域をいう。

一 樺太本島(樺太本島散江泊地から北知床岬を経て北緯五十度の線に至る区間及び同線以北の区域を除く。)海馬島、国後島、択捉島、色丹島、志発島、北海道、北海道礼文島、同道礼尻島、同道奥尻島、本州、青森県久六島、島根県隠岐諸島、山口県見島、四国、九州、長崎県五島列島、熊本県天草下島、鹿児島県鰐島列島、同県宇治群島、同県大隅群島、同県口之島、同県中之島、同県平島、同県諏訪瀬島、同県悪石島、同県小宝島、同県宝島及び朝鮮半島の各海岸から二十海里以内の水域

二 東京都八丈島の海岸から二十海里以内の水域

三 東京都聳島、同都父島及び同都母島の各海岸から二十海里以内の水域

四 鹿児島県奄美群島、沖縄県伊平屋島、同県沖縄島、同県伊江島、同県粟国島、同県久米島及び同県慶良間列島の各海岸から二十海里以内の水域

五 沖縄県北大東島及び同県南大東島の各海岸から二十海里以内の水域

六 沖縄県沖大東島の海岸から二十海里以内の水域

七 沖縄県宮古列島及び同県八重山列島の各海岸から二十海里以内の水域

八 千葉県野島崎灯台から北緯三十三度五十分十三秒東経百三十九度四十分四十九秒の地点まで引いた線、同地点から北緯三十三度五十分十三秒東経百三十九度三十四分四十九秒の地点まで引いた線、同地点から静岡県御前崎灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

九 東京都式根島南端から三重県沢崎まで引いた線及び本州の海岸から二十海里の線により囲まれた水域

十 静岡県御前崎灯台から二百三十六度に引いた線及び本州の海岸から二十海里の線により囲まれた水域

十一 和歌山県周参見港稲積島灯台から宮崎県一ツ瀬川口右岸突端まで引いた線並びに本州、四国及び九州の各海岸から二十海里の線により囲まれた水域

十二 東は東経百二十九度五十分、南は北緯二十八度三十分、西は東経百二十八度五十五分、北は北緯二十九度三十分の線により囲まれた水域

十三 山口県観音崎から朝鮮半島慶尚南道蔚崎まで引いた線、長崎県生月島北端から朝鮮半島全羅南道古突山半島南東端まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

十四 石川県滝崎灯台から鳥取県長尾鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

十五 京都府成生岬から二十二度に引いた線及び本州の海岸から二十海里の線により囲まれた水域

十六 秋田県塩越鼻から石川県舩倉島北端まで引いた線、同島北端から同県猿山岬灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

十七 新潟県角田岬から十三度に引いた線及び本州の海岸から二十海里の線により囲まれた水域

九 東京都式根島南端から三重県沢崎まで引いた線及び本州の海岸から二十海里の線により囲まれた水域

十 静岡県御前崎灯台から二百三十六度に引いた線及び本州の海岸から二十海里の線により囲まれた水域

十一 和歌山県周参見港稲積島灯台から宮崎県一ツ瀬川口右岸突端まで引いた線並びに本州、四国及び九州の各海岸から二十海里の線により囲まれた水域

十二 東は東経百二十九度五十分、南は北緯二十八度三十分、西は東経百二十八度五十五分、北は北緯二十九度三十分の線により囲まれた水域

十三 山口県観音崎から朝鮮半島慶尚南道蔚崎まで引いた線、長崎県生月島北端から朝鮮半島全羅南道古突山半島南東端まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

十四 石川県滝崎灯台から鳥取県長尾鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

十五 京都府成生岬から二十二度に引いた線及び本州の海岸から二十海里の線により囲まれた水域

十六 秋田県塩越鼻から石川県舩倉島北端まで引いた線、同島北端から同県猿山岬灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

十七 新潟県角田岬から十三度に引いた線及び本州の海岸から二十海里の線により囲まれた水域

十八 北海道野寒布岬から樺太本島西納登呂岬まで引いた線、北海道宗谷岬から樺太本島中知床岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

十九 北海道静内川口左岸突端から青森県大間崎まで引いた線及び北海道の海岸から二十海里の線により囲まれた水域

二十 北海道苫小牧灯台から百六十九度に引いた線並びに北海道及び本州の各海岸から二十海里の線により囲まれた水域

二十一 福島県塩屋塔から三十三度に引いた線及び本州の海岸から二十海里の線により囲まれた水域

二十二 宮城県金華山東端から百八十九度に引いた線及び本州の海岸から二十海里の線により囲まれた水域

この省令において「近海区域」とは、東は東経百七十五度、南は南緯十一度、西は東経九十

四度、北は北緯六十三度の線により囲まれた水域をいう。

9 この省令において「遠洋区域」とは、すべての水域をいう。

10 この省令において「A1水域」とは、当該水域において海岸局との間でVHF無線電話により連絡を行うことができ、かつ、海岸局に対してVHFデジタル選択呼出装置により遭難呼出しの送信ができる水域（湖川を除く。）であつて告示で定めるもの及び千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約の締約国である外国の政府（次項において「締約国政府」という。）が定めるものをいう。

11 この省令において「A2水域」とは、当該水域において海岸局との間でMF無線電話により連絡を行うことができ、かつ、海岸局に対してMFデジタル選択呼出装置により遭難呼出しの送信ができる水域（湖川及びA1水域を除く。）であつて告示で定めるもの及び締約国政府が定めるものをいう。

12 この省令において「A3水域」とは、当該水域においてインマルサットその他の管海官庁が適当と認める海上移動衛星業務のデータ通信設備（以下「インマルサット等データ通信設備」という。）又はインマルサットその他の管海官庁が適当と認める海上移動衛星業務の無線電話（以下「インマルサット等無線電話」という。）により海岸地球局と連絡を行うことができる水域（湖川、A1水域及びA2水域を除く。）であつて告示で定めるものをいう。

13 この省令において「A4水域」とは、湖川、A1水域、A2水域及びA3水域以外の水域をいう。

14 この省令において「管海官庁」とは、原子力船及び危険物船舶運送及び貯蔵規則第四十五条に規定する船舶（以下「原子力船等」という。）については国土交通大臣を、本邦にある船舶（原子力船等を除く。）並びに船舶安全法（以下「法」という。）第六条第三項の物件及び第六十五条の六第一項の物件についてはその所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）（その所在地を管轄する運輸支局（地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）別表第二第一号に掲げる運輸支局（福岡運輸支局を除く。）を除く。）、同令別表第五第二号に掲げる海事事務所又は内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十七条

第一項の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所及び地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百二十二条第二項に規定する事務を分掌するものがある場合は、その運輸支局の長、その海事事務所の長又はその沖縄総合事務局に置かれる事務所の長。第十五条において同じ。）を、本邦外にある船舶（原子力船等を除く。）及び法第六条第三項の物件については関東運輸局長をいう。

第二条

法第二条第二項の国土交通大臣の定める小型の舟は、六人を超える人の運送の用に供しない舟とする。

2 法第二条第二項の国土交通大臣において特に定める船舶は、次のとおりとする。

一 推進機関を有する長さ十二メートル未満の船舶（危険物ばら積船及び特殊船を除く。）であつて次に掲げるもの

イ 次に掲げる要件に適合するもの

(1) 三人を超える人の運送の用に供しないものであること。

(2) 推進機関として船外機を使用するものであり、かつ、当該船外機の連続最大出力が長さ五メートル未満の船舶にあつては三・七キロワット以下、長さ五メートル以上の船舶にあつては七・四キロワット以下であること。

(3) 湖若しくはダム、せき等により流水が貯留されている川の水域であつて、面積が五十平方キロメートル以下のもの又は次に掲げる要件に適合する川以外の水域で告示で定めるもののみを航行するものであること。

(一) 平水区域であること。

(二) 海域にあつては、陸地により囲まれており、外海への開口部の幅が五百メートル以下で、当該海域内の最大幅及び奥行きが開口部の幅よりも大きいものであり、かつ、外海の影響を受けにくいこと。

(三) 面積が百平方キロメートル以下であること。

(四) 当該水域における通常の水象条件のもとで、波浪が穏やかであり、水流又は潮流が微弱であること。

ロ 長さ三メートル未満の船舶であつて、推進機関の連続最大出力が一・五キロワット未満のもの

二 長さ十二メートル未満の帆船（国際航海に従事するもの、沿海区域を超えて航行するもの、推進機関を有するもの（前号に掲げるものを除く。）、危険物ばら積船、特殊船及び人の運送の用に供するものを除く。）

三 推進機関及び帆装を有しない船舶（次に掲げるものを除く。）

イ 国際航海に従事するもの

ロ 沿海区域を超えて航行するもののうち、推進機関を有する他の船舶に押されて航行の用に供するもの（沿海区域を航行区域とする推進機関を有する船舶と結合し一体となつて航行する船舶であつて平水区域及び平水区域から最強速力で四時間以内に往復できる区域のみを航行するもの並びに管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認めるものを除く。）

二 危険物ばら積船（危険物船舶運送及び貯蔵規則第二百五十七条の二の液体油脂ばら積船であつて平水区域のみを航行するものを除く。）

ホ 推進機関を有する他の船舶に引かれ又は押されてばら積み油（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第三条第二号に規定する油をいう。以下同じ。）の運送の用に供するもの

ヘ 推進機関を有する他の船舶に引かれ又は押されて人の運送の用に供するもの（次に掲げる要件に適合する長さ十二メートル未満の船舶を除く。）

(1) 長さ五メートル未満の船舶にあつては、当該他の船舶の推進機関の連続最大出力が七・四キロワット以下、長さ五メートル以上の船舶にあつては、当該他の船舶の推進機関の連続最大出力が十五キロワット以下であること。

(2) 第一号イ（1）及び（3）に掲げる要件

ト 特殊船

チ 推進機関を有する他の船舶に押されるものであつて、当該推進機関を有する船舶と堅固に結合して一体となる構造を有するもの

リ 係留船（多数の旅客が利用することとなる用途として告示で定めるものに供する係留船であつて、二層以上の甲板を備えるもの又は当該用途に供する場所が閉鎖されているものに限る。以下同じ。）

四 災害発生時にのみ使用する救難用の船舶で国又は地方公共団体の所有するもの

五 係船中の船舶

六 告示で定める水域のみを航行する船舶

七 前各号に掲げるもののほか、船舶の堪航性及び人命の安全の保持に支障がないものとして告示で定める船舶

（満載喫水線の標示の免除）

第三条 法第三条ただし書の国土交通大臣において特に満載喫水線を標示する必要がないと認める船舶は、次のとおりとする。

一 水中翼船、エアクッション艇その他満載喫水線を標示することがその構造上困難又は不適当である船舶

二 引き船、海難救助、しゅんせつ、測量又は漁業の取締りにのみ使用する船舶その他の旅客又は貨物の運送の用に供しない船舶（漁船を除く。）であつて国際航海に従事しないもの（通常は国際航海に従事しない船舶であつて、臨時に単一の国際航海に従事するものを含む。）

三 小型兼用船であつて次に掲げるもの

イ 漁ろうをしない間の航行区域が平水区域であるもの

ロ 漁ろうをしない間の航行区域が沿海区域であつて長さ二十四メートル未満のもの

四 臨時変更証を受有している船舶であつて次に掲げるもの

イ 第十九条の二第一号又は第二号に該当する船舶

ロ 平水区域を航行区域とする船舶で沿海区域を航行し他の平水区域に回航されるもの

五 臨時航行許可証を受有している船舶

六 試運転を行なう場合の船舶

七 平水区域を航行区域とする旅客船であつて、臨時に短期間沿海区域を航行区域とすることとなるもの（第四号ロに掲げるものを除く。）のうち管海官庁が安全上差し支えないと認めるもの

（無線電信等の施設の免除）

第四条 法第四條第一項ただし書の規定により無線電信等を施設することを要しない船舶は、次の各号の一に該当する船舶であつて管海官庁が許可したものである。

- 一 臨時に短期間法第四條第一項の規定の適用を受けることとなる船舶
- 二 発航港から到達港までの距離が短い航路のみを航行する船舶
- 三 母船の周辺のみを航行する搭載船
- 四 推進機関及び帆装を有しない船舶であつて次に掲げるもの

イ 危険物ばら積船
ロ 特殊船
ハ 推進機関を有する他の船舶に引かれ又は押されてばら積みの油の運送の用に供するもの

五 潜水船、水中翼船、エアクッション艇その他特殊な構造を有する船舶であつて、無線電信等を施設することがその構造上困難又は不適当なもの

六 無線電信等に代わる有効な通信設備を有する船舶

二 前項の許可を受けようとする船舶所有者は、無線施設免除申請書（第一号様式）に船舶検査証書及び船舶検査手帳を添えて管海官庁に提出しなければならない。

三 第一項の許可は、船舶検査手帳に記入して行う。

（無線電信等の施設の適用除外）

第四條の二 法第四條第二項の国土交通省令で定める船舶は、次のとおりとする。

- 一 臨時航行許可証を受有している船舶
- 二 試運転を行う場合の船舶
- 三 湖川港内の水域（告示で定めるものを除く。）のみを航行する船舶

四 推進機関及び帆装を有しない船舶（危険物ばら積船（危険物船舶運送及び貯蔵規則第二百五十七條の二の液体油脂ばら積船であつて平水区域のみを航行するものを除く）、特殊船及び推進機関を有する他の船舶に引かれ又は押されて人又はばら積みの油の運送の用に供するものを除く。）

第二章 航行上の条件

（航行区域）

第五條 法第九條第一項の規定により定める航行区域は、平水区域、沿海区域、近海区域又は遠洋区域の四種とする。

第六條 管海官庁は、本邦外の各港間又は湖川港内のみを航行する船舶について、第一條第六項から第八項までの規定にかかわらず、これらの規定に定める区域に準ずる区域を平水区域、沿海区域又は近海区域として航行区域を定めることができる。

第七條 管海官庁は、船舶の大きさ、構造、設備若しくは用途又は航路の状況を考慮して必要があると認める場合は、区域又は期間を限定して航行区域を定めることができる。

第八條 法第九條第一項の規定により定める最大とる乗人員は、漁船以外の船舶にあつては旅客、船員及びその他の乗船者の別に船舶設備規程（昭和九年通信省令第六号）又は小型船舶安全規則（昭和四十九年運輸省令第三十六号）の定めるところにより、漁船にあつては船員及びその他の乗船者の別に漁船特殊規程（昭和九年通信省・農林省令）又は小型漁船安全規則（昭和四十九年農林省・運輸省令第一号）の定めるところによる。

第九條 最大とる乗人員に関する規定の適用については、一歳未満の者は算入しないものとし、国際航海に従事しない船舶に限り一歳以上十二歳未満の者二人をもつて一人に換算するものとする。

二 最大とる乗人員に関する規定の適用については、貨物を旅客室、船員室その他の最大とる乗人員を算定した場所に積載した場合は、これをその占める場所に対応する人員とみなす。

（制限気圧）

第十條 法第九條第一項の規定により定める制限気圧は、船舶機関規則（昭和五十九年運輸省令第二十八号）の定めるところによる。

（満載喫水線）

第十一條 法第九條第一項の規定により定める満載喫水線の位置は、満載喫水線規則（昭和四十三年運輸省令第三十三号）又は船舶区画規程（昭和二十七年運輸省令第九十七号）の定めるところによる。

第十二條 管海官庁は、船舶の航行上の安全を確保するため特に必要があると認めるときは、航行区域、最大とる乗人員、制限気圧及び満載喫水線の位置のほか、当該船舶に対し必要な航行上の条件を指定することができる。

二 前項の指定は、船舶検査証書に記入して行う。

第二章の二 安全管理手引書

（安全管理手引書）

第十二條の二 船舶所有者は、国際航海に従事する船舶（公用に供する船舶を除く。）であつて次に掲げるもの（第二号から第七号までに掲げる船舶にあつては、総トン数五百トン以上のものに限る。）ごとに、千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約附属書第九章第一規則第一項に規定する国際安全管理規則（以下この条において「国際安全管理規則」という。）に従つて、当該船舶の航行の安全を確保するため当該船舶及び当該船舶を管理する船舶所有者の事務所において行われるべき安全管理に関する事項について、安全管理手引書を作成し、これを当該船舶内に備え置かなければならない。

- 一 旅客船
- 二 タンカー（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）第三法律九号に規定するタンカーをいう。以下同じ。）
- 三 液化ガスばら積船（危険物船舶運送及び貯蔵規則第四百二十二條に規定する液化ガスばら積船をいう。以下同じ。）
- 四 液体化学薬品ばら積船（危険物船舶運送及び貯蔵規則第二百五十七條に規定する液体化学薬品ばら積船をいう。以下同じ。）
- 五 国際航海に従事する総トン数五百トン以上の貨物船（船舶区画規程第二條第一項に規定する貨物船をいう。）であつて、次のいずれかに該当する船舶（第五十一條第一項において「バルクキャリアー」という。）

イ 一層の甲板を備える船舶であつて、貨物区域（船舶防火構造規則（昭和五十五年運輸省令第十一号）第二條第十七号に規定する貨物区域をいう。）にトップサイドタンク及びホッパーサイドタンクを有する船舶
ロ 一層の甲板を備える船舶（船内に二の縦通隔壁を有し、当該縦通隔壁間にある場所が貨物倉である船舶に限る。）であつて、貨物倉の船底部の構造を二重底構造とする船舶

ハ 船舶防火構造規則第二十九條の二の兼用船（前二号に掲げる船舶を除く。）

六 第十三條の四第一項の規定に基づいて管海官庁の指示するところにより法第二條第一項に掲げる事項を施設した船舶（旅客船及び第一條第二項第一号に掲げる船舶を除く。）

七 前各号に掲げる船舶及び第一條第二項第一号に掲げる船舶以外の船舶であつて推進機関を有するもの

二 前項の安全管理手引書は、国際安全管理規則第一項４に規定する安全管理システムに関する事項その他国際安全管理規則において文書化しなければならないこととされている事項が定められたものでなければならない。

三 船舶所有者は、第一項の規定の適用のある船舶ごとに、国際安全管理規則第十三項２に規定する適合書類の写し及び同項４に規定する安全管理証書を第一項の安全管理手引書とともに当該船舶内に備え置かなければならない。

第二章の三 小型兼用船の施設等

（小型兼用船の施設等）

第十三條 小型兼用船に関し施設しなければならない法第二條第一項に掲げる事項及びその標準については、漁船以外の船舶に係る法第二條第一項の国土交通省令（以下この条において「漁船以外の船舶に係る命令」という。）の規定によるほか、小型漁船安全規則の規定を準用する。この場合において、同令中「第一種小型漁船」とあるのは「漁ろうをする間の航行区域が本邦の海岸から百海里以内の水域と定められている小型兼用船」と、「第二種小型漁船」とあるのは「漁ろうをする間の航行区域が本邦の海岸から百海里を超える水域と定められている小型兼用船」と読み替へるものとする。

二 前項の規定にかかわらず、漁船以外の船舶に係る命令の規定は小型兼用船が漁ろうをする間は適用せず、小型漁船安全規則の規定は小型兼用船が漁ろう以外のことをする間は準用しない。

三 漁ろうをする間の航行区域が本邦の海岸から十二海里以内の水域と定められている小型兼用船が漁ろうをする間施設しなければならない法第二條第一項に掲げる事項及びその標準については、当該小型兼用船が通常漁ろうをする水域における気象、水象等の条件を考慮して管海官庁が差し支えないと認める場合は、前二項の規定

定にかかわらず、管海官庁の指示するところによりことができる。

4 国際航海に従事する小型兼用船であつて漁ろをする間のみ国際航海をするものについては、第一項及び第二項の規定にかかわらず、漁船以外の船舶に係る命令の規定中国国際航海に従事する船舶に係る規定は、適用しない。

第十三条の二 漁ろをする間の航行区域が本邦の海岸から百海里以内の水域と定められている小型兼用船が漁ろをする間法第四条第一項の規定により施設しなければならない無線電信等については、船舶設備規程第八編の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによりことができる。

2 国際航海に従事する小型兼用船であつて漁ろをする間のみ国際航海をするものについては、船舶設備規程第八編の規定にかかわらず、国際航海に従事する船舶に係る規定は適用しない。

第十三条の三 国際航海に従事する小型兼用船であつて漁ろをする間のみ国際航海をするものについては、第六十条の五から第六十条の八までの規定にかかわらず、国際航海に従事する船舶に係る規定は適用しない。

第二章の四 高速船の施設等
(高速船の施設)

第十三条の四 最強速力が次に掲げる算式により算定した値以上の船舶であつて次の各号に掲げるものに関し施設しなければならない法第二条第一項に掲げる事項及びその標準並びに法第三条の規定による満載喫水線の標示については、それぞれ法第二条第一項の国土交通省令又は国土交通省令・農林水産省令及び法第三条の国土交通省令の規定にかかわらず、管海官庁が千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約附属書第十章第一規則に規定する高速船コード（以下「高速船コード」という。）に従つて指示するところによりことができる。

一 平水区域及びこれに準ずる本邦外の区域から当該船舶の最強速力の九十パーセントの速力で四時間以内に到達できる区域のみを航行する旅客船（原子力船を除く。）

二 平水区域及びこれに準ずる本邦外の区域から当該船舶の最強速力の九十パーセントの速力で八時間以内に到達できる区域のみを航行する総トン数五百トン以上の貨物船（海上における人命の安全のための国際条約等による

証書に関する省令（昭和四十年運輸省令第三十九号）第一条の二第八項に規定する貨物船であつて原子力船以外のものをいう。）
前項に規定する算式は、次に掲げるものとする。

3. $7 \sqrt{V}$ (メートル毎秒)

この場合において、
Vは、計画喫水線における排水容積（立方メートル）

3 第一項の管海官庁の指示は、船舶設備規程第四条、船舶区画規程第十条の三、船舶復原性規則（昭和三十一年運輸省令第七十六号）第十七条及び第二十三条、船舶救命設備規則（昭和四十年運輸省令第三十六号）第四条、船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）第三条、満載喫水線規則第三十五条、小型船舶安全規則第四条、船舶防火構造規則第五条、船舶機関規則第三条並びに船舶構造規則（平成十年運輸省令第十六号）第三条の規定により行うものとする。

(高速船の検査)

第十三条の五 前条第一項の規定に基づいて管海官庁の指示するところにより法第二条第一項に掲げる事項を施設し、かつ、法第三条の規定による満載喫水線の標示をした船舶について定期検査又は製造検査を受けようとする者は、第三十一条第一項の船舶検査申請書又は同条第三項の製造検査申請書にその旨を記載しなければならない。

2 管海官庁は、法第九条第一項の規定により前項の船舶に対して交付する船舶検査証書に、当該船舶が前条第一項の規定に基づいて管海官庁の指示するところにより法第二条第一項に掲げる事項を施設し、かつ、法第三条の規定による満載喫水線の標示をしている旨及び当該船舶に係る前条第一項各号に規定する航行上の条件を記入するものとする。

第二章の五 結合した二の船舶の施設

(結合した二の船舶の施設)

第十三条の六 推進機関を有する船舶と当該船舶に押される船舶（推進機関及び帆装を有しないものであつて、第二条第二項第三号から五号まで掲げるものに限る。）とが結合して一体となつて航行の用に供される場合には、これらの船舶を一の船舶とみなして法第二条第一項及び法第四条第一項の規定を適用する。ただし、臨時に短期間法第二条第一項及び法第四条第一項の

規定の適用を受けることとなる船舶は、この限りでない。

第三章 検査

第一節 通則

(管海官庁が検査を行う小型船舶)

第十四条 法第七条ノ二第一項の国土交通省令で定める小型船舶は、次のとおりとする。

一 国際航海に従事する旅客船

二 法第三条の規定により満載喫水線の標示をすることを要する船舶

三 危険物ばら積船

四 特殊船

五 結合した二の船舶（第十三条の六の規定の適用を受けるものに限る。）

六 係留船

七 本邦外にある船舶

第十四条の二 管海官庁は、小型船舶についての法第五条の検査を申請する者に対し、検査申請の受理の際、検査を受けるべき場所及び日時を指定することができる。

(検査の引継ぎ又は委嘱)

第十五条 法第五条又は法第六条の検査の申請者（以下「検査申請者」という。）は、当該船舶又は物件が当該検査申請をした地方運輸局長の管轄する区域外に移転した場合は、その地方運輸局長に検査引継申請書（第二号様式）を提出して、新たな所在地を管轄する地方運輸局長への検査の引継ぎを受けることができる。

2 地方運輸局長は、法第五条又は法第六条の検査の申請に係る船舶又は物件の一部が他の地方運輸局長の管轄する区域内にある場合であつて、申請により、やむを得ない理由があることと認めるときは、その検査を当該他の地方運輸局長に委嘱することができる。

(検査の省略)

第十六条 法第六条第四項の規定による法第五条の検査（特別検査を除く。以下この条において同じ。）の省略は、製造検査又は予備検査（法第六条第三項の規定による検査をいう。以下同じ。）に合格した後最初に行う法第五条の検査において当該製造検査又は予備検査に合格した事項につき行う。

2 法第六条第四項の規定による同条第一項の製造検査の省略は、予備検査に合格した後最初に行う同項の製造検査において当該予備検査に合格した事項につき行う。

3 法第六条ノ三本文の規定による定期検査又は中間検査の省略は、同条本文の規定による確認が行われた後三十日以内に最初に行う定期検査（はじめて航行の用に供するときに行うものを除く。）又は中間検査において当該確認に係る整備を行った事項につき行う。

4 法第六条ノ四第二項の規定による法第五条第一項の検査（臨時航行検査及び特別検査を除く。以下この項及び第三十二条第一項第二号ラにおいて同じ。）の省略は、法第五条第一項の検査において同号ラに掲げる書類により法第六条ノ四第二項の規定による確認を行った事項につき行う。

5 法第六条ノ五第一項の規定による法第五条の検査及び第六条の検査の省略は、検定に合格した後最初に行う法第五条の検査又は法第六条の検査において当該検定に合格した事項につき行う。

6 法第六条ノ六第一項本文の規定による中間検査の省略は、同項本文の規定による確認が行われた後三十日以内に行う中間検査において当該確認を行った事項につき行う。

7 管海官庁は、船舶又は物件が、製造検査、予備検査又は検定に合格した後著しく期間を経過していること等により当該製造検査、予備検査又は検定に合格した事項に変更が生じているおそれがあると認めるときは、第一項 第二項又は第五項の規定にかかわらずこれらの規定による検査の省略を行わないことができる。

第二節 検査の執行

(定期検査)

第十七条 定期検査は、船舶検査証書の有効期間の満了前に受けることができる。

(中間検査)

第十八条 中間検査の種類は、第一種中間検査（次の各号に掲げる検査を行う中間検査をいう。以下同じ。）、第二種中間検査（第二号及び第四号に掲げる検査を行う中間検査をいう。以下同じ。）、及び第三種中間検査（第一号及び第三号に掲げる検査を行う中間検査をいう。以下同じ。）とする。

一 法第二条第一項第一号、第二号、第四号、第五号及び第十一号から第十三号までに掲げる事項について行う船体を上架すること又は管海官庁がこれと同等と認める準備を必要とする検査

二 法第二条第一項第一号、第二号、第四号、第五号及び第十一号から第十三号までに掲げ

ニ イからハまでに規定する物件のほか法第二
 二条第一項各号に掲げる事項に係る物件で
 船舶に固定して施設されるものの新設、増
 備、位置の変更又は性能若しくは形式の異
 なるものとの取替え

ホ 法第四条第一項の規定により施設する無
 線電信等の取替え

二 次に掲げる修理

イ 船舶の堪航性又は人命の安全の保持に影
 響を及ぼすおそれのある作業で例えば次に
 掲げるものを伴う修理

- (1) 船体の主要部についての曲り直し、補
 強、取替え、溶接その他の作業で船体の
 強度、水密性又は防火性に影響を及ぼす
 おそれのあるもの
- (2) 機関の主要部についての削整、補強、
 溶接その他の作業で機関の性能に影響を
 及ぼすおそれのあるもの

- (3) (1)又は(2)に規定する物件のほ
 か法第二條第一項各号に掲げる事項に係
 る物件で船舶に固定して施設されるもの
 又は潜水設備の主要部についての曲り直
 し、補強、取替え、溶接その他の作業で
 当該物件の性能又は強度に影響を及ぼす
 おそれのあるもの

- (4) 船舶設備規程第三百二条の六に規定す
 る危険場所に布設している電路の変更又
 は取替えの作業
- (5) 複雑又は特殊な技量又は装置を必要と
 する作業

ロ 法第二條第一項各号に掲げる事項に係る
 物件で船舶に固定して施設されるものを性
 能又は形式が同一のものとして取り替える修理
 (あらかじめ法による検査又は検定を受け、
 これに合格した物件で当該検査又は検定に
 合格した後初めて船舶に備え付けられるも
 のと取り替える修理(機関に係る物件につ
 いての修理で当該修理により機関の性能に
 影響を及ぼすおそれのあるものを除く。)

二 前項の規定にかかわらず、小型船舶安全規則
 第二條第一項に規定する小型船舶及び漁船特殊
 規則(昭和九年通信省・農林省令)第二條に規
 定する小型漁船(危険物ばら積船及び特殊船を
 除く。以下この条において「一般小型船」とい

う。)についての法第五條第一項第三号の国土
 交通省令で定める改造又は修理は、次に掲げる
 改造又は修理とする。

一 船舶の長さ、幅又は深さの変更その他船体
 の主要な構造の変更で船体の強度、水密性又
 は防火性に影響を及ぼす改造

二 上甲板下の船体(上甲板のない船舶にあつ
 ては、げん端下の船体をいう。以下この条に
 おいて同じ。)の主要部についての曲り直し、
 補強、取替え、溶接その他の作業で船体の強
 度、水密性又は防火性に影響を及ぼすおそれ
 のある修理

三 かじ又は操だ装置についての変更で船舶の
 操縦性に影響を及ぼす改造

四 主機を取り替える改造又は修理(法による
 検査又は検定を受け、これに合格した船外機
 (海難その他の事由により当該検査又は検定
 を受けた事項につき船舶の堪航性又は人命の
 安全の保持に影響を及ぼすおそれのあるもの
 を除く。)をあらかじめ管海官庁の指定した
 条件に従つて取り替える改造又は修理を除
 く。)

五 機関の主要部を取り替える改造又は修理
 (あらかじめ法による検査又は検定を受け、
 これに合格した物件(性能が同一のものに限
 る。)で当該検査又は検定に合格した後初め
 て船舶に備え付けられるものと取り替えるも
 のを除く。)

六 船舶に固定して施設される救命設備、消防
 設備及び航海用具に係る物件で船舶に固定し
 て施設されるものに関し、検査を受けた事項
 につき船舶の堪航性又は人命の安全の保持に
 影響を及ぼすおそれのある変更を生じる改造
 又は修理

七 法第四條第一項の規定により施設する無線
 電信等の取替え

八 法第五條第一項第三号の国土交通省令で定め
 るときは、次の各号のいずれかに該当する場
 合とする。

一 法第三條の規定により新たに満載喫水線を
 標示しようとするとき。

二 法第四條第一項の規定により新たに無線電
 信等を施設しようとするとき。

三 法第二條第一項各号(一般小型船にあつて
 は、同項第六号及び第九号)に掲げる事項に
 係る物件で船舶に固定して施設されるもの
 以外のものの新設、増備、取替え若しくは取り

はずし(一般小型船については、小型船舶用
 救命胴衣、小型船舶用救命クッション及び小
 型船舶用浮力補助具で現にとう載している人
 員と同数のもの以外のものの一時的な陸揚げ
 保管に係る取りはずし又は増備を除く。)(法
 による検査又は検定を受け、これに合格した
 物件で当該検査又は検定に合格した後初めて
 船舶に備え付けられるものの新設若しくは増
 備又はこれとの取替えを除く。)

又は積付方

法の変更(同項の国土交通省令又は国土交通

省令・農林水産省令の規定により積付方法が

定められている物件に限る。)をしようとする

とき。

三の二 国際航海に従事する総トン数(トン数

法第四條第一項の国際総トン数をいう。以下

この条及び第六十五條第二項において同じ。)

四百トン以上の船舶について、被覆、塗料、

表面処理若しくは装置を用いて船舶への生物

の付着を抑制し又は防止する方法(以下「防

汚方法」という。)の変更又はこれらの被覆、

塗料、表面処理若しくは装置の更新をしよう

とするとき。ただし、当該変更又は更新をし

ようとする面積が小さいことその他の告示で

定める要件に適合する場合にあつては、この

限りでない。

四 国際航海に従事しない総トン数四百トン以

上の船舶について、国際防汚方法証書の交付

又は裏書を受けようとするとき。

五 ボイラの安全弁の封鎖を解放して調整しよ

うとするとき。

六 揚貨装置につき指定を受けた制限荷重、制

限角度又は制限半径の変更を受けようとする

とき。

七 昇降機につき指定を受けた制限荷重又は定

員の変更を受けようとするとき。

八 第十二條の二第二項の規定の適用のある船

舶について、同項の安全管理手引書につき当

該船舶の航行の安全の確保に著しい影響を及

ぼすおそれのある変更をしようとするとき。

八の二 危険物船舶運送及び貯蔵規則第四十五

條に規定する船舶について、同令別表第四に

定める災害対策緊急措置手引書につき当該船

舶の航行の安全の確保に著しい影響を及ぼす

おそれのある変更をしようとするとき。

九 船舶復原性規則又は小型船舶安全規則第百

一條の規定の適用を受ける船舶及びこれ以外

のタンカー(船舶区画規程第二條第二項のタ

ンカーをいう。)、液化ガスばら積船及び液体

化学薬品ばら積船について、法第二條第一項

各号に掲げる事項に係る物件以外の物件の新

設、増備、位置の変更、取替え若しくは取り

はずしで当該船舶の復原性に影響を及ぼすお

それのあるものをしようとするとき。

十 小型船舶安全規則の適用を受ける船舶(前

号の船舶を除く。))について、当該船舶の復

原性に著しい影響を及ぼすおそれのある変更

をしようとするとき。

十一 小型船舶安全規則第二條第一項に規定す

る小型船舶及び漁船特殊規則第二條に規定す

る小型漁船について、当該船舶の操縦性に著

しい影響を及ぼすおそれのある変更をしよう

とするとき。

十二 特定の事項について指定を受けた臨時検

査を受けるべき時期に至つたとき。

十三 海難その他の事由により検査を受けた事

項につき船舶の堪航性又は人命の安全の保持

に影響を及ぼすおそれのある変更が生じたこ

と。ただし、一般小型船については、次に掲

げる場合とする。

イ 上甲板下の船体の主要な構造に重大な損

傷が生じたとき。

ロ クランク軸等主機の主要部又はプロペラ

軸に重大な損傷が生じたとき。

ハ 火災により船舶に重大な損傷が生じたこ

と。

四 前項第十二号の指定は、船舶検査手帳に記入

して行う。

五 第三項第十二号に係る臨時検査は、その時期

を繰り上げて受けることができる。

六 臨時検査を受けるべき場合に定期検査、第一

種中間検査、第二種中間検査(臨時検査を受け

るべき事項が第二種中間検査の検査事項のみで

ある場合に限り。)

又は第三種中間検査(臨時

検査を受けるべき事項が第三種中間検査の検査

事項のみである場合に限り。)

を受けるときは、

臨時検査を受けることを要しない。

(臨時航行検査)

第十九條の二 臨時航行検査は、次の各号のい

れかに該当する場合に行うものとする。

一 日本船舶を所有することができない者に譲

渡する目的でこれを外国に回航するとき。

二 船舶を改造し、整備し、若しくは解散する

ため、又は法による検査若しくは検定若しく

は船舶法(明治三十二年法律第四十六号)に

よる総トン数の測度（小型漁船の総トン数の測度に関する政令（昭和二十八年政令第二百五十九号）第一条第一項又は第三項の総トン数の測度を含む。以下同じ。）又は小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第百二号。以下「小型船舶登録法」という。）第六条第二項若しくは第九条第二項の総トン数の測度を受けるため、これを改造、整備若しくは解散する場所又は法による検査若しくは検定、船舶法若しくは小型船舶登録法による総トン数の測度を受ける場所に回航するとき。

三 その他船舶検査証書を受有しない船舶を、やむを得ない理由によつて臨時に航行の用に供するとき。

（コンテナに関する検査の特例）

第十九条の三 次の各号の一に該当するコンテナ（船舶による貨物の運送に使用される底部が方形の器具であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械荷役、積重ね又は固定の用に供する器具を有するものをいう。以下同じ。）については、前三条の規定にかかわらず、定期検査、中間検査、臨時検査及び臨時航行検査を受けることを要しない。

一 法による検査又は検定を受け、これに合格したコンテナであつて次に掲げる要件に適合するもの

イ 第五十六条の四第二項に規定する安全承認板が取り付けられていること。

ロ 第六十条の四第一項第一号又は第二号に掲げる日を経過していないこと。

ハ 著しい摩損、腐食又はき裂、有害な変形その他の異状が認められないこと。

二 日本船舶を所有することができる者又は日本船舶を所有することができない者が所有しているコンテナであつて、それぞれ告示で定める外国の政府により当該国のコンテナに関する法令に適合していることが認められていることを示す有効な確認物を有し、かつ、前号ハの要件に適合するもの

（特別検査）

第二十条 特別検査は、国土交通大臣が一定の範囲の船舶について事故が著しく生じている等によりその材料、構造、設備又は性能が法第二条第一項の国土交通省令又は国土交通省令・農林水産省令に適合していないおそれがあると認められる場合に、これらの船舶について特別検査を受けるべき旨を公示して行うものとする。

2 前項の規定による公示は、次に掲げる事項を定めて行うものとする。

一 検査を受けるべき船舶の範囲

二 検査を受けるべき事項

三 検査を受けるべき期間

四 検査を受ける場合の準備

五 その他検査に関し必要な事項

3 第一項の規定による公示により特別検査を受けるべきこととされた船舶であつて、当該公示により定められた検査を受けるべき期間の末日以前に有効期間が満了する船舶検査証書若しくは同日以前に満了する期間に係る臨時航行許可証の交付を受けているもの又は当該公示のあつた日以後当該公示により定められた検査を受けるべき期間の末日までの間に定期検査を申請し、若しくはこれに合格したものは、特別検査を受けることを要しない。

（製造検査の免除）

第二十一条 法第六条第一項の製造検査を受けることを要しない船舶は、次のとおりとする。

一 平水区域のみを航行する船舶であつて旅客船、危険物ばら積船及び特殊船以外のもの

二 推進機関及び帆装を有しない船舶（危険物ばら積船、特殊船、推進機関を有する他の船舶に引かれ又は押されて人又はばら積みものの運送の用に供するものと及係留船を除く。）

三 外国の国籍を取得する目的で製造に着手した後日本の国籍を取得する目的で製造することとなつた船舶であつて管海官庁が法第六条第一項の製造検査を行なうことが困難であると認めるもの

（予備検査を受けることができる物件）

第二十二条 別表第一製造に係る予備検査の項に掲げる物件はその製造について、同表改造、修理又は整備に係る予備検査の項に掲げる物件はその改造、修理又は整備について予備検査を受けることができる。

第三節 検査の準備

第二十三条 検査申請者は、検査を受けるべき事項について、この節の規定に従い検査の準備をするものとする。

（定期検査）

第二十四条 定期検査を受ける場合の準備は、次に掲げる準備並びに海上試運転及び復原性試験の準備とする。

一 船体にあつては次に掲げる準備

イ 船底外板、かじ等の船体外部に係る事項の告示で定める外観検査の準備

ロ タンク、貨物区画等の船体内部に係る事項の告示で定める外観検査の準備

ハ 告示で定める板厚計測の準備

ニ 材料試験の準備（初めて検査を受ける場合に限り。）

ホ 非破壊検査の準備

ヘ 圧力試験及び荷重試験の準備

ト 水密戸、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備

二 機関にあつては次に掲げる準備

イ 主機、補助機関、動力伝達装置及び軸系、ボイラ及び圧力容器並びに補機及び管装置の告示で定める解放検査の準備

ロ 材料試験、溶接施工試験、釣合い試験、歯当たり試験、すり合わせ試験、蓄気試験及び陸上試運転の準備（初めて検査を受ける場合に限り。）

ハ 非破壊検査の準備

ニ 圧力試験の準備

ホ 効力試験の準備

ヘ 逃気試験の準備

三 排水設備にあつては次に掲げる準備

イ 告示で定める解放検査の準備

ロ 圧力試験の準備

ハ 効力試験の準備

操だ、係船及び揚錨の設備にあつては次に掲げる準備

イ 錨、錨鎖及び係船用索の告示で定める外観検査の準備

ロ 材料試験の準備（初めて検査を受ける場合に限り。）

ハ 圧力試験の準備

ニ 効力試験の準備

五 救命及び消防の設備にあつては次に掲げる準備

イ 材料試験の準備（初めて検査を受ける場合に限り。）

ロ 圧力試験の準備

ハ 効力試験の準備

六 航海用具にあつては効力試験の準備

七 危険物その他の特殊貨物の積付設備にあつては次に掲げる準備

イ タンクの告示で定める外観検査の準備

ロ 材料試験及び溶接施工試験の準備（初めて検査を受ける場合に限り。）

ハ 非破壊検査の準備

ニ 圧力試験の準備

ホ 効力試験の準備

八 荷役その他の作業の設備にあつては次に掲げる準備

イ 揚貨装置の告示で定める解放検査の準備

ロ 揚貨装置の荷重試験の準備

ハ 圧力試験及び効力試験の準備

九 電気設備にあつては次に掲げる準備

イ 材料試験、防水試験、防爆試験及び完成試験の準備（初めて検査を受ける場合に限り。）

ロ 絶縁抵抗試験の準備

ハ 効力試験の準備

十 昇降設備にあつては次に掲げる準備

イ 告示で定める解放検査の準備

ロ 材料試験の準備（初めて検査を受ける場合に限り。）

ハ 荷重試験（初めて検査を受ける場合に限り。）及び効力試験の準備

十一 焼却設備にあつては次に掲げる準備

イ 告示で定める解放検査の準備

ロ 材料試験及び温度試験の準備（初めて検査を受ける場合に限り。）

ハ 圧力試験の準備

ニ 効力試験の準備

十二 コンテナ設備（コンテナ及びコンテナを固定するための設備をいう。以下同じ。）にあつては次に掲げる準備

イ 材料試験の準備（初めて検査を受ける場合に限り。）

ロ 荷重試験の準備

十三 満載喫水線にあつては告示で定める標示の検査の準備

（中間検査）

第二十五条 第一種中間検査を受ける場合の準備は、次のとおりとする。

一 船体にあつては次に掲げる準備

イ 前条第一号イに掲げる準備

ロ 前条第一号トに掲げる準備

二 機関にあつては次に掲げる準備

イ 主機、補助機関、動力伝達装置及び軸系、ボイラ並びに補機及び管装置の告示で定める解放検査の準備

ロ 前条第二号ホに掲げる準備

ハ 前条第二号ヘに掲げる準備

三 排水設備にあつては次に掲げる準備

該事項に係る物件の構造及び配置を示す図面

ニ 新たに満載喫水線（木材満載喫水線及び区画満載喫水線を除く。）に関する検査を受ける船舶にあつては次に掲げる図面

- (1) 船体中央横断面図（縦通板各条の幅をも記載したもの）
- (2) 船体中心線縦断面の諸材構造配置図
- (3) 甲板及び倉内平面の諸材構造配置図
- (4) 甲板平面図
- (5) 前号ロに掲げる図面

ホ 新たに木材満載喫水線に関する検査を受ける船舶にあつては、前号ハに掲げる図面へ新たに区画満載喫水線に関する検査を受ける船舶にあつては、次に掲げる書類

- (1) 一般配置図
- (2) 船体中央横断面図
- (3) 開口詳細図
- (4) 諸管線図
- (5) 船体線図
- (6) 前号ニに掲げる書類

ト 満載喫水線の位置の変更を受ける場合には、あつては、ニ、ホ又はへに掲げる書類のうち当該変更に係るもの

チ 新たに損傷時の復原性に関する検査を受ける船舶（へに規定する船舶を除く。）にあつては、次に掲げる書類

- (1) 一般配置図
- (2) 船体中央横断面図
- (3) 開口詳細図
- (4) 諸管線図
- (5) 船体線図
- (6) 前号ホに掲げる書類

リ 損傷時の復原性に関する事項を変更する場合（区画満載喫水線の位置の変更を受ける場合を除く。）にあつては、チに掲げる書類のうち当該変更に係るもの

ヌ 新たに船舶復原性規則又は小型船舶安全規則第一百一条の規定の適用を受ける船舶にあつては、次に掲げる書類

- (1) 一般配置図

- (2) 船体中央横断面図
- (3) 開口詳細図
- (4) 船体線図
- (5) 前号へに掲げる書類
 - ル 復原性に関係のある事項を変更する場合にあつては、又に掲げる書類のうち当該変更に係るもの
 - ヲ 新たに揚貨装置に関する検査を受ける場合にあつては、次に掲げる書類
 - (1) 揚貨装置配置図
 - (2) 揚貨装置の構造図
 - (3) 前号トに掲げる書類
 - ワ 揚貨装置を変更する場合にあつては、ヨに掲げる書類のうち当該変更に係るもの
 - 力 新たに潜水設備に関する検査を受ける船舶にあつては、前号チに掲げる書類
 - ヨ 潜水設備を変更する場合にあつては、カに掲げる書類のうち当該変更に係るもの
 - タ 新たに昇降設備に関する検査を受ける場合にあつては、次に掲げる書類
 - (1) 昇降設備配置図
 - (2) 昇降設備の構造図
 - (3) 前号リに掲げる書類
 - レ 昇降設備を変更する場合にあつては、タに掲げる書類のうち当該変更に係るもの
 - ソ 新たに焼却設備に関する検査を受ける場合にあつては、次に掲げる書類
 - (1) 焼却設備配置図
 - (2) 焼却設備の構造図
 - (3) 前号ヌに掲げる書類
 - ツ 焼却設備を変更する場合にあつては、ソに掲げる書類のうち当該変更に係るもの
 - ネ 新たにコンテナ設備に関する検査を受ける場合にあつては、前号ルに掲げる書類
 - ナ 整備済証明書（船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第二十四条第二項の整備済証明書をいう。以下同じ。）の交付を受けている船舶又は整備済証明書の交付を受けている物件を備へ付けている船舶について、当該整備済証明書の交付に係る確認が行われた後三十日以内に定期検査又

は中間検査を受ける場合にあつては、当該整備済証明書

ラ 法第六条ノ四第二項の規定による法第五条第一項の検査の省略を受けようとする場合にあつては、次に掲げる書類

(1) 当該省略を受けようとする船舶又は物件について、前回の定期検査又は中間検査に合格した日以降に故障その他の不具合が生じた場合における次に掲げる事項を記載した書類

(i) 法第六条ノ四第一項に規定する遠隔支援業務により得られた当該不具合に関する情報

(ii) (i) の情報に基づいて行われた整備の内容

(2) (一) (i) に掲げる内容のほか、当該省略を受けようとする船舶又は物件について前回の定期検査又は中間検査に合格した日以降に行われた整備の内容を記載した書類

ム 確認済証明書（小型船舶に係る検査及び確認に関する省令（昭和六十二年運輸省令第五十六号）第三条の確認済証明書をいう。以下同じ。）の交付を受けている小型船舶について、当該確認済証明書の交付に係る確認が行われた後三十日以内に中間検査を受ける場合にあつては、当該確認済証明書

三 イ 船舶検査手帳（交付を受けている船舶に限る。）

ロ 法第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件の構造及び配置を示す図面

四 特別検査を受ける場合に提出する書類

イ 船舶検査証書

ロ 船舶検査手帳

ハ 特別検査を受けるべき事項に係る物件の構造及び配置を示す図面

五 製造検査を受ける場合に提出する書類

イ 製造仕様書並びに法第二条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項に係る物件の構造及び配置を示す図面

ロ 満載喫水線（木材満載喫水線及び区画満載喫水線を除く。）に関する検査を受けるる船舶にあつては、第一号ロに掲げる図面

- ハ 木材満載喫水線に関する検査を受ける船舶にあつては、第一号ハに掲げる図面
- ニ 区画満載喫水線に関する検査を受ける船舶にあつては、第一号ニに掲げる書類
- 六 予備検査を受ける場合に提出する書類
- イ 物件の製造について予備検査を受ける場合にあつては、製造仕様書
- ロ 物件の構造を示す図面
- 2 法第八条の船舶について定期検査又は中間検査を受けようとする者は、船級協会（同条の登録を受けた船級協会のいう。以下同じ。）の船級の登録を受けている旨の証明書を管海官庁に提示しなければならない。
- 3 揚貨装置に係る法第五条の検査（法第八条の船舶にあつては、特別検査に限る。）を受けようとする者は、荷役設備検査記録簿を管海官庁に提示しなければならない。
- 4 昇降設備に係る法第五条の検査（法第八条の船舶にあつては、特別検査に限る。）を受けようとする者は、昇降設備検査記録簿を管海官庁に提示しなければならない。
- 5 焼却設備に係る法第五条の検査（法第八条の船舶にあつては、特別検査に限る。）を受けようとする者は、焼却設備検査記録簿を管海官庁に提示しなければならない。
- 6 管海官庁は、検査のため必要があると認める場合において第一項に規定する書類のほか必要な書類の提出を求め、又は同項に規定する書類の一部についてその提出を免除することができる。
- 第五節 船舶検査証書等**
（船舶検査証書の様式）
- 第三十三条** 船舶検査証書の様式は、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- 一 次号に掲げる船舶以外の船舶 第八号様式
- 二 小型船舶（第十四条各号に掲げるものを除く。） 第九号様式
- 第三十四条** 法第八条の船舶であつて第四十八条の五に規定する検査を要しないものに係る船舶検査証書の交付（小型船舶にあつては、船舶検査証書及び船舶検査済票の交付。次項において同じ。）を受けようとする者は、船舶検査証書交付申請書（第十号様式）を管海官庁に提出しなければならない。
- 2 船舶検査証書交付申請書には、次に掲げる書類（初めて船舶検査証書の交付を受ける場合に

- あつては、第三号に掲げる書類及び船級協会の検査に関する事項を記録した書類）を添付しなければならない。
- 一 船舶検査証書
- 二 船舶検査手帳
- 三 船級協会の船級の登録を受けている旨の証明書
- 3 管海官庁は、船舶検査証書を初めて交付するときは、当該船舶検査証書と併せて船舶検査手帳を交付するものとする。
（法第十条第一項ただし書の国土交通省令で定める船舶）
- 第三十五条** 法第十条第一項ただし書の国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる船舶以外の船舶とする。
- 一 危険物ばら積船
- 二 特殊船
- 三 ボイラ（船舶機関規則第四十二条のボイラに限る。）を有する船舶
- 四 結合した二の船舶（第十三条の六の規定の適用を受けるものに限る。）
（船舶検査証書の有効期間）
- 第三十六条** 船舶検査証書の有効期間は、交付の日から定期検査（法第八条の船舶にあつては、船級協会が同条の規定により行う定期検査に相当する検査。以下この条、第四十六条の二第一項及び第四十六条の三第一項において「定期検査等」という。）に合格した日から起算して五年（法第十条第一項ただし書に規定する船舶にあつては、六年。以下この条において同じ。）を経過する日までの間とする。ただし、法第十条第四項各号に掲げる場合又は船舶が船舶検査証書の有効期間が満了する日以降に定期検査等に合格した場合（改造又は修理のため当該船舶を長期間航行の用に供することができない場合その他管海官庁がやむを得ないと認める場合を除く。）（原子力船に係る場合を除く。）は、交付の日から当該船舶検査証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して五年を経過する日までの間とする。
- 2 従前の船舶検査証書の有効期間の満了前に、定期検査等を受け、当該定期検査等に係る船舶検査証書の交付を受けた場合は、従前の船舶検査証書の有効期間は、満了したものとみなす。
法第十条第一項ただし書に規定する船舶が同項ただし書に規定する船舶以外の船舶となつた場合又は同項ただし書に規定する船舶以外の船舶

- 船舶が同項ただし書に規定する船舶となつた場合は、当該船舶の船舶検査証書の有効期間は、満了したものとみなす。ただし、当該船舶の区分の変更が臨時的なものである場合は、この限りでない。
- （船舶検査証書の返付）**
- 第三十七条** 管海官庁は、船舶が中間検査、臨時検査又は特別検査に合格した場合は、第三十二条第一項の規定により提出された船舶検査証書を当該検査申請者に返付するものとする。
（船舶検査証書の書換え）
- 第三十八条** 船舶所有者は、船舶検査証書の記載事項を変更しようとする場合又はその記載事項に変更を生じた場合は、速やかに、書換申請書（第十二号様式）に船舶検査証書及び船舶検査手帳を添えて管海官庁に提出し、船舶検査証書の書換えを受けなければならない。
- 2 管海官庁は、第一項の規定による船舶検査証書の書換えの申請があつた場合において、その変更が臨時的なものであるときは、書換えに代えて臨時変更証（第十三号様式）を交付するものとする。
- 3 臨時変更証に書換えに代えて記載された事項に対応する船舶検査証書の記載事項は、当該臨時変更証の有効期間中は、当該臨時変更証に記載されたとおり書き換えられたものとみなす。
（船舶検査証書の再交付）
- 第三十九条** 船舶所有者は、船舶検査証書又は臨時変更証を滅失し、又はき損した場合は、船舶検査証書等再交付申請書（第十四号様式）に船舶検査証書（き損した場合に限る。）及び船舶検査手帳を添えて、管海官庁に提出し、その再交付を受けることができる。
- 2 船舶検査証書又は臨時変更証を失つたことにより再交付を受けた場合は、その失つた船舶検査証書又は臨時変更証は、無効とする。
（船舶検査証書等の備付け）
- 第四十条** 船長は、船舶検査証書及び臨時変更証を船内に備えておかなければならない。
（船舶検査証書の返納）
- 第四十一条** 船舶所有者は、次に掲げる場合は、すみやかに、船舶検査証書（第四号の場合にあつては、発見した船舶検査証書）を管海官庁に返納しなければならない。
- 一 船舶が滅失し、沈没し、又は解散されたとき
- 二 船舶が法第二条第一項の規定の適用を受けないこととなつたとき

- 三 船舶検査証書の有効期間が満了したとき
- 四 第三十九条第一項の規定により船舶検査証書の再交付を受けた後、失つた船舶検査証書を発見したとき
- 2 船舶所有者は、次に掲げる場合は、すみやかに、臨時変更証（第三号の場合にあつては、発見した臨時変更証）を管海官庁に返納しなければならない。
- 一 前項第一号又は第二号に該当するとき
- 二 臨時変更証の有効期間が満了したとき
- 三 第三十九条第一項の規定により臨時変更証の再交付を受けた後、失つた臨時変更証を発見したとき
- （船舶検査済票）**
- 第四十二条** 船舶検査済票の様式は、第十五号様式とする。
- 2 小型船舶の所有者は、船舶検査済票を滅失し、又はき損した場合は、船舶検査証書等再交付申請書に船舶検査証書及び船舶検査手帳を添えて、管海官庁に提出し、その再交付を受けることができる。第三十九条第二項の規定は、この場合について準用する。
- 3 小型船舶の所有者は、船舶検査済票を両船側の船外から見やすい場所にはりつけておかなければならない。ただし、両船側にはりつけることが困難な船舶については、管海官庁が適当と認める場所にはりつけることをもつて足りる。
- 4 小型船舶の所有者は、次に掲げる場合は、前項の規定によりはりつけられている船舶検査済票（第三号の場合にあつては、き損した船舶検査済票）を取り除かなければならない。
- 一 小型船舶が法第二条第一項の規定の適用を受けないこととなつたとき
- 二 船舶検査証書の有効期間が満了したとき
- 三 船舶検査済票をき損した場合において、第二項の規定により、船舶検査済票の再交付を受けたとき
- （臨時航行許可証）**
- 第四十三条** 臨時航行許可証の様式は、第十六号様式とする。
- 2 第三十九条、第四十条及び第四十一条第一項の規定は、臨時航行許可証について準用する。この場合において、第三十九条中「船舶検査手帳」とあるのは、「船舶検査手帳（交付を受けている船舶に限る。）」と読み替えるものとする。

（臨時航行許可証の交付申請）

第四十三條の二 第三十四條第一項の船舶に係る

臨時航行許可証の交付を受けようとする者は、臨時航行許可証交付申請書（第十六号の二様式）を管海官庁に提出しなければならない。

2 臨時航行許可証交付申請書には、船舶検査手帳（交付を受けている船舶に限る。）及び船級協会の船級の登録を受けている旨の証明書を添付しなければならない。

（船舶検査証書又は臨時航行許可証を受有しないで航行できる場合）

第四十四條 法第十八條第一項第一号の国土交通省令で定める場合は、法第五條の検査又は法第六條ノ五第一項の規定による船舶の型式承認のため国土交通大臣の行う試験の執行として旅客及び貨物をとう載せずに試運転を行う場合とする。

（法第六條の検査に係る合格証明書及び証印）

第四十五條 製造検査合格証明書、予備検査合格証明書及び法第九條第三項の証印（以下この条において単に「証印」という。）の様式は、それぞれ第十七号様式、第十八号様式及び第十九号様式とする。

2 製造検査に合格した船舶に対しては、製造検査合格証明書を交付し、かつ、証印を附するものとする。ただし、当該船舶の最初の定期検査の申請が、当該製造検査を行った管海官庁に対して行われている場合は、製造検査合格証明書の交付を省略するものとする。

3 予備検査に合格した物件に対しては、証印を附するものとする。

4 予備検査を受けた者は、前項の規定による証印を附された物件について、管海官庁に予備検査合格証明書交付申請書（第十九号の二様式）を提出し、予備検査合格証明書の交付を受けることができる。

5 製造検査合格証明書又は予備検査合格証明書の受有者は、これを滅失し、又はき損した場合、製造検査合格証明書又は予備検査合格証明書再交付申請書（第二十号様式）に製造検査合格証明書又は予備検査合格証明書（き損した場合に限る。）を添えて、当該製造検査合格証明書又は予備検査合格証明書を交付した管海官庁に提出し、その再交付を受けることができる。

（船舶検査手帳）

第四十六條 船舶検査手帳の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 管海官庁が第三十二條第一項第一号力の船舶（以下この条において「履歴記録対象船舶」という。）に交付するもの 第二十一号様式

二 管海官庁が履歴記録対象船舶以外の船舶に交付するもの（法第七條ノ二第二項に規定する場合において管海官庁が交付するものを除く。） 第二十一号の二様式

三 小型船舶検査機構又は法第七條ノ二第二項に規定する場合において管海官庁が船舶に交付するもの 第二十一号の三様式

2 船級協会は、法第八條の検査を行った場合は、当該検査に関する事項を記録するため、船舶検査手帳に必要な事項を記載するものとする。

3 船舶所有者は、船舶検査手帳に必要な事項を記載しておかなければならない。

4 船長は、船舶検査手帳を船内に備えておかなければならない。

5 履歴記録対象船舶の船舶所有者は、日本船舶を所有することができない者に当該船舶を譲渡する場合は、船舶検査手帳のうち第二十一号様式（6）（ロ）の部分の譲受人に交付しなければならない。

6 履歴記録対象船舶の船舶所有者は、船舶検査手帳のうち第二十一号様式（6）（イ）の記載事項を変更しようとする場合又はその記載事項に変更を生じた場合は、速やかに、書換申請書（第十一号様式）に船舶検査手帳を添えて管海官庁に提出し、船舶検査手帳の書換えを受けなければならない。

7 第三十七條及び第三十九條第一項の規定は、船舶検査手帳について準用する。この場合において、第三十七條中「中間検査、臨時検査又は特別検査」とあるのは、「定期検査、中間検査、臨時検査、臨時航行検査又は特別検査」と読み替えるものとする。

第六節 雑則

（船舶検査証書の有効期間の延長）

第四十六條の二 法第十條第二項の国土交通省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 国際航海に従事する船舶（原子力船、高速船（第十八條第二項の表備考第一号に規定する高速船をいう。以下この項において同じ。）並びに第四号及び第五号の船舶を除く。）が、船舶検査証書の有効期間が満了する時において、外国の港から本邦の港又は定期検査等を受ける予定の外国の他の港に向け航海中となること。

二 国際航海に従事する高速船が、船舶検査証書の有効期間が満了する時において、外国の港から本邦の港又は定期検査等を受ける予定の外国の他の港に向け航海中となること。

三 国際航海に従事しない高速船が、船舶検査証書の有効期間が満了する時において、定期検査等を受ける予定の港に向け航海中となること。

四 第十八條第二項の表第六号上欄に掲げる船舶が、船舶検査証書の有効期間が満了する時において、定期検査等を受ける予定の港に向け航海中となること。

五 国際航海に従事する船舶（原子力船、高速船及び前号の船舶を除く。）であつて航海を開始する港から最終の到着港までの距離が千海里を超えない航海に従事するものが、船舶検査証書の有効期間が満了する時において、航海中となること。

六 国際航海に従事しない船舶（原子力船、高速船及び第四号の船舶を除く。）が、船舶検査証書の有効期間が満了する時において、航海中となること。

2 前項第一号から第四号までに掲げる事由がある船舶については、管海官庁又は日本の領事官は、申請により、当該船舶検査証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して三月（同項第二号及び第三号に掲げる事由がある船舶にあつては一月）を超えない範囲内においてその指定する日まで当該船舶検査証書の有効期間を延長することができる。ただし、指定を受けた日前に当該航海を終了した場合は、その終了した日を当該船舶検査証書の有効期間が満了する日とする。

3 第一項第五号及び第六号に掲げる事由がある船舶については、管海官庁又は日本の領事官は、申請により、当該船舶検査証書の有効期間が満了する日から起算して一月を超えない範囲内においてその指定する日まで当該船舶検査証書の有効期間を延長することができる。

4 前二項の申請をしようとする者は、有効期間延長申請書（第二十一号の四様式）を管海官庁又は日本の領事官に提出しなければならない。

5 前項の有効期間延長申請書には、船舶検査証書及び船舶検査手帳を添付しなければならない。

6 第二項及び第三項の規定による指定は、船舶検査証書及び船舶検査手帳に記入して行う。

第四十六條の三 法第十條第三項の国土交通省令

で定める事由は、船舶（原子力船を除く。）が、定期検査等を外国において受けた場合その他の地理的条件、交通事情その他の事情により、当該定期検査等に合格した後速やかに、当該定期検査等に係る船舶検査証書の交付を受けることが困難であることとする。

2 法第十條第三項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を管海官庁に提出し、船舶に前項に規定する事由がある旨の確認を受けなければならない。この場合において、法第八條の船舶に係る確認を受けようとする者にあつては、当該書面に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 船舶検査証書の写し
二 船舶検査手帳の写し
三 船級協会の船級の登録を受けている旨の証明書

3 管海官庁は、法第八條の船舶以外の船舶に係る前項の確認を行ったときは、第三十二條第一項の規定により提出された船舶検査証書及び船舶検査手帳を定期検査を申請した者に返付するものとする。

4 前項の規定により船舶検査証書及び船舶検査手帳の返付を受けた者は、当該船舶検査証書の有効期間の満了前に受けた定期検査に係る船舶検査証書の交付を受けようとするときは、従前の船舶検査証書及び船舶検査手帳を管海官庁に提出しなければならない。

（国際航海に従事する旅客船の中間検査の時期の延期）

第四十六條の四 次の表の上欄に掲げる事由により中間検査を受けることができなかった船舶（原子力船を除く。以下この条において同じ。）について、管海官庁又は日本の領事官は、申請により、同表の下欄に掲げる範囲内においてその指定する日まで当該船舶の中間検査の時期の延期をすることができる。ただし、指定を受けた日前に当該航海を終了した場合は、その終了した日を中間検査の時期とする。

一 第十八條第二項の表第一号検査基準日（第上欄に掲げる船舶（次号の船舶十八條第二項を除く。）が、同号下欄に掲げ表備考第二号の時期及び同条第三項に規定す（同条第七項の規

る時期を経過する時において、定により読み替
外国の港から本邦の港又は中間へて適用する場
検査を受ける予定の外国の他の合を含む。）に規
港に向け航海中となること。

二 第十八条第二項の表第一号検査基準日から
上欄に掲げる船舶（航海を開始起算して一月を
する港から最終の到着港までの超えない範囲内
距離が千海里を超えない航海に
従事するものに限る。）が、同
号下欄に掲げる時期及び同条第
三項に規定する時期を経過する
時において、航海中となるこ
と。

二 第四十六条の二第四項から第六項までの規定
は、中間検査の時期の延期について準用する。
この場合において、第四項中「前二項」とある
のは「第四十六条の四第一項」と、「有効期間
延長申請書（第二十一号の四様式）」とあるの
は「中間検査期日指定申請書（第二十一号の五
様式）」と、同条第五項及び第六項中「船舶検
査証書及び船舶検査手帳」とあるのは「船舶検
査手帳」と読み替えるものとする。

第三章の二 登録検定機関等
第一節 登録検定機関
(登録検定機関の登録の申請)
第四十七条 法第二十五条の四十六（法第二十五
条の四十八において準用する場合を含む。）の
規定により法第六条ノ五第一項の規定による登
録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記
載した申請書を国土交通大臣に提出しなければ
ならない。

一 登録を受けようとする者の氏名又は名称及
び住所並びに法人にあつては、その代表者の
氏名
二 登録を受けようとする者が検定を行おうと
する事業所の名称及び所在地
三 登録を受けようとする者が検定業務を開始
しようとする年月日
四 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付し
なければならない。

一 登録を受けようとする者が法人である場合
には、次に掲げる事項を記載した書類

イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
(外国法令に基づいて設立された法人にあ
つては、これらに準ずるもの)
ロ 役員の氏名、住所及び経歴を記載した
書類

二 登録を受けようとする者が個人である場合
には、その住民票の写し（外国人にあつて
は、これに準ずるもの）及び履歴書
三 検定に用いる法別表第一に掲げる機械器具
その他の設備の数、性能、所在の場所及びそ
の所有又は借入れの別を記載した書類
四 検定を行う者の氏名及び経歴を記載した
書類

五 検定を行う者が、法第二十五条の四十七第
一項第二号に該当する者であることを証する
書類
六 登録を受けようとする者が、法第二十五
条の四十七第一項第三号及び第二項各号のい
ずれにも該当しない者であることを信じさせ
るに足る書類

(登録検定機関登録簿の登録事項)
第四十七条の二 法第二十五条の四十七第三項第
四号（法第二十五条の四十八において準用する
場合を含む。）の国土交通省令で定める事項は、
次に掲げるものとする。

一 登録を受けた者が検定を行う事業所の名称
二 登録を受けた者が検定業務を開始しようと
する年月日
(検定員の選任の届出等)
第四十七条の三 登録検定機関は、法第二十五
条の四十九第四項において準用する法第二十五
条の三十第三項前段の規定による届出をしよ
うとするときは、選任した検定員の氏名並びにそ
の者が検定を行う事業所の名称及び所在地を記載
した届出書に、その者の経歴を記載した書類を
添えて、国土交通大臣に提出しなければならない
い。

二 前項の届出書には、同項の者が法第二十五
条の四十七第一項第二号に該当する者であること
及び法第二十五条の四十九第四項において準用
する法第二十五条の三十第五項に該当しない者
であることを信じさせるに足る書類を添付しな
ければならない。

三 登録検定機関は、法第二十五条の四十九第四
項において準用する法第二十五条の三十第三項
後段の規定による届出をしようとするときは、
その日から十五日以内に、その旨並びにその理

由及び年月日を国土交通大臣に届け出なければ
ならない。
(役員の選任の届出等)
第四十七条の四 登録検定機関は、役員を選任し
たときは、その日から十五日以内に、選任した
役員の氏名及び住所を記載した届出書に、その
者の経歴を記載した書類を添えて、国土交通大
臣に届け出なければならない。

二 登録検定機関は、役員を解任したときは、そ
の日から十五日以内に、その旨並びにその理由
及び年月日を国土交通大臣に届け出なければ
ならない。
(登録事項の変更の届出)
第四十七条の五 登録検定機関は、法第二十五
条の五十の規定による届出をしようとするとき
は、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交
通大臣に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項
二 変更しようとする年月日
三 変更の理由
(検定業務規程の認可の申請)
第四十七条の六 登録検定機関は、法第二十五
条の五十一第一項前段の規定による認可を受けよ
うとするときは、その旨を記載した申請書に、
当該認可に係る検定業務規程を添えて、国土交
通大臣に提出しなければならない。

二 登録検定機関は、法第二十五条の五十一第一
項後段の規定による認可を受けようとするとき
は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該
認可に係る検定業務規程（変更に係る部分に限
る。）を添えて、国土交通大臣に提出しなけれ
ばならない。

一 変更しようとする事項
二 変更しようとする年月日
三 変更の理由
(検定業務規程の記載事項)
第四十七条の七 法第二十五条の五十一第二項の
国土交通省令で定める事項は、次に掲げるもの
とする。

一 検定の申請に関する事項
二 検定業務の実施方法に関する事項
三 検定合格証明書の交付及び再交付並びに証
印に関する事項
四 専任の管理責任者の選任その他の検定業務
の信頼性を確保するための措置に関する事項
五 検定員の選任に関する事項
六 検定に関する料金及び旅費に関する事項

七 検定業務に関する秘密の保持に関する事項
八 検定業務に関する公正の確保に関する事項
九 その他検定業務の実施に関し必要な事項
(業務の休廃止の許可の申請)
第四十七条の八 登録検定機関は、法第二十五
条の五十二の規定による許可を受けようとする
ときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土
交通大臣に提出しなければならない。

一 休止し、又は廃止しようとする検定業務
二 検定業務の全部又は一部を休止し、又は廃
止しようとする年月日
三 検定業務の全部又は一部を休止しようとし
る期間
四 検定業務の全部又は一部を休止し、又は廃
止しようとする理由
(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)
第四十七条の九 法第二十五条の五十三第二項第
三号に規定する国土交通省令で定める方法は、
当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出
力装置の映像面に表示する方法とする。

(電磁的記録に記録された事項を提供するため
の電磁的方法)
第四十七条の十 法第二十五条の五十三第二項第
四号に規定する国土交通省令で定める電磁的方
法は、次に掲げるもののうち、登録検定機関が
定めるものとする。

一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の
使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接
続した電子情報処理組織を使用する方法であ
つて、当該電気通信回線を通じて情報が送信
され、受信者の使用に係る電子計算機に備え
られたファイルに当該情報が記録されるもの
二 磁気ディスクその他これに準ずる方法によ
り一定の情報を確実に記録しておくことができ
るものをもつて調製するファイルに情報を
記録したものを交付する方法
三 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイ
ルへの記録を出力することによる書面を作成で
きるものでなければならない。

(帳簿の記載等)
第四十七条の十一 法第二十五条の五十九の国土
交通省令で定める事項は、次に掲げるものとす
る。

一 船舶又は物件の型式承認番号、名称及び
型式
二 検定を行つた船舶又は物件の数量
三 申請者の氏名又は名称及び住所

二 検定を行つた船舶又は物件の数量
三 申請者の氏名又は名称及び住所

- 四 検定を行った年月日及び場所
- 五 検定を行った事業所の名称
- 六 検定の結果
- 七 その他検定の実施状況に関する事項
- 2 法第二十五条の五十九の帳簿は、検定業務を行う事務所ごとに備え付け、記載の日から五年間保存しなければならない。
- (帳簿の提出)
- 第四十七条の十二 登録検定機関は、法第二十五条の五十二の規定による許可を受け、検定業務を休止し、又は廃止した場合その他当該業務を行わないこととなった場合には、遅滞なく、法第二十五条の五十九の帳簿を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 第二節 登録検査確認機関
- (登録検査確認機関の登録の申請)
- 第四十七条の十三 法第二十五条の六十七（法第二十五条の六十八において準用する法第二十五条の四十八において準用する場合を含む。）の規定により法第六条ノ六の規定による登録を受けた者又は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 一 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 登録を受けようとする者が検査及び確認を行うおととする事業所の名称及び所在地
- 三 登録を受けようとする者が検査及び確認業務を開始しようとする年月日
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類
- イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（外国法令に基づいて設立された法人にあつては、これらに準ずるもの）
- ロ 役員の氏名、住所及び経歴を記載した書類
- 二 登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し（外国人にあつては、これに準ずるもの）及び履歴書
- 三 検査及び確認に用いる法別表第三に掲げる機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を記載した書類
- 四 検査及び確認を行う者の氏名及び経歴を記載した書類
- 五 検査及び確認を行う者が、法第二十五条の六十八において準用する法第二十五条の四十七第一項第三号及び第二項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類
- (帳簿の記載等)
- 第四十七条の十四 法第二十五条の六十八において準用する法第二十五条の五十九の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 船名
- 二 船舶番号
- 三 総トン数
- 四 船舶所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 検査及び確認を行った年月日及び場所
- 六 検査及び確認を行った事業所の名称
- 七 検査及び確認の結果
- 八 その他検査及び確認の実施状況に関する事項
- 2 法第二十五条の六十八において準用する法第二十五条の五十九の帳簿は、検査及び確認業務を行う事務所ごとに備え付け、記載の日から五年間保存しなければならない。
- (準用)
- 第四十七条の十五 前節（第四十七条及び第四十七条の十一を除く。）の規定は、法第六条ノ六の規定による登録、登録検査確認機関並びに登録検査確認機関が行う検査及び確認について準用する。この場合において、第四十七条の三の見出し、同条第一項及び第四十七条の七第五号中「検定員」とあるのは「検査確認員」と読み替えるものとする。
- 第三節 船級協会
- (船級協会の登録の申請)
- 第四十七条の十六 法第二十五条の六十九（法第二十五条の七十において準用する法第二十五条の四十八において準用する場合を含む。）の規定により法第八条の規定による登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 一 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 登録を受けようとする者が検査を行うおととする事業所の名称及び所在地
- 三 登録を受けようとする者が検査業務を開始しようとする年月日
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類
- イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（外国法令に基づいて設立された法人にあつては、これらに準ずるもの）
- ロ 役員の氏名、住所及び経歴を記載した書類
- 二 登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し（外国人にあつては、これに準ずるもの）及び履歴書
- 三 検査に用いる法別表第四に掲げる機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を記載した書類
- 四 検査を行う者の氏名及び経歴を記載した書類
- 五 検査を行う者が、法第二十五条の七十において準用する法第二十五条の四十七第一項第二号に該当する者であることを証する書類
- 六 登録を受けようとする者が、法第二十五条の七十において準用する法第二十五条の四十七第一項第三号及び第二項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類
- (帳簿の記載等)
- 第四十七条の十七 法第二十五条の七十において準用する法第二十五条の五十九の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 船名
- 二 船舶番号
- 三 総トン数
- 四 船舶所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 検査の種類
- 六 検査を行った年月日及び場所
- 七 検査を行った事業所の名称
- 八 検査の結果
- 九 その他検査の実施状況に関する事項
- 2 法第二十五条の七十において準用する法第二十五条の五十九の帳簿は、検査業務を行う事務所ごとに備え付け、記載の日から五年間保存しなければならない。
- (報告書の提出等)
- 第四十七条の十八 船級協会は、法第八条の規定による検査を行った場合は、速やかに、当該検査に関する報告書を管海官庁に提出し、及び当該検査に基づき発行した証書の謄本を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 2 前項の報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 船名
- 二 船舶番号
- 三 総トン数
- 四 船舶所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 検査の種類
- 六 検査を行った年月日及び場所
- 七 検査を行った事業所の名称
- 八 検査の結果
- 九 船舶検査証書に記載された条件を変更する必要があると認めるときは、変更すべき内容及びその理由
- 3 船級協会は、法第八条の規定により検査を行った場合において、船舶検査証書に記載された条件を変更する必要があると認めるときは、船舶所有者に対し、船舶検査証書の書換えを受けるべき旨の通知をしなければならない。
- 4 船級協会は、船級の登録を受けた船舶（旅客船を除く。）について法第八条の規定による検査を行い合格しないものと認めた場合であつて、当該船舶が千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約に関する千九百八十八年の議定書の締約国である外国にあるときは、当該国の政府に対し、速やかに、その旨を報告しなければならない。
- 5 管海官庁は、第一項の規定により提出された報告書の審査に当たり必要があると認めるときは、船級協会に対し、検査依頼者から提出された図面その他必要な書類の提出を求めることができる。
- 6 国土交通大臣は、船級協会の行った法第八条の規定による検査が適当でないと認める場合は、検査のやり直しその他の処分を命ずることができる。
- (準用)
- 第四十七条の十九 第一節（第四十七条、第四十七条の三、第四十七条の八、第四十七条の十一及び第四十七条の十二を除く。）の規定は、法第八条の規定による登録、船級協会及び船級協会が行う検査について準用する。この場合において、第四十七条の七第五号中「検定員」とあるのは「検査員」と読み替えるものとする。

(登録検査関の登録の申請)

第四十七條の二十 法第二十八條第七項において

準用する法第二十五条の四十六（法第二十八条第七項において準用する法第二十五条の四十八において準用する場合を含む。）の規定により法第二十八条第五項の規定による登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 登録を受けようとする者が検査を行おうとする事業所の名称及び所在地

三 登録を受けようとする者が行う法別表第五の上欄に掲げる検査の区分

四 登録を受けようとする者が検査業務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類

イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
(外国法令に基づいて設立された法人にあつては、これらに準ずるもの)

ロ 役員の氏名、住所及び経歴を記載した書類

二 登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し（外国人にあつて

は、これに準ずるもの）及び履歴書

三 検査に用いる法別表第五の下欄に掲げる機

械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を記載した書類

四 検査を行う者の氏名及び経歴を記載した書類

五 検査を行う者が、法第二十八条第七項において準用する法第二十五条の四十七第一項第

二号に該当する者であることを証する書類
六 登録を受けようとする者が、法第二十八条

第七項において準用する法第二十五条の四十七第一項第三号及び第二項各号のいづれにも

該当しない者であることを信じさせるに足る書類

(検査業務規程の記載事項)
第四十七条の二十一 去第二十八条第七頁こお

て準用する法第二十五条の五十一第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとす

一 検査の申請に関する事項 二 次条の表の上欄に掲げる検査及び測定のうち、当該登録検査機関が行うもの 三 検査業務の実施方法に関する事項 四 検査合格証明書の交付及び再交付並びに証印に関する事項 五 専任の管理責任者の選任その他の検査業務の信頼性を確保するための措置に関する事項 六 検査員の選任に関する事項 七 検査に関する料金及び旅費に関する事項 八 検査業務に関する秘密の保持に関する事項 九 検査業務に関する公正の確保に関する事項 十 その他検査業務の実施に関し必要な事項 （帳簿の記載等） 第四十七条の二十二 法第二十八条第七項において準用する法第二十五条の五十九の国土交通省令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる検査及び測定の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。	検査及びび事項 測定	危険物船一 船舶番号又は船舶検査済票の番号 船舶運送及二 申請者の氏名又は名称及び住所 び貯蔵規三 検査を行った年月日及び場所 則第四百十四 検査を行った事業所の名称 一条第一五 検査の結果 項の検査 六 危険物船舶運送及び貯蔵規則第四百一条第四項に規定する危険物積付検査証の番号、交付の年月日及び再交付の年月日 八 その他検査の実施状況に関する事項
	危険物船一 コンテナ番号 船舶運送及二 申請者の氏名又は名称及び住所 び貯蔵規三 検査を行った年月日及び場所 則第四百十四 検査を行った事業所の名称 二条第一五 検査の結果 項の検査 六 危険物船舶運送及び貯蔵規則第四百一条第四項に規定する危険物コンテナ収納検査証の番号、交付の年月日及び再交付の年月日 七 その他検査の実施状況に関する事項	船舶運送及二 申請者の氏名又は名称及び住所 船舶運送及二 申請者の氏名又は名称及び住所

び貯蔵規三 則第一百四 三條第一五 項の検査 六 危険物船舶運送及び貯蔵規則第一百 三十三條第三項に規定する危険物容器檢 査証の番号、交付の年月日及び再交付 の年月日 七 その他検査の実施状況に関する 事項	特殊貨物一 船舶運送二 規則（昭三 和三十九四 年運輸省五 令第六十六 二號）第四 十七條第水 分値測定表 及び液状化 等物質水分 測定表の番 号、交付の 年月日及び 再交付の年 月日 七 その他測定の実施状況に関する 事項	特殊貨物一 船舶運送二 規則第二三 十五條第四 一項の檢五 査 六 検査を行った年月日及び場所 検査を行った事業所の名称 七 検査の結果 八 特殊貨物船舶運送規則第二十五條 第三項に規定する液状化等物質積付檢 査証の番号、交付の年月日及び再交付 の年月日 九 その他検査の実施状況に関する 事項	船舶設備一 規程等の二 一部を改三 正する省四 令（平成五 十一年運六 輸省令第省 令第三十二 三號）附則 第三項第三 積み固体貨 物密度測定 表の番号、 交付の年月 日及び再交 付の年月日 七 その他測定の実施状況に関する 事項
--	--	--	---

2 法第二十八条第七項において準用する法第二十五条の五十九の帳簿は、検査業務を行う事務所ごとに備え付け、記載の日から五年間保存しなければならない。

(準用)

第四十七条の二十三 第一節(第四十七条、第四十七条の七及び第四十七条の十一を除く。)の規定は、法第二十八条第五項の規定による登録、登録検査機関及び登録検査機関が行う同条第一項第二号の検査について準用する。この場合において、第四十七条の三の見出し、同条第一項及び第四項中「検定員」とあるのは「検査員」と読み替えるものとする。

第五節 証書発給船舶級協会

(証書発給船舶級協会の登録の申請)

第四十七条の二十四 法第二十九条ノ第三項において準用する法第二十五条の四十六(法第二十九条第三項において準用する法第二十五条の四十八において準用する場合を含む。)の規定により法第二十九条ノ第三項の規定による登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 登録を受けようとする者が証書の発給を行うおととする事業所の名称及び所在地

三 登録を受けようとする者が証書の発給業務を開始しようとする年月日

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類

イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(外国法令に基づいて設立された法人にあつては、これらに準ずるもの)

ロ 役員の氏名、住所及び経歴を記載した書類

二 登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し(外国人にあつては、これに準ずるもの)及び履歴書

三 証書の発給に用いる法別表第六に掲げる機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を記載した書類

四 証書の発給を行う者の氏名及び経歴を記載した書類

2 法第二十八条第七項において準用する法第二十五条の五十九の帳簿は、検査業務を行う事務所ごとに備え付け、記載の日から五年間保存しなければならない。

(準用)

第四十七条の二十三 第一節(第四十七条、第四十七条の七及び第四十七条の十一を除く。)の規定は、法第二十八条第五項の規定による登録、登録検査機関及び登録検査機関が行う同条第一項第二号の検査について準用する。この場合において、第四十七条の三の見出し、同条第一項及び第四項中「検定員」とあるのは「検査員」と読み替えるものとする。

第五節 証書発給船舶級協会

(証書発給船舶級協会の登録の申請)

第四十七条の二十四 法第二十九条ノ第三項において準用する法第二十五条の四十六(法第二十九条第三項において準用する法第二十五条の四十八において準用する場合を含む。)の規定により法第二十九条ノ第三項の規定による登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 登録を受けようとする者が証書の発給を行うおととする事業所の名称及び所在地

三 登録を受けようとする者が証書の発給業務を開始しようとする年月日

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類

イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(外国法令に基づいて設立された法人にあつては、これらに準ずるもの)

ロ 役員の氏名、住所及び経歴を記載した書類

二 登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し(外国人にあつては、これに準ずるもの)及び履歴書

三 証書の発給に用いる法別表第六に掲げる機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を記載した書類

四 証書の発給を行う者の氏名及び経歴を記載した書類

五 証書の発給を行う者が、法第二十九条ノ三第三項において準用する法第二十五条の四十七第一項第二号に該当する者であることを証する書類

六 登録を受けようとする者が、法第二十九条ノ三第三項において準用する法第二十五条の四十七第一項第三号及び第二項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類

(帳簿の記載等)

第四十七條の二十五 法第二十九条ノ三第三項において準用する法第二十五条の五十九の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 船名

二 船舶番号

三 総トン数

四 船舶所有者の氏名又は名称及び住所

五 証書の種類

六 証書の発給を行つた年月日及び証書の有効期間

七 証書の発給を行つた事業所の名称

八 その他証書の発給の実施状況に関する事項

2 法第二十九条ノ三第三項において準用する法第二十五条の五十九の帳簿は、証書の発給業務を行う事務所ごとに備え付け、記載の日から五年間保存しなければならない。

(準用)

第四十七條の二十六 第一節(第四十七条及び第四十七条の十一を除く。)の規定は、法第二十九条ノ三第二項の規定による登録、同項の登録を受けた船級協会(以下この条において「証書発給船級協会」という。)及び証書発給船級協会が行う証書の発給について準用する。この場合において、第四十七条の三の見出し、同条第一項及び第四項並びに第四十七条の七第五号中「検定員」とあるのは「証書発給員」と読み替えるものとする。

第六節 旅費の額の計算に関し必要な細目

(在勤官署の所在地)

第四十七條の二十七 船舶安全法施行令(昭和九年勅令第十三号)第四条の旅費の額に相当する額(以下「旅費相当額」という。)を計算する場合において、当該検査のため、その地出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第十四号。以下「旅費法」という。)

い。第二條第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関二丁目一番三号とする。

(支度料の不算入)

第四十七條の二十八 旅費法第六條第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。

(検査の日数)

第四十七條の二十九 検査を実施する日数は五日として旅費相当額を計算する。

(旅行雑費の額)

第四十七條の三十 旅費法第六條第一項の旅行雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。

(調整)

第四十七條の三十一 国土交通大臣が旅費法第四十六条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

第四章 雑則

(機構の事務所の管轄区域)

第四十八條 小型船舶検査機構(以下「機構」という。)は、法第七條ノ二第一項の規定により小型船舶検査事務を行うこととなつた場合においては、その事務を行う事務所ごとに管轄区域を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該管轄区域を告示する。

(検査対象小型船舶の検査の申請等)

第四十八條の二 前条第二項により告示があつた場合においては、小型船舶検査事務に係る申請及び船舶検査証書等の返納(以下第四十八條の四までにおいて「申請等」という。)は、当該申請等に係る小型船舶の所在地を管轄する機構の事務所に対してしなければならない。

(機構の小型船舶検査事務等の管海官庁への引継ぎ)

第四十八條の三 国土交通大臣は、法第七條ノ二第二項の規定により管海官庁が小型船舶検査事務を行うこととするときは、次に掲げる事項を告示する。

一 小型船舶検査事務を行うこととなる管海官庁及びその管轄区域

二 小型船舶検査事務を開始する日

2 その所在地が前項第一号に掲げる管海官庁の管轄区域内に存する小型船舶に係る小型船舶検査事務に関する申請等は、同項第二号に掲げる管海官庁は、同項第二号に掲げる日以後において、前条第四項の規定により送付された書類を機構に返還しなければならない。

査事務に関する申請等は、同項第二号に掲げる日以後においては、当該管海官庁に対してするものとする。

3 機構は、第一項第一号に掲げる管海官庁の管轄区域において同項第二号に掲げる日前に受け付けた小型船舶検査事務に関する申請に係る申請書及び手数料を、当該申請に係る小型船舶検査事務を同日前に開始していない場合においては、速やかに申請者に返還しなければならない。

4 機構は、第一項第一号に掲げる管海官庁が第二項の規定による申請に係る小型船舶検査事務を処理するため必要とする書類を当該管海官庁に対して送付しなければならない。

(管海官庁の小型船舶検査事務等の機構への引継ぎ)

第四十八條の四 国土交通大臣は、法第七條ノ二第二項の規定により管海官庁が行つてゐる小型船舶検査事務を行わないこととするときは、次に掲げる事項を告示する。

一 小型船舶検査事務を行わないこととする管海官庁及びその管轄区域

二 小型船舶検査事務を終止する日

2 前項第二号に掲げる日以後においては、前項第一号に掲げる管海官庁の管轄区域内に存する小型船舶に係る小型船舶検査事務に関する申請等は、機構に対してするものとする。

3 第一項第一号に掲げる管海官庁は、同項第二号に掲げる日以後において、前条第四項の規定により送付された書類を機構に返還しなければならない。

4 第一項第一号に掲げる管海官庁は、同項第二号に掲げる日以後において、法第七條ノ二第二項の規定により行つた小型船舶検査事務の記録事項を記載した書類を機構に送付しなければならない。

(法第八条の国土交通省令で定める検査)

第四十八條の五 法第八条の国土交通省令で定める検査は、危険物船舶運送及び貯蔵規則第四十五条に規定する防災等の措置に関する検査とする。

(再検査)

第四十九條 法第十一条第一項の規定により再検査を申請しようとする者は、検査に対する不服の事項及びその理由を記載した再検査申請書を当該検査を行なつた管海官庁を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

(船舶乗組員の申立て)

第五十條 法第十三條の規定による申立てをしようとする船舶乗組員は、次に掲げる事項を記載した申立書に申立事項に対する船長の意見書を添えて、管海官庁に提出しなければならない。

一 申立てをしようとする船舶乗組員の職務及び氏名

二 重大な欠陥があると思われる事項及びその現状

三 申立てをするに至つた経過

(報告等)

第五十條の二 船長又は船舶所有者は、船舶に事故が発生し、又は欠陥が発見された場合であつて当該船舶の堪航性又は人命の安全の保持に影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、速やかに管海官庁(当該船舶が千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約に関する千九百八十八年の議定書及び千九百七十七年の漁船の安全のためのトロモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトロモリノス議定書の規定の実施に関する二千十二年のケープタウン協定の締約国である外国にある場合にあつては、管海官庁、当該国の政府及び当該国の最寄りの日本の領事官)に対し、その旨を報告しなければならない。ただし、事故に関する管海官庁又は日本の領事官に対する報告については、当該管海官庁又は当該日本の領事官に対しては、船員法(昭和二十二年法律第百号)第十九條の規定に基づく報告を行つた場合は、それぞれこれを省略することができる。

2 管海官庁は、前項の報告を受けた場合は、その事実について調査を行うことができる。

(資料の供与等)

第五十一條 船舶所有者は、次の表の上欄に掲げる船舶について、同表の下欄に掲げる資料を作成しなければならない。ただし、同表第二号の旅客船のうち、小型船舶であつて管海官庁が当該船舶の操縦性能を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。

船舶復原性規則又当該船舶が十分な復原性は小型船舶安全規則第条を保持するために必要な百一条の規定の適用を資料	
一 船舶	受ける船舶
二 旅客船(推進機関当該船舶の操縦性能をわ及び帆装を有しない船かきやすく記載した資料船を除く。)	

(図面)
第五十五条の三 船舶には、船舶の構造（構造に変更があつた場合には、当該変更前の構造を含む。）を示す図面を備えなければならない。
(制限荷重等の指定)

第五十六条 管海官庁は、法第五条の検査を受け、これに合格した揚貨装置（はじめて荷重試験を行ったものに限る。）について、デリック装置にあつては制限荷重及び制限角度を、ジブクレーンにあつては制限荷重及び制限半径を、その他の揚貨装置にあつては制限荷重を指定し、揚貨装置制限荷重等指定書（第二十二号様式）を交付する。

2 法第八条の船舶の揚貨装置について同条の船級協会が指定した制限荷重、制限角度及び制限半径並びにその交付した揚貨装置の制限荷重等に関する証明書は、管海官庁の指定した制限荷重、制限角度及び制限半径並びにその交付した揚貨装置制限荷重等指定書とみなす。

第五十六条の二 管海官庁は、法第五条の検査を受け、これに合格した昇降機（はじめて荷重試験を行ったものに限る。）について、制限荷重及び定員（エスカレーターにあつては、制限荷重。以下同じ。）を指定し、昇降機制限荷重等指定書（第二十二号の様式）を交付する。

2 前項の定員は、荷重試験を行った場合の制限荷重を七十五キログラムで除して得た最大整数に等しいものとする。

3 法第八条の船舶の昇降機について同条の船級協会が指定した制限荷重及び定員並びにその交付した昇降機の制限荷重及び定員に関する証明書は、管海官庁の指定した制限荷重及び定員並びにその交付した昇降機制限荷重等指定書とみなす。

第五十六条の三 管海官庁は、法第五条の検査を受け、これに合格した焼却炉（初めて温度試験を行ったものに限る。）について、制限温度を指定し、焼却炉制限温度指定書（第二十二号の様式）を交付する。

2 法第八条の船舶の焼却炉について船級協会が指定した制限温度及びその交付した焼却炉の制限温度に関する証明書は、管海官庁の指定した制限温度及びその交付した焼却炉制限温度指定書とみなす。

第五十六条の四 管海官庁は、法による検査を受け、これに合格したコンテナ（はじめて材料試験及び荷重試験を行ったものに限る。）又は法

区分				安全係数
チェーン				四・五
鋼索				五
制限荷重が七十トン以下のもの				五
制限荷重が七十トンを超えるもの				四
鋼索以外の索				七

による検定を受け、これに合格したコンテナについて、最大総質量、最大積重ね質量（コンテナの上部に他のコンテナを積み重ねることにより、当該コンテナに負荷される質量のうち許容される最大のものをいう。以下同じ。）及び横手方向ラッキング試験荷重値（扉を有するコンテナにあつては、一の扉を取り外した状態における最大積重ね質量及び横手方向ラッキング試験荷重値を含む。第三項において同じ。）、端壁強度並びに側壁強度を指定する。

2 前項のコンテナには、管海官庁の証印（第二十二号の四様式）を受けた安全承認板（第二十二号の五様式）を取り付けておかなければならない。

3 法第八条の船舶の設備として船級協会が検査を行ったコンテナについて船級協会が指定した最大総質量、最大積重ね質量及び横手方向ラッキング試験荷重値、端壁強度並びに側壁強度並びにその証印を附した安全承認板は、管海官庁の指定した最大総質量、最大積重ね質量及び横手方向ラッキング試験荷重値、端壁強度並びに側壁強度並びにその証印を附した安全承認板とみなす。

(揚貨装置の制限荷重の決定)
第五十七条 船舶所有者は、揚貨装置（揚貨装置に装着して使用するチェーン、リング、フック、シャックル、スイベル、リギングスクリュー、滑車、鋼索及び鋼索以外の索をいう。以下同じ。）について、次の各号に掲げる事項を確認し、制限荷重を定めた後でなければ、これを制限荷重の指定を受けた揚貨装置に装着して使用してはならない。溶接又は鍛接により修繕した揚貨装置についても同様とする。

一 破壊強度に対する安全係数が次表に定める数値以上であること。ただし、鋼索の破壊強度は、切断試験を行うことにより確認されたものでなければならない。

その他の揚貨装置		制限荷重が十トン以下のもの	五
制限荷重が十トンを超えるもの		四	
鋼索及び鋼索以外の索を除き、次表に定める試験荷重による荷重試験を行い異常のないものであること。			
区分			
単滑車		試験荷重	制限荷重の四倍の荷重
単滑車以外の滑車		制限荷重が二十トンのもの	制限荷重の二倍の荷重
		制限荷重が二十トンを超え四十トンのもの	制限荷重に二十トンを加えた荷重
		制限荷重が四十トンを超えるもの	制限荷重の一・五倍の荷重
その他の揚貨装置		制限荷重の二倍の荷重	

第五十八条の四 安全承認板（第十九条の三第二号の確認物を含む。以下この条及び第六十条の四において同じ。）の取り付けられたコンテナには、当該安全承認板上に標示された最大総質量と異なる最大総質量を標示してはならない。（揚貨装置等の使用制限等）

第五十九条 揚貨装置は、指定を受けた制限荷重をこえる荷重を負荷して使用してはならない。

2 デリック装置は、指定を受けた制限角度未満の角度で使用してはならない。

3 ジブクレーンは、指定を受けた制限半径をこえる旋回半径で使用してはならない。

4 総トン数三百トン以上の船舶の制限荷重の指定を受けていない揚貨装置は、一トン以上の荷重を負荷して使用してはならない。

5 揚貨装置は、その制限荷重をこえる荷重を負荷して使用してはならない。

6 次の各号の一に該当する揚貨装置は、使用してはならない。

一 有害な変形を生じたもの

二 磨損又は腐しよの量が原寸法の十パーセント以上に達したのもの

三 亀裂を生じたもの

四 シーブが円滑に回転しない滑車

五 より戻しが著しい鋼索又は一ピッチの間において素線が全素線の十パーセント以上切断した鋼索

六 スプライスがすべてのストランドを三回以上編み込んだ後各ストランドの素線の半数を切り残し、更に二回以上編み込むか又はこれと同等以上の効力を有する他の方法により作られた鋼索以外の鋼索

七 第五十七条第一項の規定により確認をし、又は焼鈍をした後はじめて使用した日から起算して六月（その径が十二・五ミリメートルをこえるものにあつては、十二月）を経過したれん鉄製の鎖、フック、シャックル又はスイベル

第五十九条の二 第十九条の三第一号又は第二号に該当するコンテナ以外のコンテナ（貨物を収納したものに限る。）を積載した車両は、船舶により運送してはならない。

2 コンテナには、当該コンテナの最大積載質量を超える総質量の貨物を収納してはならない。

3 船長は、コンテナに当該コンテナの最大積重ね質量（船上において扉を開くことが想定されるコンテナにあつては、一の扉を取り外した状

国際航海旅客船等以外の船舶	イ (1) から (3) までのいずれかの無線設備 (1) HF無線設備、HFデジタル選択呼出装置及びHFデジタル選択呼出聴守装置 (2) インマルサット等データ通信設備 (3) インマルサット等無線電話 ロ VHF無線設備
	予備の無線設備 イ (1) から (4) までのいずれかの無線設備 (1) HF無線電話、HFデジタル選択呼出装置及びHFデジタル選択呼出聴守装置 (2) インマルサット等データ通信設備 (3) インマルサット等無線電話 (4) MF無線電話及びMFデジタル選択呼出装置 ロ VHF無線設備

国際航海旅客船等以外の船舶であつて次に掲げるものには、VHF無線設備を備えることを要しない。 イ 総トン数一〇〇トン未満の船舶 ロ 二時間限定沿海船等 (船舶設備規程第二条第三項の二時間限定沿海船等を含む。)	予備の無線設備 イ (1) から (4) までのいずれかの無線設備 (1) HF無線電話、HFデジタル選択呼出装置及びHFデジタル選択呼出聴守装置 (2) インマルサット等データ通信設備 (3) インマルサット等無線電話 (4) MF無線電話及びMFデジタル選択呼出装置 ロ VHF無線設備

国際航海旅客船等以外の船舶であつて総トン数一〇〇トン未満のものにあつては、VHF無線設備に代えて一般通信用無線電信等又はMF無線電話 (常に直接陸上との間で船舶の運航に関する通信を行うことができるものに限る。) を備えることができる。	予備の無線設備 VHF無線設備

国際航海旅客船等以外の船舶であつて次に掲げるものには、VHF無線設備を備えることを要しない。 イ 総トン数一〇〇トン未満の船舶 ロ 二時間限定沿海船等 (船舶設備規程第二条第三項の二時間限定沿海船等を含む。)	予備の無線設備 イ (1) から (4) までのいずれかの無線設備 (1) HF無線電話、HFデジタル選択呼出装置及びHFデジタル選択呼出聴守装置 (2) インマルサット等データ通信設備 (3) インマルサット等無線電話 (4) MF無線電話及びMFデジタル選択呼出装置 ロ VHF無線設備

国際航海旅客船等以外の船舶であつて次に掲げるものには、VHF無線設備を備えることを要しない。 イ 総トン数一〇〇トン未満の船舶 ロ 二時間限定沿海船等 (船舶設備規程第二条第三項の二時間限定沿海船等を含む。)	予備の無線設備 イ (1) から (4) までのいずれかの無線設備 (1) HF無線電話、HFデジタル選択呼出装置及びHFデジタル選択呼出聴守装置 (2) インマルサット等データ通信設備 (3) インマルサット等無線電話 (4) MF無線電話及びMFデジタル選択呼出装置 ロ VHF無線設備

号の船舶（同項第二号の船舶にあつては自ら漁るうに従事する船舶に限る。）を除く。）には、次に掲げる場所にそれぞれ一箇所以上国際海事機関船舶識別番号を標示しなければならない。ただし、第一号中船体の水平面上であつて船舶の上空から見やすい場所については、旅客船に限る。

一 船尾外部、船体中央部の両舷、船楼の両側面若しくは船楼の正面のいずれかであつて船外から見やすい場所又は船体の水平面上であつて船舶の上空から見やすい場所

二 機関区域（船舶防火構造規則第二条第二十一号の機関区域をいう。）若しくはロールオン・ロールオフ貨物区域（同令第二条第十七号のロールオン・ロールオフ貨物区域をいう。）の横置隔壁、ハッチ又はタンカーのポンプ室内のいずれかの場所であつて容易に近接することができる場所

前項の標示は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。ただし、木船その他特殊な材料を使用する船舶にあつては、管海官庁が適当と認める方法によることができる。

一 外板に点刻する等恒久的な方法で標示するものであること。

二 識別しやすいものであること。

三 前項第一号に掲げる場所に標示する国際海事機関船舶識別番号の一字の大きさは、縦二百ミリメートル以上であること。

四 前項第二号に掲げる場所に標示する国際海事機関船舶識別番号の一字の大きさは、縦百ミリメートル以上であること。

（読替え）

第六十五条の五 機構が小型船舶検査事務を行う場合にあつては、第四条、第七条、第十二条、第十三条第三項、第十三条の二第一項、第十三条の五、第十四条の二、第十六条、第十八条、第十九条、第二十五条第五項、第二十六条、第三十条から第三十二条まで、第三十四条第一項及び第三項、第三十六条第一項、第三十七条（第四十六条第七項において準用する場合を含む。）、第三十八条、第三十九条第一項（第四十三條第二項及び第四十六條第七項において準用する場合を含む。）、第四十一条第一項（第四十三條第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第四十二条、第四十三条の二第一項、第四十五条、第四十六条の二第二項、第三項及び第四項（第四十六条の四第二項において

準用する場合を含む。）、第四十六条の三第二項から第四項まで、第四十六条の四第一項、第四十九條、第五十一条第一項及び第二項、第五十六條、第六十条の五第二項及び第四項、第六十条の六、第六十条の七、第九号様式、第十号様式、第十三号様式、第十六号様式から第十八号様式まで、第二十二号様式並びに第二十四号様式中「管海官庁」とあるのは、「機構」と読み替えて、これらの規定及び様式を適用する。

2 登録検定機関がコンテナの検定事務を行う場合にあつては、第五十六条の四第一項及び第三項中「管海官庁」とあるのは、「登録検定機関」と、同条第二項中「管海官庁の証印（第二十二号の四様式）」とあるのは、「登録検定機関の証印」と読み替えて、この規定を適用する。（準備検査）

第六十五条の六 船舶又は船舶に備え付けようとする別表第一製造に係る予備検査の項に掲げる物件（本邦外にある船舶又は物件を除く。）の製造者（改造又は修理を行う者を含む。以下この条において同じ。）又は所有者は、当該船舶又は当該物件を備え付けようとする船舶について法第二条第一項の規定の適用を受けることが定まっていな間においても、当該船舶又は物件に係る定期検査又は予備検査の合理的な実施のため、あらかじめ、これらの検査に準じた検査を受けることができる。

2 前項の規定による検査（以下「準備検査」という。）は、総トン数二十トン以上の船舶又はこれらの船舶に備え付けようとする物件にあつては管海官庁が、総トン数二十トン未満の船舶又はこれらの船舶に備え付けようとする物件にあつては機構が行う。

3 準備検査を受けたようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を管海官庁又は機構に提出するものとする。

一 検査を受けたようとする船舶の船名及び長さ又は物件の名称及び寸数

二 検査を受けたようとする船舶又は物件の製造者又は所有者の氏名又は名称及び住所

三 検査を受けたようとする期日及び場所

四 その他必要な事項

4 管海官庁又は機構は、準備検査を行ったときは、検査の結果を通知する書面を交付するものとする。

5 準備検査を受けた船舶若しくは準備検査を受けた物件を備え付けている船舶（準備検査を受けたものを除く。）又は準備検査を受けた物件についてそれぞれ定期検査又は予備検査を受ける場合の準備は、第二十三條、第二十四条及び第二十九条の規定にかかわらず、前項の書面の内容及び当該船舶又は物件の状態を考慮して管海官庁又は機構が指示する準備で足りるものとする。（手数料）

第六十六条 法第五条又は法第六条の検査を受けようとする者は、別表第一に定める額（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下この条において「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して検査の申請をする場合にあつては、別表第一の二に定める額）の手数料を納めなければならない。

2 第十二条の二第一項の規定の適用のある船舶（法第八条の船舶を除く。）の定期検査、中間検査（第三種中間検査を除く。以下この項において同じ。）又は臨時検査（安全管理手引書に係るものに限る。以下この項において同じ。）の手数料の額は、前項、第四項から第六項まで及び第八項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分ごとに、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 定期検査 前項、第四項、第五項又は第八項の規定による手数料の額に十一万四千七百円を加算した額

二 中間検査 第一項、第四項又は第六項の規定による手数料の額に二万五千五百円（臨時検査を受けるべき場合に受ける中間検査にあつては、十一万四千七百円）を加算した額

三 臨時検査 十一万五千六百円

3 コンテナに関し法第五条の検査において材料試験又は荷重試験を受ける場合における当該検査の手数料の額は、第一項及び第七項の規定にかかわらず、これらの規定による手数料の額にコンテナ一個につき三万二千九百円（フラットラック型のものにあつては、二万三千五百円）を加算した額とする。

4 整備済証明書の交付を受けている船舶の定期検査又は中間検査（当該整備済証明書の交付に係る確認が行われた後三十日以内に最初に受けるものに限る。）の手数料の額は、第一項及び第七項の規定にかかわらず、定期検査にあつては九千八百円、中間検査にあつては五千六百円とする。

5 検定合格証明書の交付を受けている船舶又は法第九条第五項の標示を付されている船舶の最初に行う定期検査の手数料の額は、第一項及び第七項の規定にかかわらず、九千八百円とする。

6 確認済証明書の交付を受けている小型船舶の中間検査（当該確認済証明書の交付に係る確認が行われた後三十日以内に受けるものに限る。）の手数料の額は、第一項及び次項の規定にかかわらず、五千六百円とする。

7 法第八条の船舶の法第五条の検査（特別検査を除く。）の手数料の額は、第一項の規定にかかわらず、八千四百円（小型船舶の定期検査にあつては、九千八百円）とする。

8 準備検査を受けた船舶の定期検査又は準備検査を受けた物件の予備検査（当該準備検査を受けた日から起算して後一年以内に最初に受けるものに限る。）の手数料の額は、第一項の規定にかかわらず、別表第一に定める定期検査又は製造に係る予備検査の手数料の額の二分の一の額とする。

9 外国において法第五条の検査を受ける場合における当該検査の手数料の額は、前各項の規定にかかわらず、これらの規定による手数料の額に十一万三千七百円（初めて航行の用に供するときに行う定期検査を受ける場合（法第八条の船舶について受ける場合を除く。）は、製造検査に合格した船舶にあつては二十一万三千五百円、その他の船舶にあつては四十八万五千二百円）を加算した額とする。

10 外国において製造検査を受ける場合における当該製造検査の手数料の額は、第一項の規定にかかわらず、別表第二に定める手数料の額（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して検査の申請をする場合にあつては、別表第二の二に定める手数料の額）に二十七万七千七百円を加算した額とする。

11 外国において予備検査を受ける場合における当該予備検査の手数料の額は、第一項及び第八項の規定にかかわらず、別表第二に定める手数料の額（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して検査の申請をする場合にあつては、別表第二の二に定める手数料の額）（準備検査を受けた物件の予備検査（当該準備検査を受けた日から起算して後一年以内に最初に受けるものに

（同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して検査の申請をする場合にあつては、別表第二の二に定める額）の二分の一の額）に、一件の申請につき、十一万三千七百円を加算した額とする。

12 第十八条第二項の表第五号上欄に掲げる船舶の第二種中間検査の手数料の額は、第一項の規定にかかわらず、一万八千八百円とする。

13 次に掲げる交付、再交付又は書換えを受けようとする者は、別表第三に定める額（情報通信技術活用第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して交付、再交付又は書換えの申請をする場合にあつては、別表第三の二に定める額）の手数料を納めなければならない。

一 船舶検査証書若しくは船舶検査手帳の書換え又は船舶検査証書の再交付

二 臨時変更証書の再交付

三 船舶検査済票の再交付

四 臨時航行許可証の再交付

五 製造検査合格証明書の再交付

六 予備検査合格証明書の交付

七 予備検査合格証明書の再交付

八 小型船舶以外の船舶に係る船舶検査手帳の再交付

九 小型船舶に係る船舶検査手帳の再交付

十 第三十四条第一項の船舶に係る船舶検査証書（小型船舶にあつては、船舶検査証書及び船舶検査済票）の交付

十一 臨時航行許可証の交付

14 外国において予備検査合格証明書の交付を受ける場合における当該交付の手数料の額は、前項の規定にかかわらず、一通につき千四百五十円とする。

15 準備検査を受けようとする者は、船舶の検査を受ける場合は別表第四に定める額（情報通信技術活用第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して検査の申請をする場合にあつては、別表第四の二に定める額）の手数料を、物件の検査を受ける場合は別表第一に定める製造に係る予備検査の手数料の額（同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して検査の申請をする場合にあつては、別表第一の二に定める製造に係る予備検査の手数料の額）に相当する額の手数料を、納めなければならない。

16 前各項の規定による手数料は、機構又は登録検定機関に納める場合を除き、手数料納付書（第二十五号様式）に収入印紙を貼つて納めるものとする。

（総トン数）

第六十六条の二 この省令を適用する場合における総トン数は、別に定める場合を除くほか、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める総トン数とする。

一 トン数法第八条第一項の国際トン数証書又は同条第七項の国際トン数確認書の交付を受けている日本船舶（第一条第二項第一号又は第二条の船舶（同号の船舶にあつては、自ら漁ろうに従事するものに限り）を除く。）
トン数法第四条第一項の国際総トン数
二 前号に掲げる日本船舶以外の日本船舶
トン数法第五条第一項の総トン数
三 日本船舶以外の船舶であつて、我が国が締結した国際協定等によりその受有するトン数の測定に関する証書に記載されたトン数がトン数法第五条第一項の総トン数と同一の効力を有することとされているもの（千九百六十九年の船舶のトン数の測定に関する国際条約に基づいて交付された国際トン数証書に相当する書面その他の国際総トン数を記載した書面を受有する船舶（第一条第二項第一号又は第二条の船舶（同号の船舶にあつては、自ら漁ろうに従事するものに限り）を除く。）を除く。）
トン数法第五条第一項の総トン数と同一の効力を有することとされた総トン数
四 日本船舶以外の船舶で前号に掲げる船舶以外のもの
トン数法第四条第一項の国際総トン数

（罰則）
第六十七条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一 第五十七条第一項の規定に違反した者
二 第五十九条（第三項を除く。）の規定に違反した者
三 第五十九条の二の規定に違反した者
第六十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。
一 第四十条（第四十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
二 第四十二条第三項の規定に違反した者
三 第四十六条第四項の規定に違反した者

四 第五十五条の二の規定に違反して書類を船舶所有者若しくは船長に提出せず、又は同条の規定により船舶所有者若しくは船長に提出された書類に虚偽の記載をした者
五 第六十条の規定に違反した者
六 第六十条の四第一項の規定に違反した者
七 第六十一条の規定に違反した者

第六十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第六十七条又は前条（第一号及び第三号を除く。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の刑を科する。

附則 抄

1 この省令（以下「新規則」という。）は、昭和三十八年十月一日から施行する。

（船舶安全法施行規則等の廃止）

2 船舶安全法施行規則（昭和九年通信省令第四号。以下「旧規則」という。）及び小型船舶等安全規則（昭和二十八年運輸省令第七十号。以下「旧小型規則」という。）は、廃止する。（経過規定）

3 旧規則第二十二条又は第二十三条第一項の規定によりなされた認可は、新規則第六条第一項第三号の規定によりなされた許可とみなす。

6 旧規則第五十八条第五号の規定によりなされた指定は、新規則第十九条第一項第四号の規定によりなされた指定とみなす。

7 旧小型規則第二十九条第二項の規定によりなされた通知は、新規則第二十条第一項第三号の規定によりなされた指定とみなす。

12 旧規則第二百二十二条の規定は、船舶が新規則の施行の際現に同条第一項各号の一に該当する場合、当該船舶について、新規則の施行後もなお適用する。

22 旧規則第七百七十九条ノ二第一項又は第七百七十九条ノ三第二項ただし書の規定によりなされた指定は、新規則第六十条第一項又は第六十三条第二項ただし書の規定によりなされた指定とみなし、旧規則第七百七十九条ノ二第一項の規定により交付を受けた揚貨装置制限荷重等指定書は、新規則第六十条第一項の規定により交付を受けた揚貨装置制限荷重等指定書とみなす。

23 新規則の施行前に旧規則又は旧小型規則の規定によりなされた申請は、新規則の相当規定によりなされたものとみなす。

25 新規則の施行前にした行為及び第十二項の規定により新規則の施行後においてもなお適用することとされる旧規則第二百二十二条第二項の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和四〇年五月一九日運輸省令第三四号）抄

1 この省令は、昭和四十年五月二十六日から施行する。

附則（昭和四二年五月一〇日運輸省令第二一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四三年四月二日運輸省令第一一号）抄

1 この省令は、昭和四十三年四月十日から施行する。

附則（昭和四三年六月二六日運輸省令第二六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四三年八月一〇日運輸省令第三八号）抄

1 この省令は、昭和四十三年八月十五日から施行する。ただし、第六条第一項の改正規定及び附則第五項の規定は、昭和四十四年十月一日から施行する。

（経過規定）

4 この省令の施行の日以後に建造に着手した船舶以外の船舶については、改正後の第五十九条の二の規定は、適用しない。

附則（昭和四四年六月一〇日運輸省令第三三三号）

この省令は、昭和四十四年六月十六日から施行する。

附則（昭和四五年七月二四日運輸省令第六五号）抄

1 この省令は、昭和四十五年八月十五日から施行する。

（経過規定）

3 この省令の施行の際現に中間検査を受検中の潜水船に対するこの省令による改正後の船舶安全法施行規則第十八条第二項の規定の適用については、この省令の施行の日を第一種中間検査を受けべき時期とみなす。この場合において、この省令の施行前にした当該中間検査の申

請は、改正後の船舶安全法施行規則第十八条第二項の規定によりした第一種中間検査の申請とみなす。

附 則（昭和四十六年一月一日運輸省令第二号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）

4 第九条の規定による改正前の危険物船舶運送及び貯蔵規則第百三十三条、第十条の規定による改正前の船舶安全法施行規則第五十五条第三項又は第十一条の規定による改正前の穀類その他の特殊貨物船舶運送規則第二十八条第二項（第十一条の規定による改正前の同令第二十八条第七項において準用する場合を含む。）の規定は、船級協会等の検査員等の選任又は変更については、前項の規定による認可があるまでの間は、なおその効力を有する。

附 則（昭和四十六年六月三〇日運輸省令第四三号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十八条の改正規定は昭和四十六年九月一日から、第五十九条の二の次に一条を加える改正規定は同年十二月一日から施行する。

附 則（昭和四十七年五月一三日運輸省令第三二号）抄

この省令は、昭和四十七年五月十五日から施行する。

附 則（昭和四十七年五月一五日運輸省令第三七号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十七年八月一四日運輸省令第五四号）抄

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条中船舶安全法施行規則第五十九条の三の次に二条を加える改正規定は、昭和四十八年四月一日から施行する。

附 則（昭和四十八年二月一四日運輸省令第四八号）抄

1 この省令は、船舶安全法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八十号）の施行の日（昭和四十八年十二月十四日）から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正前の船舶安全法施行規則（以下「旧規則」という。）第十九条第一項第五号の規定によりされた指定は、この省令による改正後の船舶安全法施行規則（以下「新規則」という。）第十九条第二項第八号の規定によりされた指定とみなす。

3 旧規則の規定による船舶検査証書、船舶検査手帳、合格証明書その他の書類は、新規則の相当規定による船舶検査証書、船舶検査手帳、製造検査合格証明書又は予備検査合格証明書その他の書類とみなす。

4 新規則第四十二条第三項の規定は、小型船舶がこの省令の施行の日以後最初に受ける定期検査の時期までは、適用しない。

5 旧規則の規定によりされた申請は、新規則の相当規定によりされた申請とみなす。

6 旧規則の規定による申請に關し納付された手数料は、新規則の相当規定による申請に關する手数料として納付されたものとみなす。

7 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（第五号様式から第二十一号様式の改正規定中第五号様式から第十四号様式まで及び第十六号様式から第二十一号様式までは、省略し、海運局及び沖繩総合事務局並びにこの省令による改正後の船舶安全法施行規則第一条第九項に規定する海運局の支局及び沖繩総合事務局の事務所において縦覧に供する。）

附 則（昭和四十九年七月二五日運輸省令第三二号）抄

1 この省令は、昭和四十九年八月一日から施行する。

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。

附 則（昭和四十九年八月二日運輸省令第三四号）抄

1 この省令は、昭和四十九年九月一日から施行する。ただし、第一条の規定中船舶安全法施行規則第四十七条の前に四条を加える改正規定（第四十六条の二を加える部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 船舶安全法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八十号。以下「改正法」という。）による改正前の船舶安全法（昭和四十八年法律第十

一号）第二条第一項の規定の適用を受ける船舶に該当する小型船舶（改正法による改正後の船舶安全法第七條ノ二第一項に規定する小型船舶をいう。以下同じ。）のうち第一条の規定による改正後の船舶安全法施行規則（以下「新規則」という。）第十四条に規定する小型船舶に該当するもの以外のものに係る検査であつてこの省令の施行前に申請されたものについては、なお従前の例により管海官庁が行う。

3 この省令の施行前に申請された定期検査、中間検査、製造検査又は予備検査の準備については、新規則第二十四条、第二十五条第三項、第二十八条又は第二十九条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この省令の施行前に申請された予備検査に係る予備検査合格証明書の交付については、新規則第四十五条第三項及び第四項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

5 この省令の施行前に建造され、又は建造に着手された船舶については、新規則第五十三条の二の規定は、当該船舶がこの省令の施行後最初に受ける定期検査又は第一種中間検査の時期までは、適用しない。

6 この省令の施行前に建造され、又は建造に着手された船舶にこの省令の施行の際現に備え付けられている揚貨装置（この省令の施行の際建造又は改造中の船舶に備え付けられる予定のものを含む。）であつて、第二条の規定による改正前の船舶設備規程第五編第一章の規定の適用を受け、又は揚貨装置に該当し、かつ、同条の規定による改正後の同章の規定の適用を受けることとなるものについては、同令第六百六十九条の五の規定は、当該船舶に備え付けられている間、適用しない。

7 前項に規定する揚貨装置については、新規則第五十六條から第六十一条までの規定及び船舶設備規程第六百六十九條の六から第六百六十九條の十二までの規定は、当該揚貨装置を備え付けている船舶が昭和五十年九月一日以後最初に受ける定期検査又は中間検査の時期までは、適用しない。

8 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和四十九年八月二七日運輸省令第三六号）抄

第一条 この省令は、昭和四十九年九月一日から施行する。

附 則（昭和四十九年八月三〇日農林省・運輸省令第一号）抄

第一条 この省令は、昭和四十九年九月一日から施行する。

附 則（昭和四十九年十一月八日運輸省令第四四号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五〇年二月一八日運輸省令第四七号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五一年三月二七日運輸省令第八号）抄

1 この省令は、昭和五一年四月一日から施行する。

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。

附 則（昭和五二年六月七日運輸省令第一五号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五二年七月一日運輸省令第二〇号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五二年八月二六日運輸省令第二六号）抄

1 この省令は、昭和五十二年九月六日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第一条中船舶安全法施行規則第十九条の改正規定（一般小型船に係る部分に限る。）、第二条中船舶設備規程第七編の次に一編を加える改正規定（第三百一一条の七に係る部分を除く。）及び第十二号表の次に一表を加える改正規定、第三条の規定並びに附則第四項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 昭和五十三年三月三十一日までに船舶（建造に着手されたものを含む。）に備え付けられた昇降設備（昭和五十三年三月三十一日に現に建造又は改造中の船舶にあつては、備え付けられる予定のものを含む。）については、これを引き続き当該船舶に備え付ける場合に関し、第一条の規定による改正後の船舶安全法施行規則（以下「新規則」という。）第六十一条の二及び

- 第二条の規定による改正後の船舶設備規程（以下「新規程」という。）第七編第一章の規定は、適用しない。
- 4 施行日前に製造され、又は製造に着手されたコンテナ（以下「現存コンテナ」という。）については、新規規程及び新規規程は、昭和六十年一月一日までは、適用しない。
- 5 前項の規定にかかわらず、現存コンテナは、船舶安全法による検査又は検定を受けることができる。
- 6 現存コンテナの所有者は、昭和五十七年九月五日までの間、現存コンテナ認定申請書（別記様式）に当該現存コンテナが次の各号の一に該当することを説明する書類を添えて管海官庁に提出し、その旨の認定を受けることができる。
- 一 当該現存コンテナと同型式のコンテナが、二年以上安全に海上輸送又は陸上輸送に使用されてきているものであること。
- 二 当該現存コンテナが、新規規程第七編第三章の規定（新規規程第三百十一條の十八のうち端壁試験及び側壁試験に係るものを除く。）に適合しているものであること。
- 7 前項の規定によりコンテナについて認定を受けようとする者は、八千円の手数料を収めなければならない。この場合において、手数料は、申請書に収入印紙をはつて納めるものとする。
- 8 附則第六項の規定による認定を受けた現存コンテナの所有者は、保守点検の方法について管海官庁の承認を受け、当該方法による保守点検を行った当該現存コンテナに管海官庁の証印（新規規程第二十二号の四様式）を受けた安全承認板（新規規程第二十二号の五様式）を昭和六十年一月一日までに取り付けておかなければならない。
- 9 附則第五項又は第六項の規定により検査若しくは検定を受け、これに合格し、又は認定を受け、安全承認板の取り付けられた現存コンテナについては、附則第四項の規定にかかわらず、当該現存コンテナを船舶安全法による検査又は検定に合格したものとみなし、かつ、附則第五項又は前項の規定により安全承認板が取り付けられた日に新規規程第六十條の四第一項の規定により製造日以後最初の保守点検を行ったものとみなして、新規規程及び新規規程の規定（認定を受け、安全承認板の取り付けられた現存コンテナにあつては、新規規程第六十條の四第三項前段の規定を除く。）を適用する。この場合において、

新規規程第六十條の四第一項第二号中「保守点検にあつては、前回の保守点検を行った日から起算して二年六月を経過した日」とあるのは「保守点検のうち、二回目の保守点検にあつては昭和六十二年一月一日、三回目以後の保守点検にあつては前回の保守点検を行った日から起算して二年六月を経過した日」と、同条第二項中「保守点検を行った日から起算して二年六月を経過した日の属する月」とあるのは「二回目の保守点検にあつては昭和六十二年一月、三回目以後の保守点検にあつては保守点検を行った日から起算して二年六月を経過した日の属する月」とする。

10 昭和五十七年一月一日までに安全承認板の取り付けられるコンテナ（現存コンテナを除く。）については、新規規程第六十條の四第一項第一号中「製造日から起算して五年を経過した日」とあるのは、「昭和六十二年一月一日」とする。

別記様式（附則第六項関係）

別記様式（附則第六項関係）

現存コンテナ認定申請書

（昭和五十七年九月五日現在）

申請人（所有者）： 氏名 住所

コンテナの現存地又は場所

コンテナの型式

現存コンテナの認定を受ける理由

（一）当該現存コンテナが、二年以上安全に海上輸送又は陸上輸送に使用されてきているものであること。

（二）当該現存コンテナが、新規規程第七編第三章の規定（新規規程第三百十一條の十八のうち端壁試験及び側壁試験に係るものを除く。）に適合しているものであること。

- 附則（昭和五三年六月二三日運輸省令第三号）抄
- （施行期日）
- 第一条 この省令は、公布の日から施行する。
- 附則（昭和五三年六月二六日運輸省令第三号）抄
- （施行期日）
- 1 この省令は、昭和五十二年七月五日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この省令の施行の際現に第五十六條の第三項の規定によりコンテナに取り付けられている改正前の第二十二号の四様式による安全承認板（以下「旧安全承認板」という。）は、昭和五十四年六月十一日までの間は、改正後の第二十二号の四様式による安全承認板（以下「新安全承認板」という。）とみなす。ただし、旧安全承認板の取り付けられているコンテナの所有者が、管海官庁又は指定検定機関の承認を受けて当該旧安全承認板を新安全承認板と取り替えた後においては、この限りでない。
- 附則（昭和五三年七月二〇日運輸省令第四号）抄
- （施行期日等）
- 1 この省令は、昭和五十二年八月十五日から施行し、第三條の規定による改正後の小型船舶検査機構の財務及び会計に関する省令第二條第二項の規定は、昭和五十三年度に相当する小型船舶検査機構の事業年度の予算から適用する。（経過措置）
- 2 この省令の施行前に建造され、又は建造に着手された帆船であつて、第一條の規定による改正後の船舶安全法施行規則（以下「新規規程」という。）により新たに船舶安全法（以下「法」という。）第二條第一項の規定の適用を受けることとなるもののうち、長さ八メートル以上のものにあつては昭和五十四年三月三十一日までの間、長さ八メートル未満のものにあつては昭和五十五年三月三十一日までの間は、同項の規定により施設し、及び法第五條の規定による検査を受けることを要しない。ただし、法第九條第一項の規定により船舶検査証書の交付を受けた後においては、この限りでない。
- 3 この省令の施行の際現に小型遊漁兼用船に該当することとなる船舶については、この省令の施行後最初に受ける定期検査又は中間検査の時期までは、当該船舶が受有している船舶検査証

- 書中航行区域又は従業制限の欄の記載事項は、沿海区域と、最大とう載人員の欄の記載事項は、旅客の欄は0人と、船員の欄は旅客の最大とう載人員と船員の最大とう載人員とを合計した人員と、それぞれ書き換えられたものとみなす。ただし、当該船舶が漁ろうをしない間は、この限りでない。
- 4 前項に規定する船舶については、新規規程第十三條第一項及び第二項（小型漁船安全規則の規定を準用する部分に限る。）の規定は、この省令の施行後最初に受ける定期検査又は中間検査の時期までは、適用しない。
- 附則（昭和五三年十一月二二日運輸省令第六一号）抄
- （施行期日）
- 1 この省令は、昭和五十二年十二月一日から施行する。
- （経過規定）
- 2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。
- 附則（昭和五四年一〇月九日運輸省令第四〇号）抄
- （施行期日）
- 1 この省令は、昭和五十四年十月二十日から施行する。
- 2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 附則（昭和五五年五月六日運輸省令第二二号）抄
- （施行期日）
- 第一条 この省令は、昭和五十五年五月二十五日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第一條中目次の改正規定（「第七編 昇降設備」第八編 コンテナ設備」を改める部分に限る。）第七編の編名を改める改正規定、第七編中第三十三條の前に章名を付する改正規定、第八編の編名を削る改正規定、第三百十一條の次に章名を付する改正規定及び第七編第一章を加える改正規定、第十一條中目次の改正規定及び第十一條を第十二條とし、第十章の次に一章を加える改正規定、第十二條中別表第一の改正規定

コンテナフラットラック型のもの		コンテナフラットラック型のもの	コンテナフラットラック型のもの
その他の型	1個につき	5,000円	1
ツク型のもの	1,000円		

「を改める部分に限る。」並びに第十三条中別表の改正規定（「

コンテフラット		6	8	1
トラック		0	0	個に
型のもの		0	0	き2
その他のもの		9	8	200
型のもの		0	0	2
の		0	0	8

「を改める部分に限る。」並びに附則第二条第十四項及び附則第十二条第三項の規定は、公布の日から施行する。

附則（昭和五五年一〇月二〇日運輸省令第三一〇号）抄

1 この省令は、昭和五十五年十一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に建造され、又は建造に着手された船舶に現に備え付けられている焼却設備及び油だき加熱機（施行日に現に建造又は改造中の船舶にあつては、備え付けられる予定のものを含む。以下「現存焼却設備等」という。）については、これらを引き続き当該船舶に備え付ける場合に限り、第一条の規定による改正後の船舶安全法施行規則第六十一条の三、第二条の規定による改正後の船舶設備規程第七編第二章及び第三条の規定による改正後の船舶消防設備規則第四十五条の二（第六十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

附則（昭和五六年三月一九日運輸省令第六号）

1 この省令は、昭和五十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。

附則（昭和五六年三月三〇日運輸省令第二二〇号）抄

第一条 この省令は、地方支分部局の整理のための行政管理庁設置法等の一部を改正する法律の

施行の日（昭和五十六年四月一日）から施行する。

附則（昭和五十六年四月二五日運輸省令第一八〇号）抄

1 この省令は、昭和五十六年五月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）に現に船舶検査証書を受有する船舶については、第一条の規定による改正後の船舶安全法施行規則（以下「新施行規則」という。）第十八条第一項及び第二項、第二十四条並びに第二十五条第一項及び第二項の規定は、当該船舶について施行日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期までは、適用しない。

3 第一条の規定による改正前の船舶安全法施行規則（以下「旧施行規則」という。）第十四条に規定する小型船舶のうち新施行規則第十四条に規定する小型船舶に該当するもの以外のものに係る検査であつて施行日前に申請されたものについては、なお従前の例により管海官庁がこれを行う。

4 中間検査を受けるべき時期において船齢（新施行規則第一条第十一項の船齢をいう。以下同じ。）が十年以上であるタンカー（船舶救命設備規則（昭和四十年運輸省令第三十六号）第一条第六項のタンカーをいう。以下同じ。）であつて施行日に現に旧施行規則第十八条第五項の規定により中間検査の時期を延期しているものについては、新施行規則第十八条第五項の規定（ただし書を除く。）は、適用しない。

5 旧施行規則の規定による船舶検査証書及び船舶検査手帳は、新施行規則の相当規定による船舶検査証書及び船舶検査手帳とみなす。

6 船舶検査証書の有効期間が満了する際船齢が十年以上であるタンカーであつて施行日に現に旧施行規則第三十五条第一項の規定により船舶検査証書の有効期間を延長しているものについては、新施行規則第三十五条第一項の規定（ただし書を除く。）は、適用しない。

7 施行日前に申請した第二種中間検査に係る手数料に關しては、なお従前の例による。

附則（昭和五六年一二月二〇日運輸省令第五〇号）

1 この省令は、昭和五十六年十二月一日から施行する。

（施行期日）

2 この省令による改正前の船舶安全法施行規則等の一部を改正する省令附則第九項の規定により適用することとされた船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第六十条の四第二項の規定によりされた標示は、この省令による改正後の船舶安全法施行規則等の一部を改正する省令附則第九項の規定により適用することとされた船舶安全法施行規則第六十条の四第二項の規定によりされた標示とみなす。

附則（昭和五七年三月二二日運輸省令第三号）抄

第一条 この省令は、船舶のトン数の測度に関する法律（以下「法」という。）の施行の日（昭和五十七年七月十八日）から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正前の船舶安全法施行規則等の一部を改正する省令附則第九項の規定により適用することとされた船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第六十条の四第二項の規定によりされた標示は、この省令による改正後の船舶安全法施行規則等の一部を改正する省令附則第九項の規定により適用することとされた船舶安全法施行規則第六十条の四第二項の規定によりされた標示とみなす。

附則（昭和五七年三月二二日運輸省令第三号）抄

第一条 この省令は、船舶のトン数の測度に関する法律（以下「法」という。）の施行の日（昭和五十七年七月十八日）から施行する。

附則（昭和五七年四月六日運輸省令第八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中運輸省組織規程第三十五条の改正規定、第二条中海運局支局等組織規程の題名の改正規定、「第一章 海運局支局」を削る改正規定、同令第二章の改正規定、同令別表第一の改正規定（同表九州海運局福岡支局の項に係る部分を除く。）、同令別表第二の改正規定（「第二条の二関係」を「第二条の二、第二条の三関係」に改める部分及び同表九州海運局福岡支局の項に係る部分を除く。）、同令別表第三の改正規定（「同横須賀同」を「同三崎同」に改める部分に限る。）、同令別表第四及び別表第五の改正規定並びに附則第四条、昭和五十八年一月一日

附則（昭和五八年三月八日運輸省令第七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和五十八年三月十五日から施行する。

附則（昭和五八年四月九日運輸省令第二〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、船員法及び船舶職員法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第三十九号。以下「改正法」という。）の施行の日（昭和五十八年四月三十日。以下「施行日」という。）から施行する。

（船舶安全法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条 前条の規定による改正前の船舶安全法施行規則の規定による船舶検査手帳は、施行日以後最初に受ける船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第五条の定期検査又は中間検査の時期までは、前条の規定による改正後の船舶安全法施行規則の規定による船舶検査手帳とみなす。

附則（昭和五八年五月二八日運輸省令第二六号）

この省令は、昭和五十八年六月一日から施行する。

附則（昭和五八年八月二四日運輸省令第四二〇号）抄

（施行期日）

1 この省令は、昭和五十八年十月二日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第二条中船舶安全法施行規則第一条、第六十六条、別表第一及び第十五号様式別表の改正規定並びに第三条及び第四条の規定は、昭和五十八年八月二十五日から施行する。

（船舶安全法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

5 附則第二項に規定するタンカーについては、この省令による改正後の船舶安全法施行規則（次項において「新規則」という。）第十九条第三項第八号及び第五十一条第二項の規定は、適用しない。

6 附則第三項に規定するタンカーについては、施行日以後最初に行われる定期検査又は中間検査が開始される時までは、新規則第十九条第三項第八号及び第五十一条第二項の規定は、適用しない。

附則（昭和五八年一二月二二日運輸省令第五〇号）

（施行期日）

1 この省令は、昭和五十九年一月一日から施行する。ただし、第一条中船舶安全法施行規則第十九条の三、第三十二条第一項、第三十二条の四様式及び第三十二条の五様式の改正規定並びに第三条中船舶設備規程第三条及び第六百六十九条の二十六の改正規定並びに同令第十三号表の改正規定（「床」を「床（タンクコンテナの床

）

）

）

）

）

）

を除く。）に改める部分以外の部分に限る。）は公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行前に製造され、又は製造に着手されたコンテナについては、第一条の規定による改正後の船舶安全法施行規則第五十八条の四の規定は、昭和六十四年一月一日までは適用しない。

附 則（昭和五十九年三月一九日運輸省令第四号）

（施行期日）

1 この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。

附 則（昭和五十九年六月二二日運輸省令第一八号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる行政庁が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁がした処分等とみなし、この省令の施行前に同表の上欄に掲げる行政庁に対してした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁に対してした申請等とみなす。

北海道運輸局長	北海道運輸局長
東北海運局長（山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合を除く。）	東北運輸局長
東北海運局長（山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合に限る。）及び新潟海運監理部長	新潟運輸局長
関東海運局長	関東運輸局長
東海海運局長	中部運輸局長
近畿海運局長	近畿運輸局長
中国海運局長	中国運輸局長
四国海運局長	四国運輸局長

九州海運局長

神戸海運局長

札幌海運局長

仙台海運局長

新潟海運局長

東京海運局長

名古屋海運局長

大阪海運局長

広島海運局長

高松海運局長

福岡海運局長

九州運輸局長

神戶海運監理部長

北海道運輸局長

東北運輸局長

新潟運輸局長

関東運輸局長

中部運輸局長

近畿運輸局長

中国運輸局長

四国運輸局長

九州運輸局長

附 則（昭和五十九年八月三〇日運輸省令第二九号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和五十九年九月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（船舶安全法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第六条 現存船であつて、第五条の規定による改正後の船舶安全法施行規則（以下「新船舶安全法施行規則」という。）第二条第二項第三号への規定により、新たに船舶安全法（以下「法」という。）第二条第一項の規定の適用を受けることとなるものは、昭和六十年八月三十一日までの間は、同項の規定により施設し、及び法第五条の規定による検査を受けることを要しない。ただし、法第九条第一項の規定により船舶検査証書の交付を受けた後においては、この限りでない。

2 現存船の小型船舶であつて新船舶安全法施行規則第十四条の規定により管海官庁が検査を行うこととなるものに係る検査は、昭和六十年八月三十一日までの間は、なお従前の例により小型船舶検査機構が行うことができる。

3 現存船の小型船舶であつて新船舶安全法施行規則第三十四条の規定により船舶検査証書の有効期間が四年となるものに係る船舶検査証書の有効期間については、新船舶安全法施行規則第三十六条第二項の規定にかかわらず、昭和六十年

八月三十一日までの間は、なお従前の例による。ただし、施行日以後昭和六十年八月三十一日までの間において、管海官庁において検査を受けた場合は、この限りでない。

附 則（昭和六〇年三月三〇日運輸省令第一号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六〇年二月二四日運輸省令第三九号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（船舶安全法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2 船舶安全法（以下「法」という。）第八条第一項の船舶の消防設備及び火災制御図に関する管海官庁の検査については、当該船舶がこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後最初に行われる当該事項に関する同項の認定を受けた船舶協会（以下「船舶協会」という。）の検査を受けるまでの間は、この省令による改正後の船舶安全法施行規則（以下「新規則」という。）第四十七条の二（第一号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

3 法第八条第一項の船舶が施行日以後最初に行われる消防設備及び火災制御図に関する船舶協会の検査を受けるまでの間における当該船舶の定期検査及び中間検査の手数料の額は、新規則第六十六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和六〇年二月二四日運輸省令第四一号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、昭和六十年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の船舶設備規程第一条、危険物船舶運送及び貯蔵規則第一条の二、船舶安全法施行規則第六十六条の二、特殊貨物船舶運送規則第三十三条の二、船舶救命設備規則第一条、船舶消防設備規則第一条、海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令第一条及び船舶防火構造規則第一条の二の規定にかかわらず、次の各号に掲げる船舶の総トン数は、それぞれ当該各号に定める総トン数とする。ただし、船舶安全法施行規則第十二条の二第一項の規定を適用する場合においては、この限りでない。

一 日本船舶であつて、船舶のトン数の測定に関する法律（昭和五十五年法律第四十号。以下「トン数法」という。）附則第三条第一項の規定の適用があるもの 同項本文の規定による総トン数

二 前号に掲げる日本船舶以外の日本船舶（この省令の施行前に建造され、又は建造に着手されたものに限る。） トン数法第五条第一項の総トン数

三 日本船舶以外の船舶であつて、我が国が締結した国際協定等によりその受有するトン数の測定に関する証書に記載されたトン数がトン数法第五条第一項の総トン数と同一の効力を有することとされているもの（この省令の施行前に建造され、又は建造に着手されたものに限る。） 同項の総トン数と同一の効力を有することとされた総トン数

附 則（昭和六一年三月二七日運輸省令第七号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則（昭和六一年六月二七日運輸省令第二五号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和六十年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（船舶安全法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 現存船（前条第四項の規定の適用がある船舶であつて管海官庁が必要と認めるもの及び同条第七項の規定の適用がある船舶を除く。次項、第三項及び第六項並びに附則第七条第一項及び第二項において同じ。）であつて、第四条の規定による改正前の船舶安全法施行規則（以下「旧施行規則」という。）第一条第三項の危険物ばら積船に該当しない船舶（第四項において「現存非危険物ばら積船」という。）で海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一に掲げるX類物質等、Y類物質等又はZ類物質等（以下「汚染物質」という。）を運送しないものについては、第四条の規定による改正後の船舶安全法施行規則（以下「新施行規則」という。）第二条第二項第一号、第二号及び第三号ハ、第四条第一項第五号、第十四条第三号、第十八条第五項及び第九項、第十九条第二項及び第三項第八号、第二十一条第一号及び

第二号、第三十四条第一号、第三十五条第一項並びに第五十一条第二項の規定（危険物ばら積船、液化ガスばら積船又は液体化学薬品ばら積船に係る部分に限る。）は、適用しない。

2 現存船であつて、旧施行規則第一条第三項の危険物ばら積船に該当する船舶（第五項において「現存危険物ばら積船」という。）で汚染物質を運送しないものについては、新施行規則第十八条第五項及び第九項、第十九条第三項第八号、第三十五条第一項並びに第五十一条第二項の規定（液化ガスばら積船又は液体化学薬品ばら積船に係る部分に限る。）は、適用しない。

3 汚染物質を運送する現存船（国際航海に従事するものを除く。）については、新施行規則第十八条第九項の規定（液化ガスばら積船又は液体化学薬品ばら積船に係る部分に限る。）は、適用しない。

4 汚染物質を運送する現存非危険物ばら積船（国際航海に従事するものを除く。）については、新施行規則第二条第二項第一号、第二号及び第三号ハ、第四条第一項第五号、第十四条第三号、第十九条第二項及び第三項第八号、第三十四条第一号並びに第五十一条第二項の規定（危険物ばら積船、液化ガスばら積船又は液体化学薬品ばら積船に係る部分に限る。）は、次表の上欄に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる日までの間は、適用しない。

船舶の区分	
昭和六十二年四月六日に現に船舶昭和六十二年四検査証書又は臨時航行許可証の交付六日以後最初付を受けている船舶（昭和五十八年に行われる定期年七月一日前に建造され、又は検査又は中間検査に着手された総トン数千六百トンの船舶を除く。）	昭和五十八年七月一日前に建造され、昭和六十九年六月三十日
昭和五十八年七月一日前に建造され、昭和六十九年六月三十日	昭和六十九年六月三十日
その他の船舶	昭和六十九年四月五日

5 汚染物質を運送する現存危険物ばら積船（国際航海に従事するものを除く。）については、新施行規則第十九条第三項第八号並びに第五十一条第二項の規定（液化ガスばら積船又は液体化学薬品ばら積船に係る部分に限る。）は、次表の上欄に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる日までの間は、適用しない。

船舶の区分	
昭和六十二年四月六日に現に船舶昭和六十二年四検査証書又は臨時航行許可証の交付六日以後最初付を受けている船舶（昭和五十八年に行われる定期年七月一日前に建造され、又は検査又は中間検査に着手された総トン数千六百トンの船舶を除く。）	昭和五十八年七月一日前に建造され、昭和六十九年六月三十日
昭和五十八年七月一日前に建造され、昭和六十九年六月三十日	昭和六十九年六月三十日
その他の船舶	昭和六十九年四月五日

6 昭和六十二年四月六日前に建造された船舶（現存船及び国際航海に従事するものを除く。）であつて、新施行規則第一条第三項の危険物ばら積船に該当するもの（前条第七項の規定するものに限る。）については、新施行規則第二条第二項第一号、第二号及び第三号ハ、第四条第一項第五号、第十四条第三号、第十八条第九項、第十九条第二項及び第三項第八号、第三十四条第一号並びに第五十一条第二項の規定（危険物ばら積船、液化ガスばら積船又は液体化学薬品ばら積船に係る部分に限る。）は、次表の上欄に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる日までの間は、適用しない。

船舶の区分	
昭和六十二年四月六日に昭和六十二年四月六日以前に船舶検査証書又は臨時最初に行われる定期検査時航行許可証の交付を受査又は中間検査が開始されている船舶	昭和六十二年四月五日
その他の船舶	昭和六十九年四月五日

7 この省令の施行日前にした旧施行規則別表第一に掲げる物件のうち次の表の上欄に掲げるものについての予備検査の申請は、それぞれ新施行規則別表第一に掲げる物件のうち次の表の下欄に掲げるものについてした予備検査の申請とみなす。

甲種膨脹式救命いかだ	第二種膨脹式救命いかだ
可燃性ガス検定器、一酸化炭素濃度計、二酸化炭素濃度計、検知器	検知器

十八年法律第五十八号。以下「改正法」という。）附則第一条第四号に定める日（昭和六十二年四月六日。以下「施行日」という。）から施行する。

附則（昭和六十二年三月二五日運輸省令第二十五号）抄

1 この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。

附則（昭和六十二年八月八日運輸省令第五十一号）抄

第一条 この省令は、昭和六十二年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第一条中小型船舶安全規則第五十七条の次に一條を加える改正規定、第二条中船舶安全法施行規則別表第一の改正規定及び第三条の規定は、公布の日から施行する。

附則（昭和六十二年九月二九日運輸省令第五十五号）抄

1 この省令は、船舶安全法及び道路運送車両法の一部を改正する法律の施行の日（昭和六十二年十月一日）から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行前に指定検定機関又は小型船舶検査機構に対してした検定又は検定合格証明書の交付若しくは再交付の申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。

附則（昭和六十二年二月二二日運輸省令第二十二号）抄

第一条 この省令は、昭和六十二年二月十五日（以下「施行日」という。）から施行する。

（船舶安全法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶であつて、施行日以後に第一条の規定による改正後の船舶安全法施行規則第二条第二項第三号に掲げる船舶（以下この条において「係留船」という。）として船舶安全法（以下「法」という。）第二条第一項の規定の適用を受けることとなるもの（施行日以後係留船に変更するものを除く。以下「現存係留船」という。）

については、昭和六十四年十二月三十一日までの間は、同項の規定により施設し、及び法第五条の規定による検査を受けることを要しない。ただし、法第九条第一項の規定により船舶検査証書の交付を受けた後においては、この限りでない。

附則（昭和六十二年七月二五日運輸省令第二十五号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 船舶安全法第八条第一項の船舶のコンテナ設備（コンテナ及びコンテナを固定するための設備をいう。）に關する管海官庁の検査については、当該船舶がこの省令の施行の日以後最初に行われる当該事項に關する同項の認定を受けた船舶協会の検査を受けるまでの間は、この省令による改正後の船舶安全法施行規則第四十七条の二（第一号ホに係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

附則（昭和六十二年一月二五日運輸省令第三十六号）抄

この省令は、昭和六十二年十二月一日から施行する。

附則（平成元年三月三一日運輸省令第一二二号）抄

1 この省令は、平成元年四月一日から施行する。

（経過措置）

3 この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。

附則（平成元年五月二六日運輸省令第一四四号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成元年六月二二日運輸省令第二〇号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成元年七月二〇日運輸省令第二四号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成元年七月二五日運輸省令第二六号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

第三条 改正法附則第二条第三項の運輸省令で定める船舶は、改正法第一条の規定による改正前の船舶安全法第四条第一項各号に掲げる船舶のうち次に掲げるものとする。

一 この省令による改正前の船舶安全法施行規則（以下「旧施行規則」という。）第四条第一項第三号、第四号及び第六号から第九号までの一に掲げる船舶

二 漁船特殊規則の一部を改正する省令（平成三年農林水産省・運輸省令（第一号）の規定による改正前の漁船特殊規則（昭和九年逓信省・農林省令）第一条各号の一に掲げる漁船）

三 前二号に掲げる船舶に相当するものとして管海官庁が認めるもの

2 この省令による改正後の船舶安全法施行規則（以下「新施行規則」という。）第四号第二項及び第三項の規定は、前項第一号に掲げる旧施行規則第四号第一項第三号、第六号、第七号及び第九号の船舶の許可について準用する。この場合において、新施行規則第四条第二項中「前項」とあるのは、「前項第三号、第六号、第七号及び第九号」と、「無線施設免除除申請書（第一号様式）」とあるのは、「現存船舶無線施設免除申請書（別記様式）」と、同条第三項中「第一項」とあるのは、「第二項第三号、第六号、第七号及び第九号」と読み替えて適用する。

新刊増補 阿闍世王伝説 (伊賀草子集、伊賀草子集(一)巻四、新刊増補)

阿闍世王経略経略伝記草子御書

巻

年 月 日

御書名の氏名及び住所

下記の欄に於いて御書名又は阿闍世王経略の題名を記し、住所、年齢、金銭持分等の内容を記す事(伊賀草子集阿闍世王伝説) 阿闍世王経略の題名に「草子」を附す事。

影 寫 及 び 翻 本	右の欄に 氏名住所を 記す事
題 ト 本	用 途
経行したようとする借款及び取組	
申 請 の 基 本	
備 考	

備考欄の文字は、横書きすること。

第一条 この省令は、船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律（平成三年法律第七十五号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成四年二月一日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第一条中船舶設備規程第四百四十六条の十の三の次に次の見出し及び二条

を加える改正規定（第四百六十六条の十の五に係る部分に限る。）及び同令第八十七条の改正規定、第三条中船舶安全法施行規則別表第一及び別表第二の改正規定並びに第八条中船舶等型式承認規則別表第一及び別表第二の改正規定は公布の日から施行する。

（船舶安全法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 改正法附則第二条第一項の規定の適用を受ける船舶の臨時検査に係る無線電信又は無線電話についての改造については、同項に規定する間は、第三条の規定による改正後の船舶安全施行規則（以下「新規則」という。）第十九条第一項第一号ホの規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この省令の施行の際現に交付を受けている船舶検査手帳は、新第四条設備を施設し、及びこれに係る当初検査に合格するまでの間は、新規則第四十六条第一項の規定による船舶検査手帳とみなす。

第九條 施行日前にした行為及び附則第三條第一項の規定により従前の例によることとされる事項に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第一条 この省令は、平成四年二月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
（船舶安全法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条 現存船（附則第三条第二項の適用がある船舶であつて管海官庁が必要と認めるものを除く。）については、第五十条の規定による改正後の船舶安全法施行規則（以下「新施行規則」という。）第五十一条第二項の規定（船舶区画規程第二百二条の二に規定する船舶（同令第二百二条

船舶安全法第八条第一項の船舶の復原性に関する管海官庁の検査については、当該船舶が施行日以後最初に行われる当該事項に関する同項の認定を受けた船級協会の検査を受けるまでの間は、新施行規則第四十七条の二第二号（復原性に関する検査に限る。）の規定は、適用しない。

「施行日」という。）から施行する。ただし、第二
二条中船舶安全法施行規則別表第一及び別表第
二の改正規定、第三条中船舶消防設備規則第十
七条第二項、第二十条、第二十二條、第二十三
条、第四十八條第五項、第六十九條第一項及び第
七十條の改正規定、第四条の規定並びに第五
条中小型船舶安全規則第六十五條第二項、第六
十六條、第六十九條及び第七十一條の改正規定
は、公布の日から施行する。

この省令は、平成六年四月一日から施行する。

(経過措置)

この省令の施行前この省令を申請に係る手改斗こ

抄 一四号)
(施行期日)
第一条 この省令は、平成六年四月一日から施行する。

「**施行期**」(という)。平成六年五月二十日(以下「**施行期**」)という。)
 一条中小型船舶安全規則第四十八条の改正規定(海面着色剤に係る部分に限る。、同令第五十八條第一項第九号及び第十号の改正規定、同条第二項に三号を加える改正規定(同項に第九号及び第十号を加える部分に限る。、同令第六十三條の改正規定並びに同令第八十四条の二の次次一条を加える改正規定、第二条、第三条中船

船舶安全法施行規則第六十条の五の改正規定並びに第四條並びに附則第二條第二項並びに附則第三條第一項、第七項及び第八項の規定は、平成六年十一月四日から施行する。

（船舶安全法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四條 第三條の規定による改正後の船舶安全法施行規則（以下「新施行規則」という。）第十四條に規定する小型船舶のうち改正前の船舶安全法施行規則（以下「旧施行規則」という。）第十四條に規定する小型船舶に該当するもの以外のものに係る検査であつて施行日に現に申請されているものについては、なお従前の例により小型船舶検査機構がこれを行う。

2 附則第二條第一項の規定の適用を受ける船舶（新小型規則船を除く。）に係る法第五條第一項第三号の国土交通省令で定める改造又は修理については、新施行規則第十九條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 附則第二條第三項の規定の適用を受ける船舶（長さ十二メートル以上の専ら遊漁（旅客が釣り等により魚類その他の水産動植物を採捕することをいう。以下同じ。）及び漁ろうに従事する小型船舶であつて、遊漁と漁ろうを同時に行ないものを除く。）に係る法第五條第一項第三号の国土交通省令で定める改造又は修理については、新施行規則第十九條第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 施行日に現にされている申請に係る準備検査については、新施行規則第六十五條の三第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（平成六年七月一五日運輸省令第三三三号）抄

（施行期日）

第一條 この省令は、平成六年七月十八日から施行する。

（船舶安全法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四條 現存船の総トン数については、第三條の規定による改正後の船舶安全法施行規則第六十六條の二の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。ただし、同令第十二條の二第一項の規定を適用する場合においては、この限りでない。

附則（平成六年九月九日運輸省令第三七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成六年九月三〇日運輸省令第四五号）抄

（施行期日）

第一條 この省令は、平成六年十月一日から施行する。

附則（平成七年七月二七日運輸省令第四七号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成七年十一月一七日運輸省令第六二二号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成七年十一月二二日運輸省令第六六八号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成八年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成八年十一月二九日運輸省令第六三三三号）

該船舶の航行上の制限をわかりやすく記載した資料に係る部分に限る。）は、当初検査時期までは、適用しない。

2 前項の船舶については、新施行規則第五十一条の規定（非常の際の当該船舶の安全の確保のために必要な資料に係る部分に限る。）は、当該船舶について平成十一年七月一日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期までは、適用しない。

附則（平成九年七月一日運輸省令第四四号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に船舶検査証書を受有する船舶（船舶安全法第十條第一項ただし書に規定する船舶を除く。）に係る中間検査の種類及び時期、満載喫水線に関する臨時検査並びに船舶検査証書の有効期間については、この省令による改正後の船舶安全法施行規則（以下「新規則」という。）第十八條、第十九條、第三十六條及び第四十六條の二の規定にかかわらず、当該船舶がこの省令の施行の際現に受有する船舶検査証書の有効期間が満了する日までは、なお従前の例による。この場合において、この省令による改正前の船舶安全法施行規則（以下「旧規則」という。）第四十六條の二第一項の表第一号上欄及び第三号上欄中「日本の領事官」とあるのは、「管海官庁又は日本の領事官」とする。

3 この省令の施行の際現に船舶検査証書を受有する船舶が当該船舶検査証書の有効期間が満了する日までに第二種中間検査を受ける場合には、新規則第二十五條第三項の規定にかかわらず、同条第二項第四号、第五号イ及び第八号イに掲げる準備（同項第四号に掲げる準備にあつては、係船、揚錨の設備に係る準備に限る。）をすることを要しない。

4 前項の場合における第二種中間検査に係る手数料については、なお従前の例による。

5 この省令の施行の際現に交付を受けている旧規則第八号様式又は第九号様式による船舶検査証書及び旧規則第二十一号様式による船舶検査手帳は、新規則第八号様式又は第九号様式による船舶検査証書及び新規則第二十一号様式による船舶検査手帳とみなす。

附則（平成九年八月一日運輸省令第五〇号）

（施行期日）

1 この省令は、平成十年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日に現に船舶検査証書を受有する船舶については、改正後の第十二條の二の規定は、平成十年六月三十日まで（同日前に同条第一項の安全管理手引書に係る船舶安全法第五條第一項の規定による検査を受ける場合にあつては、当該検査の時期まで）は、適用しない。

附則（平成九年九月一六日運輸省令第六〇号）

（施行期日）

この省令は、平成十年一月一日から施行する。

附則（平成九年九月一七日運輸省令第六二二号）抄

（施行期日）

第一條 この省令は、千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約の千九百八十八年の議定書が日本国について効力を生ずる日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成九年十一月一五日運輸省令第六三三三号）

この省令は、平成十年一月一日から施行する。

附則（平成一〇年三月二五日運輸省令第一〇号）抄

（施行期日）

第一條 この省令は、平成十年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第一條中船舶安全法施行規則第四十六條の二の改正規定は、公布の日から施行する。

（船舶安全法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二條 この省令の施行の際現に船級協会（船舶安全法第八條第一項の認定を受けた船級協会をいう。以下同じ。）の船級の登録を受けている船舶については、当該船舶が施行日以後最初に行われる救命設備、居住設備、衛生設備、航海用具、昇降設備及び作業用救命衣（以下「救命設備等」という。）並びに復原性（第一條の規定による改正前の船舶安全法施行規則第四十七條の二第二号の船舶（以下「特定船舶」という。）にあつては、救命設備等）に関する船級協会の検査を受けるまでの間は、第一條の規定による改正後の船舶安全法施行規則（以下「新

規則」という。）第三十四条及び第四十三条の二の規定は、適用しない。

2 前項の船舶の救命設備等及び復原性（特定船舶にあつては、救命設備等）に関する管海官庁の検査については、当該船舶が施行日以後最初に行われる当該事項に関する船級協会の検査を受けるまでの間は、なお従前の例による。

3 第一項の船舶が施行日以後最初に行われる救命設備等及び復原性（特定船舶にあつては、救命設備等）に関する船級協会の検査を受けるまでの間における当該船舶の定期検査及び中間検査の手数料の額は、新規則第六十六条第八項及び第十項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 平成九年七月一日に現に船舶検査証書を受有する船舶については、当該船舶検査証書の有効期間が満了する日までの間は、新規則第四十六条の二第二項（表第二号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

附 則（平成一〇年六月三〇日運輸省令第四四号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成一〇年七月一日運輸省令第四八号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第二条 施行日前にした改正前の別表第一に掲げる物件のうち次の表の上欄に掲げるものについての予備検査の申請は、それぞれ改正後の別表第一に掲げる物件のうち次の表の下欄に掲げるものについてした予備検査の申請とみなす。

防火戸	防火戸、防火窓、防火ダンパーその他の仕切りの材料
自動閉鎖型防火ダンパー	防火戸、防火窓、防火ダンパーその他の仕切りの材料
隔壁又は甲板に用いる防火用材料（標準火災試験を要するものに限る。）	不燃性材料、火災の危険の少ない家具及び備品、防火戸の動力開閉装置、冷却装置の管装置の防熱材、冷却装置の防熱材の防湿用表面
その他の防火用材料	不燃性材料、火災の危険の少ない家具及び備品、防火戸の動力開閉装置、冷却装置の管装置の防熱材、冷却装置の防熱材の防湿用表面

進水装置用第一種膨脹式救命いかだ	進水装置用膨脹式救命いかだ
その他の第一種膨脹式救命いかだ	その他の膨脹式救命いかだ
膨脹型救助艇	膨脹型一般救助艇
固定型救助艇	固定型一般救助艇
復合型救助艇	復合型一般救助艇
甲種マスト灯	第一種マスト灯
乙種マスト灯	第二種マスト灯
小型船舶用船灯（甲種前部灯であつて光達距離が五海里以上であるものに限る。）	
丙種マスト灯	第三種マスト灯
小型船舶用船灯（甲種前部灯であつて光達距離が三海里以上五海里未満であるものに限る。）	
小型船舶用船灯（乙種前部灯に限る。）	第四種マスト灯
甲種げん灯	第一種げん灯
乙種げん灯	第二種げん灯
小型船舶用船灯（甲種小型船舶用げん灯に限る。）	
小型船舶用船灯（乙種小型船舶用げん灯に限る。）	第三種げん灯
小型船舶用げん灯に限る。）	
両色灯	第一種両色灯
小型船舶用船灯（甲種小型船舶用両色灯に限る。）	
小型船舶用船灯（乙種小型船舶用両色灯に限る。）	第二種両色灯
甲種船尾灯	第一種船尾灯
乙種船尾灯	第二種船尾灯
小型船舶用船灯（後部灯に限る。）	
甲種引き船灯	第一種引き船灯
乙種引き船灯	第二種引き船灯
甲種白灯	第一種白灯
乙種白灯	第二種白灯
小型船舶用船灯（小型船舶用白灯に限る。）	

甲種紅灯	第一種紅灯
乙種紅灯	第二種紅灯
小型船舶用船灯（小型船舶用紅灯に限る。）	
甲種緑灯	第一種緑灯
乙種緑灯	第二種緑灯
甲種紅色閃光灯	第一種紅色閃光灯
乙種紅色閃光灯	第二種紅色閃光灯
甲種緑色閃光灯	第一種緑色閃光灯
乙種緑色閃光灯	第二種緑色閃光灯
甲種黄色閃光灯	第一種黄色閃光灯
乙種黄色閃光灯	第二種黄色閃光灯
三色灯	第一種三色灯
小型船舶用船灯（甲種小型船舶用三色灯に限る。）	
小型船舶用船灯（乙種小型船舶用三色灯に限る。）	第二種三色灯
その他の船灯	白色底びき網漁業灯、紅色底びき網漁業灯、かけまわし漁法灯、きんちやく網漁業灯又は信号灯

ハ 船舶の耐用年数を延長させる改造	ニ その他イ、ロ及びハに定める改造と同等
ニ その他イ、ロ及びハに定める改造と同等	以上と国土交通大臣が認める改造
改造に関する契約が平成十一年二月一日後に結ばれたこと（改造に関する契約がないタンカーにあつては、平成十一年八月一日後に改造が開始されたこと。）又は平成十四年二月一日後に改造が完了したこと。	
附 則（平成一二年六月二二日運輸省令第三二号）抄	
（施行期日）	
第一条 この省令は、平成十一年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。	
附 則（平成一二年九月三〇日運輸省令第四三三号）	
この省令は、平成十一年十月一日から施行する。	
附 則（平成一二年二月三日運輸省令第三三三号）抄	
（施行期日）	
第一条 この省令は、公布の日から施行する。	
附 則（平成一二年三月二二日運輸省令第九号）	
（施行期日）	
1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。	
（経過措置）	
2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。	
附 則（平成一二年三月二四日運輸省令第一一〇号）抄	
（施行期日）	
第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。	
附 則（平成一二年一月二八日運輸省令第三三八号）抄	
（施行期日）	
第一条 この省令は、平成十三年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。	
（船舶安全法施行規則の一部改正に伴う経過措置）	
第三条 この省令の施行前に、地方運輸局長（船舶安全法施行規則第一条第十四項に規定する地方運輸局長をいう。以下同じ。）に対してした申請のうち新危規則第二十二條の十七に規定する船舶に係るものについては、第二條の規定に	

よる改正後の船舶安全法施行規則に基づいて運輸大臣に対してした申請とみなす。

2 前項の申請に係る地方運輸局長の行った検査は、運輸大臣が行ったものとみなす。

附則（平成二十二年一月二十九日運輸省令第三十九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附則（平成十三年三月三〇日国土交通省令第七二号）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成十四年二月一日国土交通省令第六号）抄

第一条 この省令は、小型船舶の登録等に関する法律の施行の日（平成十四年四月一日）から施行する。

（船舶安全法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 船舶票受有現存船舶に係る船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第五条の規定による臨時航行検査については、当該船舶票受有現存船舶が新規登録を受ける日又は法附則第二条第一号に定める日のいずれか早い日までの間は、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第六条 この省令の施行前にした行為並びに附則第二条から前条までの規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成十四年三月二八日国土交通省令第二十九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十四年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第一条第六項第十号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の船舶安全法施行規則第一条第五項に規定する小型遊漁兼用船に該当する船舶については、当該船舶が受有している船舶検査証書の有効期間が満了する日までの間は、この省令による改正後の船舶安全法施行規則第三条第三号、

第十三条、第十三条の二及び第十三条の三の規定の適用については、これらの規定中「小型兼用船」とあるのは、「小型遊漁兼用船」とする。

2 施行日に船舶検査証書を受有する船舶については、この省令による改正後の船舶安全法施行規則第十二条の二第一項の規定は、平成十四年六月三十日まで（同日前に同項の安全管理手引書に係る船舶安全法第五条第一項第一号から第三号までに掲げる検査を受ける場合にあつては、当該検査の時期まで）は、適用しない。

附則（平成十四年四月一日国土交通省令第五三号）

この省令は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年四月一日）から施行する。

附則（平成十四年六月二五日国土交通省令第七五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十四年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第四条中船舶安全法施行規則別表第一及び別表第二の改正規定並びに第七条の規定は、公布の日から施行する。

（船舶安全法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条 施行日前に受けた第四条の規定による改正前の船舶安全法施行規則別表第一に掲げる物件のうち衛星航法装置についての予備検査は、第四条の規定による改正後の船舶安全法施行規則別表第一に掲げる物件のうち第一種衛星航法装置について受けた予備検査とみなす。

2 施行日前に交付を受けた衛星航法装置についての予備検査合格証明書は、第一種衛星航法装置について交付を受けた予備検査合格証明書とみなす。

3 施行日前にした衛星航法装置についての予備検査の申請は、第一種衛星航法装置についてした予備検査の申請とみなす。

附則（平成十四年六月二八日国土交通省令第七九号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式又は書式による申請書、証明書その他の文書は、この省令による改正後のそ

れぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附則（平成十四年七月二六日国土交通省令第九一号）抄

（施行期日）

1 この省令は平成十四年十月一日から施行する。

附則（平成十五年三月二〇日国土交通省令第二七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、船舶職員法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十五年六月一日）から施行する。

附則（平成十五年五月三〇日国土交通省令第七二号）抄

第一条 この省令は、平成十五年六月一日から施行する。

附則（平成十五年七月一日国土交通省令第七九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十五年八月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（船舶安全法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この省令の施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶（以下「現存船」という。）であつて第一条の規定による改正後の船舶安全法施行規則（以下「新規規則」という。）第二条第二項第三号及びホの規定により、新たに船舶安全法（以下「法」という。）第二条第一項の規定の適用を受けることとなるものは、平成三十年七月三十一日までの間は、同項の規定により施設し、及び法第五条の規定による検査を受けることを要しない。ただし、法第九条第一項の規定により船舶検査証書の交付を受けた後においては、この限りでない。

2 推進機関を有する船舶と当該船舶に押される船舶（推進機関及び帆装を有しないものに限る。）とが結合し一体となつて航行の用に供されるものであつて、そのいずれか一方が現存船であるものについては、平成三十年七月三十一日までの間は、新規規則第十三条の六の規定は適用しない。ただし、法第九条第一項の規定により船舶検査証書の交付を受けた後においては、この限りではない。

3 現存船については、新規規則第六十五条の二及び第六十五条の三の規定は、平成三十年七月三十一日までの間は、適用しない。

附則（平成十五年七月一〇日国土交通省令第八二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、二十一年の船舶の有害な汚汚方法の規制に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に現存船舶（施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶をいう。以下同じ。）に使用されている有機スズ化合物を含む防汚方法については、これを引き続き当該現存船舶に使用し、かつ、適切な被覆により有機スズ化合物が水中に浸出しないようにするための措置が講じられている場合に限り、第一条の規定による改正後の船舶安全法施行規則（以下「新規規則」という。）第六十五条第一項及び第三条の規定による改正後の船舶構造規則（以下「新構造規則」という。）第六十四条に掲げる基準に適合しているものとみなす。

2 この省令の施行の際現に現存船舶に使用されている防汚方法（前項に規定する防汚方法を除く。）については、これを引き続き当該現存船舶に使用する場合に限り、平成十九年十二月三十一日までの間は、新規規則第六十五条第一項及び新構造規則第六十四条の規定は適用しない。

附則（平成十五年九月二九日国土交通省令第九六号）

（施行期日）

第一条 この省令は、海上衝突予防法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十三号）の施行の日（平成十五年十一月二十九日）から施行する。

（船舶安全法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 前条の規定による改正前の船舶安全法施行規則の規定による船舶検査手帳は、施行日以後最初に受ける船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第五条の定期検査、中間検査又は臨時検査の時期までは、前条の規定による改正後の船舶安全法施行規則の規定による船舶検査手帳とみなす。

附則（平成十五年十二月二二日国土交通省令第一一八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十六年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成一六年二月二六日国土交通省令第六号）抄

第一条 この省令は、平成十六年三月一日から施行する。

附則（平成一六年三月二六日国土交通省令第二十九号）抄

第一条 この省令は、平成十六年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第二条中船舶安全法施行規則第十二条の二及び第五十一条の改正規定は、平成十七年一月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この省令は、平成十六年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第二条中船舶安全法施行規則第十二条の二及び第五十一条の改正規定は、平成十七年一月一日から施行する。

第三条 平成十六年十二月三十一日以前に建造され、又は建造に着手された船舶の資料については、第二条による改正後の船舶安全法施行規則第五十一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（平成一六年三月三十一日国土交通省令第三十四号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一六年四月二六日国土交通省令第六一号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成十六年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第一条の規定（船舶安全法施行規則第一条第十四項の改正規定、同令第四十六条第四項の次に二項を加える改正規定（第五項に係る部分に限る。）及び同令第六十五条の五を第六十五条の六とし、第六十五条の四を第六十五条の五とし、第六十五条の三の次に一条を加える改正規定を除く。）、附則第二条第二項及び第三項の規定並びに附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）
第二条 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶の国際海事機関船舶識別番号の標示については、当該船舶について施行日以後最初に行われる定期検査又は中間検査（検査のために上架を行うものに限る。）を受ける日まででは、第一条の規定による改正後の船舶安全法施行規則（以下「新施行規則」という。）第六十五条の四の規定は適用しない。

2 第一条の規定による改正前の船舶安全法施行規則の規定により交付を受けている船舶検査手帳は、新施行規則第四十六条第一項の規定による船舶検査手帳とみなす。

3 新施行規則第三十二条第一項第一号力の履歴記録対象船舶であつて公布の日において現に船舶検査手帳を保有しているものの船舶所有者は、施行日まで、新施行規則第四十六条第六項に規定する書換申請書に当該船舶検査手帳を添えて管海官庁に提出し、船舶検査手帳の書換えを受けなければならない。

附則（平成一六年一〇月二八日国土交通省令第九十三号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。

附則（平成一六年一二月二四日国土交通省令第九十五号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成十七年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

第五条 現存船については、第四条の規定による改正後の船舶安全法施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2 現存船であつて施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、前項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

附則（平成一七年三月七日国土交通省令第一二二号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年三月二八日国土交通省令第一九号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

（経過措置）
2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。

附則（平成一七年四月二七日国土交通省令第五十三号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成十八年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

一 第二条中船舶安全法施行規則第十三号様式の改正規定 公布の日

（船舶安全法施行規則の一部改正に伴う経過措置）
第三条 現存船については、第二条の規定による改正後の船舶安全法施行規則第六十五条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、施行日以後に主要な変更又は改造を行う船舶については、当該変更又は改造後は、この限りでない。

附則（平成一八年三月二三日国土交通省令第二二二号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

（船舶安全法施行規則の一部改正に伴う経過措置）
第二条 この省令の施行の際現に交付を受けている第一条の規定による改正前の船舶安全法施行規則（以下この条において「旧安全規則」という。）第八号様式による船舶検査証書及び旧安全規則第九号様式による船舶検査証書（第一条の規定による改正後の船舶安全法施行規則（以下この条において「新安全規則」という。）第三十三条第一号に掲げる船舶に係るものに限る。）は、新安全規則第八号様式による船舶検査証書とみなす。

2 この省令の施行の際現に交付を受けている旧安全規則第二十一号様式又は第二十一号の二様式による船舶検査手帳は、それぞれ新安全規則第二十一号様式又は第二十一号の二様式による船舶検査手帳とみなす。

3 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一八年三月三十一日国土交通省令第三一号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成十八年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条のうち船舶設備規程第三百条の改正規定、第三条のうち船舶安全法施行規則別表第一、別表第一の二、別表第二及び別表第二の二の改正規定並びに第六条及び第七条の規定 平成十八年四月一日

二 第一条のうち船舶設備規程第三百一条の次に一条を加える改正規定、同令第四百十六

条の二の改正規定及び同令第四百十六條の四十八の次に一条を加える改正規定、第三条のうち船舶安全法施行規則第五十五条の二の次に一条を加える改正規定並びに次条第三項から第五項まで及び附則第四条の規定 平成十九年一月一日

（船舶安全法施行規則の一部改正に伴う経過措置）
第四条 平成十九年一月一日前に建造され、又は建造に着手された船舶については、この省令による改正後の船舶安全法施行規則第五十五条の三の規定にかかわらず、なお従前の例によることのできる。

2 平成十九年一月一日前に建造され、又は建造に着手された船舶であつて同日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

附則（平成一八年一〇月一八日国土交通省令第一〇二二号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成十九年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成一九年三月一日国土交通省令第九号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年一〇月二九日国土交通省令第八八号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十一年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）
第二条 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶（以下「現存船」という。）については、この省令による改正後の船舶区画規程、船舶復原性規則、船舶設備規程（第四百四十六條の二十第二項及び第九号表備考第十一号の規定を除く。）、船舶安全法施行規則、小型船舶安全規則（第八十二条第一項第一号の表備考第八号の規定を除く。）及び船舶防火構造規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 現存船であつて、施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

附則（平成二〇年一二月一九日国土交通省令第一〇〇号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年一二月一九日国土交通省令第一〇〇号）抄

(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十一年一月一日から施行する。

(船舶安全法施行規則の一部改正に伴う経過措置)
第二条 この省令の施行の際現に交付を受けている第一条の規定による改正前の船舶安全法施行規則第二十一号様式による船舶検査手帳は、船舶安全法施行規則第四十六条第六項の規定による船舶検査手帳の書換えを受けるまでは、第一条の規定による改正後の船舶安全法施行規則第二十一号様式による船舶検査手帳とみなす。

附則 (平成二十四年二月二八日国土交通省令第六九号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十二年一月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

附則 (平成二十二年二月二五日国土交通省令第七〇号)
この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

附則 (平成二十三年五月三一日国土交通省令第四五号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十三年二月二八日国土交通省令第一一〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十四年一月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(船舶安全法施行規則の一部改正に伴う経過措置)
第三条 現存コンテナに係る最大積重ね荷重又はラッキング試験荷重値については、第二条の規定による改正後の船舶安全法施行規則(次項において「新規則」という。)第五十六条の四第一項及び第三項並びに第五十九条の二第三項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2 この省令の施行の際現に現存コンテナに取り付けられている安全承認板については、新規則第二十二号の五様式にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附則 (平成二十四年六月二九日国土交通省令第六五号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十四年七月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

附則 (平成二十四年九月一四日国土交通省令第七五号) 抄
この省令は、原子力規制委員会設置法の施行の日(平成二十四年九月十九日)から施行する。

附則 (平成二十四年二月二八日国土交通省令第九一号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

附則 (平成二十五年六月二八日国土交通省令第五六号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十六年三月三一日国土交通省令第三七号)
この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附則 (平成二十六年六月二二日国土交通省令第五三三号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十六年六月三〇日国土交通省令第五九号)
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十六年七月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(船舶安全法施行規則の一部改正に伴う経過措置)
第二条 施行日前に製造されたコンテナに現に取り付けられている安全承認板については、第二条の規定による改正後の船舶安全法施行規則第二十二号の五様式にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附則 (平成二十七年二月二二日国土交通省令第八五号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十八年一月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

附則 (平成二十八年六月二四日国土交通省令第五二二号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十八年七月一日(次項において「施行日」という。)から施行する。

附則 (平成二十八年七月一日国土交通省令第五八号)
この省令は、平成二十八年七月一日から施行する。

附則 (令和二年二月二六日国土交通省令第八四号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十九年一月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)
第二条 現存船については、この省令による改正後の船舶設備規程(第百十五條の七第二項、第百十五條の二十三の三第三項及び第百四十六條の二十三の規定を除く。)、船舶復原性規則、危険物船舶運送及び貯蔵規則(第百四十六條第五項及び第三百十三條第五項の規定を除く。)、船舶安全法施行規則、船舶救命設備規則、船舶消防設備規則及び船舶機関規則(第六十九條の二の規定を除く。)の規定にかかわらず、当該船舶について平成三十年一月一日以後最初に行われる定期検査、第一種中間検査又は第二種中間検査(船舶安全法施行規則第二十五條第三項に規定する準備を行うものに限る。)の時期までは、なお従前の例によることができる。

3 現存船であつて施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前二項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

附則 (令和元年二月二六日国土交通省令第四六号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、令和二年一月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

附則 (令和元年二月二六日国土交通省令第四七号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。

附則 (令和二年二月二三日国土交通省令第九八号)
(施行期日)
第一条 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

3 半潜水型又は甲板昇降型の現存船に使用されている特定防汚方法(前項の規定の適用を受ける特定防汚方法を除く。)については、これを引き続き当該現存船に使用する場合であつて施

2 特定防汚方法であつて、当該特定防汚方法以外の新たな防汚方法が使用されたことによりこの省令の施行の際現に海水に接触しないもの又は国際航海に従事しない現存船に使用されているものについては、これらを引き続き当該特定防汚方法が使用されている現存船に使用する場合に限り、新規則第六十五條第一項及び新構造規則第六十四條の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、国際航海に従事しない現存船の船舶所有者が、国際防汚方法証書の交付又は裏書を受けようとするとき(当該現存船に使用されている特定防汚方法が、当該特定防汚方法以外の新たな防汚方法が使用されたことによりこの省令の施行の際現に海水に接触しないものである場合を除く。)は、この限りでない。

3 半潜水型又は甲板昇降型の現存船に使用されている特定防汚方法(前項の規定の適用を受ける特定防汚方法を除く。)については、これを引き続き当該現存船に使用する場合であつて施

2 特定防汚方法であつて、当該特定防汚方法以外の新たな防汚方法が使用されたことによりこの省令の施行の際現に海水に接触しないもの又は国際航海に従事しない現存船に使用されているものについては、これらを引き続き当該特定防汚方法が使用されている現存船に使用する場合に限り、新規則第六十五條第一項及び新構造規則第六十四條の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、国際航海に従事しない現存船の船舶所有者が、国際防汚方法証書の交付又は裏書を受けようとするとき(当該現存船に使用されている特定防汚方法が、当該特定防汚方法以外の新たな防汚方法が使用されたことによりこの省令の施行の際現に海水に接触しないものである場合を除く。)は、この限りでない。

3 半潜水型又は甲板昇降型の現存船に使用されている特定防汚方法(前項の規定の適用を受ける特定防汚方法を除く。)については、これを引き続き当該現存船に使用する場合であつて施

2 特定防汚方法であつて、当該特定防汚方法以外の新たな防汚方法が使用されたことによりこの省令の施行の際現に海水に接触しないもの又は国際航海に従事しない現存船に使用されているものについては、これらを引き続き当該特定防汚方法が使用されている現存船に使用する場合に限り、新規則第六十五條第一項及び新構造規則第六十四條の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、国際航海に従事しない現存船の船舶所有者が、国際防汚方法証書の交付又は裏書を受けようとするとき(当該現存船に使用されている特定防汚方法が、当該特定防汚方法以外の新たな防汚方法が使用されたことによりこの省令の施行の際現に海水に接触しないものである場合を除く。)は、この限りでない。

3 半潜水型又は甲板昇降型の現存船に使用されている特定防汚方法(前項の規定の適用を受ける特定防汚方法を除く。)については、これを引き続き当該現存船に使用する場合であつて施

2 特定防汚方法であつて、当該特定防汚方法以外の新たな防汚方法が使用されたことによりこの省令の施行の際現に海水に接触しないもの又は国際航海に従事しない現存船に使用されているものについては、これらを引き続き当該特定防汚方法が使用されている現存船に使用する場合に限り、新規則第六十五條第一項及び新構造規則第六十四條の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、国際航海に従事しない現存船の船舶所有者が、国際防汚方法証書の交付又は裏書を受けようとするとき(当該現存船に使用されている特定防汚方法が、当該特定防汚方法以外の新たな防汚方法が使用されたことによりこの省令の施行の際現に海水に接触しないものである場合を除く。)は、この限りでない。

3 半潜水型又は甲板昇降型の現存船に使用されている特定防汚方法(前項の規定の適用を受ける特定防汚方法を除く。)については、これを引き続き当該現存船に使用する場合であつて施

2 特定防汚方法であつて、当該特定防汚方法以外の新たな防汚方法が使用されたことによりこの省令の施行の際現に海水に接触しないもの又は国際航海に従事しない現存船に使用されているものについては、これらを引き続き当該特定防汚方法が使用されている現存船に使用する場合に限り、新規則第六十五條第一項及び新構造規則第六十四條の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、国際航海に従事しない現存船の船舶所有者が、国際防汚方法証書の交付又は裏書を受けようとするとき(当該現存船に使用されている特定防汚方法が、当該特定防汚方法以外の新たな防汚方法が使用されたことによりこの省令の施行の際現に海水に接触しないものである場合を除く。)は、この限りでない。

3 半潜水型又は甲板昇降型の現存船に使用されている特定防汚方法(前項の規定の適用を受ける特定防汚方法を除く。)については、これを引き続き当該現存船に使用する場合であつて施

2 特定防汚方法であつて、当該特定防汚方法以外の新たな防汚方法が使用されたことによりこの省令の施行の際現に海水に接触しないもの又は国際航海に従事しない現存船に使用されているものについては、これらを引き続き当該特定防汚方法が使用されている現存船に使用する場合に限り、新規則第六十五條第一項及び新構造規則第六十四條の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、国際航海に従事しない現存船の船舶所有者が、国際防汚方法証書の交付又は裏書を受けようとするとき(当該現存船に使用されている特定防汚方法が、当該特定防汚方法以外の新たな防汚方法が使用されたことによりこの省令の施行の際現に海水に接触しないものである場合を除く。)は、この限りでない。

3 半潜水型又は甲板昇降型の現存船に使用されている特定防汚方法(前項の規定の適用を受ける特定防汚方法を除く。)については、これを引き続き当該現存船に使用する場合であつて施

2 特定防汚方法であつて、当該特定防汚方法以外の新たな防汚方法が使用されたことによりこの省令の施行の際現に海水に接触しないもの又は国際航海に従事しない現存船に使用されているものについては、これらを引き続き当該特定防汚方法が使用されている現存船に使用する場合に限り、新規則第六十五條第一項及び新構造規則第六十四條の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、国際航海に従事しない現存船の船舶所有者が、国際防汚方法証書の交付又は裏書を受けようとするとき(当該現存船に使用されている特定防汚方法が、当該特定防汚方法以外の新たな防汚方法が使用されたことによりこの省令の施行の際現に海水に接触しないものである場合を除く。)は、この限りでない。

3 半潜水型又は甲板昇降型の現存船に使用されている特定防汚方法(前項の規定の適用を受ける特定防汚方法を除く。)については、これを引き続き当該現存船に使用する場合であつて施

2 特定防汚方法であつて、当該特定防汚方法以外の新たな防汚方法が使用されたことによりこの省令の施行の際現に海水に接触しないもの又は国際航海に従事しない現存船に使用されているものについては、これらを引き続き当該特定防汚方法が使用されている現存船に使用する場合に限り、新規則第六十五條第一項及び新構造規則第六十四條の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、国際航海に従事しない現存船の船舶所有者が、国際防汚方法証書の交付又は裏書を受けようとするとき(当該現存船に使用されている特定防汚方法が、当該特定防汚方法以外の新たな防汚方法が使用されたことによりこの省令の施行の際現に海水に接触しないものである場合を除く。)は、この限りでない。

3 半潜水型又は甲板昇降型の現存船に使用されている特定防汚方法(前項の規定の適用を受ける特定防汚方法を除く。)については、これを引き続き当該現存船に使用する場合であつて施

行日以後に当該現存船が入渠していない場合に限り、新規則第六十五条第一項及び新構造規則第六十四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 特定防汚方法（前三項の規定の適用を受ける特定防汚方法を除く。）については、これを引き続き当該特定防汚方法が使用されている現存船に使用する場合に限り、施行日以後最初に船舶安全法施行規則第十九条第三項第三号の二に該当することとなった日又は当該特定防汚方法の使用が開始された日から起算して五年を経過する日のいずれか早い日までの間は、新規則第六十五条第一項及び新構造規則第六十四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（令和五年三月一〇日国土交通省令第八号）抄

第一条 この省令は、千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する二千十二年のケープタウン協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。（経過措置）

第二条

2 現存船にあつては、施行日前においても第一条の規定による改正後の船舶設備規程、第二条の規定による改正後の船舶復原性規則、第三条の規定による改正後の船舶安全法施行規則及び第五条の規定による改正後の船舶防火構造規則の規定の定めるところにより施設し、及びこれに係る船舶安全法第五条第一項に規定する検査を受けることができる。

3 現存船であつて施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、第一項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

附則（令和五年一〇月二日国土交通省令第八二号）抄

1 この省令は、令和五年十二月一日から施行する。

附則（令和五年二月二八日国土交通省令第九七号）抄

第一条 この省令は、令和六年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（船舶安全法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条 この省令の施行の際現に第四条の規定による改正前の船舶安全法施行規則第六十条の五

及び第六十条の六の規定により備え付けている浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、HF直接印刷電信及びMF直接印刷電信については、これらを引き続き備え付ける場合に限り、第四条の規定による改正後の船舶安全法施行規則第六十条の五及び第六十条の六の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

別表第1（第22条、第65条の6、第66条関係）

船舶の長さ（メートル）	金額（円）	船舶の長さ（メートル）	金額（円）	船舶の長さ（メートル）	金額（円）	船舶の長さ（メートル）	金額（円）
3未満	9,410	3未満	9,410	3未満	9,410	3未満	9,410
3以上5未満	5,220	3以上5未満	5,220	3以上5未満	5,220	3以上5未満	5,220
5以上10未満	8,230	5以上10未満	8,230	5以上10未満	8,230	5以上10未満	8,230
10以上20未満	5,410	10以上20未満	5,410	10以上20未満	5,410	10以上20未満	5,410
20以上30未満	1,610	20以上30未満	1,610	20以上30未満	1,610	20以上30未満	1,610
30以上40未満	6,810	30以上40未満	6,810	30以上40未満	6,810	30以上40未満	6,810
40以上50未満	8,110	40以上50未満	8,110	40以上50未満	8,110	40以上50未満	8,110
50以上60未満	2,610	50以上60未満	2,610	50以上60未満	2,610	50以上60未満	2,610
60以上80未満	5,120	60以上80未満	5,120	60以上80未満	5,120	60以上80未満	5,120
80以上100未満	9,620	80以上100未満	9,620	80以上100未満	9,620	80以上100未満	9,620
100以上200未満	3,330	100以上200未満	3,330	100以上200未満	3,330	100以上200未満	3,330
200以上500未満	3,040	200以上500未満	3,040	200以上500未満	3,040	200以上500未満	3,040
500以上1,000未満	7,410	500以上1,000未満	7,410	500以上1,000未満	7,410	500以上1,000未満	7,410
1,000以上	2,510	1,000以上	2,510	1,000以上	2,510	1,000以上	2,510

船舶の長さ（メートル）	金額（円）	船舶の長さ（メートル）	金額（円）	船舶の長さ（メートル）	金額（円）	船舶の長さ（メートル）	金額（円）
3未満	9,410	3未満	9,410	3未満	9,410	3未満	9,410
3以上5未満	5,220	3以上5未満	5,220	3以上5未満	5,220	3以上5未満	5,220
5以上10未満	8,230	5以上10未満	8,230	5以上10未満	8,230	5以上10未満	8,230
10以上20未満	5,410	10以上20未満	5,410	10以上20未満	5,410	10以上20未満	5,410
20以上30未満	1,610	20以上30未満	1,610	20以上30未満	1,610	20以上30未満	1,610
30以上40未満	6,810	30以上40未満	6,810	30以上40未満	6,810	30以上40未満	6,810
40以上50未満	8,110	40以上50未満	8,110	40以上50未満	8,110	40以上50未満	8,110
50以上60未満	2,610	50以上60未満	2,610	50以上60未満	2,610	50以上60未満	2,610
60以上80未満	5,120	60以上80未満	5,120	60以上80未満	5,120	60以上80未満	5,120
80以上100未満	9,620	80以上100未満	9,620	80以上100未満	9,620	80以上100未満	9,620
100以上200未満	3,330	100以上200未満	3,330	100以上200未満	3,330	100以上200未満	3,330
200以上500未満	3,040	200以上500未満	3,040	200以上500未満	3,040	200以上500未満	3,040
500以上1,000未満	7,410	500以上1,000未満	7,410	500以上1,000未満	7,410	500以上1,000未満	7,410
1,000以上	2,510	1,000以上	2,510	1,000以上	2,510	1,000以上	2,510

船舶の長さ（メートル）	金額（円）	船舶の長さ（メートル）	金額（円）	船舶の長さ（メートル）	金額（円）	船舶の長さ（メートル）	金額（円）
3未満	9,410	3未満	9,410	3未満	9,410	3未満	9,410
3以上5未満	5,220	3以上5未満	5,220	3以上5未満	5,220	3以上5未満	5,220
5以上10未満	8,230	5以上10未満	8,230	5以上10未満	8,230	5以上10未満	8,230
10以上20未満	5,410	10以上20未満	5,410	10以上20未満	5,410	10以上20未満	5,410
20以上30未満	1,610	20以上30未満	1,610	20以上30未満	1,610	20以上30未満	1,610
30以上40未満	6,810	30以上40未満	6,810	30以上40未満	6,810	30以上40未満	6,810
40以上50未満	8,110	40以上50未満	8,110	40以上50未満	8,110	40以上50未満	8,110
50以上60未満	2,610	50以上60未満	2,610	50以上60未満	2,610	50以上60未満	2,610
60以上80未満	5,120	60以上80未満	5,120	60以上80未満	5,120	60以上80未満	5,120
80以上100未満	9,620	80以上100未満	9,620	80以上100未満	9,620	80以上100未満	9,620
100以上200未満	3,330	100以上200未満	3,330	100以上200未満	3,330	100以上200未満	3,330
200以上500未満	3,040	200以上500未満	3,040	200以上500未満	3,040	200以上500未満	3,040
500以上1,000未満	7,410	500以上1,000未満	7,410	500以上1,000未満	7,410	500以上1,000未満	7,410
1,000以上	2,510	1,000以上	2,510	1,000以上	2,510	1,000以上	2,510

[illegible][illegible]

機給過ンビータ気排		つ1個		ライボ		ンビータスガ		つ1個		機外船	
ル	(メート)	(円)	き	トル	積(平)	(円)	き	ット(キロワット)	(円)	き	ット(キロワット)
	未0.0	0.1	0.1		未0.5	0.7	6.6		0.8	8.8	
	満0.7	0.9	1.1		未0.0	0.1	6.8		0.0		
	満0.0	0.2		満0.1	以上0.5	0.3	3.1	満0.8	6.3	1.1	0.1
	満0.0	0.6	4.4	満0.1	以上0.1	0.0	8.2	満0.5	3.7	以上6.3	0.9
	満0.1	0.9	9.9	満0.1	以上0.1	0.0	9.2	満0.9	3.8	1.1	0.1
	満0.0	0.4		満0.3	以上0.1	0.0	9.4	満0.1	8.6	3.0	0.2
	満0.5	0.2		満0.2	以上0.2	0.9	3.4	満0.5	3.7	以上5.5	0.3
	満0.0	0.3		満0.5	以上0.3	0.0	9.9	満0.5	3.7	以上1.1	0.5
	満0.6	0.0		満0.0	以上0.3	0.5	0.5	満0.7	4.1	以上5.5	0.4
	満0.9	0.1		満0.3	以上0.3	0.0	8.5	満0.1	1.1	以上1.0	0.5
	満0.9	0.1		満0.5	以上0.5	0.0	8.5	満0.1	1.1	以上1.0	0.5

[illegible]

個人器具（安全灯及びおのを除く。）	持運び式放射器	消火剤																	
		消火剤	泡消火装	式高膨脹	又は固定	用消火剤	固定式泡	固定式鎮火性ガスつき	用消火剤（ハロゲン化物に限る。）	消火剤					消火剤				
										固定式	又は移動式	動力式	火器用のもの	簡易式	用消火器	消火のもの	火筒式又は	消火持ち運び	火器持ち運
1組につき 15,800円	1個につき 5,200円					200リットル又はその端数に	60キログラム又はその端数に			1個につき 5,800円				1個につき 3,900円			1個につき 10,100円	1個につき 12,800円	1個につき 19,700円

安全灯	1個につき	10,100円
防煙ヘルメット又は防煙マスク	1式につき	10,100円
自蔵式呼吸具	1個につき	6,500円
送気式呼吸具	1個につき	6,500円
呼吸具の清浄缶	1個につき	4,350円
呼吸具の酸素発生缶	1個につき	4,350円
火災探知器又は探知は制御盤	1個につき	12,800円
装置表示盤の部分	1個につき	1,550円
手動火災警報装置	1個につき	21,500円
置開室局所消火装置	1個につき	830円
温度感知装置	1個につき	3,400円
炭酸水素ガス濃度連続監視装置	1個につき	5,700円
ビル液位監視装置	1個につき	5,000円
フライヤー用消防設備	1個につき	6,000円
スプリンクラ・ヘッド、ノズル、水噴霧放射器、国際陸上施設連結具その他管海官庁が指定する消防設備用具	1個につき	2,700円
水噴霧ランス	1個につき	9,500円
移動式放水モーター	1個につき	8,300円
非常電気式の標識のもの	1個につき	4,600円
電気式以外のもの	1個につき	220円
蓄電池一体型非常照明装置	1個につき	8,000円
持運び式電気灯	1個につき	6,400円
非常脱出用呼吸器	1個につき	5,600円

[illegible]

[illegible]

方位測定コンパ ス装置	1個につき	1,950円
ジャイロコンパ ス	1個につき	58,300円
船首方位伝達装 置	1個につき	26,700円
音響測深機	1個につき	30,600円
第一種衛星航法 装置	1個につき	58,400円
第二種衛星航法 装置	1個につき	16,400円
船速距離計	1個につき	34,200円
回頭角速度計	1個につき	8,500円
音響受信装置	1個につき	10,300円
船舶自動識別装 置	1個につき	61,000円
航海情報記録装 置	1個につき	62,800円
簡易型航海情報 記録装置	1個につき	45,400円
VHF、送受信 MF又機を有 はHFしない 用デジもの タル選その他 招呼出のもの 装置	1個につき	36,100円
VHF、MF又 はHF用デジタ ル選択呼出聴守 装置	1個につき	32,700円
遭難信号送信操 作装置	1個につき	1,550円
遭難信号受信警 報装置	1個につき	1,550円
水先人用はしこ 載貨扉開閉表示 装置	1個につき	7,000円
漏水検知装置	1個につき	11,600円
監視装置	1個につき	15,600円
喫水計測装置	1個につき	43,900円
第一種船舶航海 当直警報装置	1個につき	14,400円
第二種船舶航海 当直警報装置	1個につき	27,100円
25,000円		

航海用レーダー 反射器	シー・アンカー その他管海官庁 が指定する航海 用具	荷役ホース	持運び式機械通 風装置	固定検知器	式ガ指示警報 ス検部	知装 部の 検出端部	部品の 検知管式ガス検 知器	ガス検知管	持運び複合型 式ガスのもの	検知器 のもの	クレーン の部品	クレーン の部品	管海官庁が指定 する揚貨装置	潜水内 容 積 設備（立方メー の耐トル）	圧殻	最大潜水 深度 20 メートル のもの （円）
1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	同一検知管10個又はその端部 につき1,700円	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	10未満		131,600
1,550円	4,450円	10,600円	9,300円	10,900円	8,500円	4,350円	10,900円		19,800円	11,600円	39,600円	2,750円	19,500円	10以上		170,800

[illegible]

のる付備舶の未トメ三長			
もけえに船満ル一〇さ			
（円）つ1 個 きに	関機燃内 （キロワット） 大出力最	（円）つ1 個 きに	関機燃内 （キロワット） 大出力最
0 0 9 , 5 1	満 未 8 1	0 0 1 , 5 2	満 未 6 , 3 7
0 0 2 , 8 1	満 未 7 3 上 以 8 1	0 0 3 , 1 3	満 未 4 8 1 上 以 6 , 3 7
0 0 7 , 4 2	満 未 6 , 3 7 上 以 7 3	0 0 7 , 3 4	満 未 8 6 3 上 以 4 8 1
0 0 9 , 1 3	満 未 4 8 1 上 以 6 , 3 7	0 0 5 , 3 5	満 未 5 , 5 3 7 上 以 8 6 3
0 0 7 , 5 4	満 未 8 6 3 上 以 4 8 1	0 0 9 , 1 7	満 未 9 3 8 , 1 上 以 5 , 5 3 7
0 0 3 , 8 5	満 未 5 , 5 3 7 上 以 8 6 3	0 0 4 , 0 2 1	満 未 8 7 6 , 3 上 以 9 3 8 , 1
0 0 1 , 7 8	満 未 9 3 8 , 1 上 以 5 , 5 3 7	0 0 0 1	満 未 1 , 上 8 6 3
2 , 3 3 1	満 未 8 7 6 , 3 上 以 9 3 8 , 1	0 , 6	満 未 6 5 5 以 7 ,
6 , 3 7 1	満 未 6 1 5 , 5 上 以 8 7 6 , 3	0 9 8 1	満 未 5 , 上 6 5 5
9 , 9 9 1	満 未 5 5 3 , 7 上 以 6 1 5 , 5	0 , 7	満 未 5 3 7 以 1 ,
0 9 6 2	満 未 0 7 4 , 上 5 3 7	0 1 0 2	満 未 0 7 4 , 上 5 3 7
0 , 2	満 未 1 , 上 5 ,	0 , 0	満 未 1 , 上 5 ,
0 3 7 2	満 未 1 , 上 1 ,	0 2 7 2	満 未 1 , 上 1 ,
0 , 3	満 未 0 7 4 ,	0 , 0	満 未 0 7 4 ,

ライボ （トル）	（円）つ1 個 きに	ンビル （キロワット） 大出力最	（円）つ1 個 きに	機外船 （キロワット） 大出力最	（円）つ1 個 きに	機外内船 （キロワット） 大出力最
満 未 5	0 0 9 , 1 7	満 未 6 , 3 7	0 7 9 ,	満 未 7 3	0 6 2	満 未 1
満 未 0	0 0 3 , 3 9	満 未 4 8 1 上 以 6 , 3 7	0 ,	満 未 7	0 6 0	満 未 8
満 未 0 1 以 5	0 0 8 , 2 2 1	満 未 8 6 3 上 以 4 8 1	0 , 1	満 未 7 3	2 2	満 未 1
満 未 0 上 0	0 0 8 , 4 5 1	満 未 5 , 5 3 7 上 以 8 6 3	0 5 6	満 未 4 7 以 4	0 4 ,	満 未 3 8
満 未 5 上 0 1	0 0 3 , 7 2 2	満 未 9 3 8 , 1 上 以 5 , 5 3 7	0 , 2	満 未 8 上 4 7	0 ,	満 未 7 以
満 未 0 1 以 0	0 0 5 , 4 5 3	満 未 8 7 6 , 3 上 以 9 3 8 , 1	0 6 0	満 未 1 以 7	1 4	満 未 上 3
満 未 3 上 0 1	0 8 4 4	満 未 1 , 上 8 6 3	0 , 2	満 未 3 以 1	0 0 ,	満 未 6 7 7
満 未 0 2 以 5	0 , 7	満 未 6 5 5 以 7 ,	0 2 4	満 未 7 上 8	0 ,	満 未 3 以
満 未 5 上 2	0 5 3 5	満 未 5 , 上 6 5 5	0 , 4	満 未 7 以 3	3 4	満 未 1 6 7
満 未 0 上 3	0 , 3	満 未 5 3 7 以 1 ,	0 1 0	満 未 6 3 上 7	0 8 ,	満 未 8 以 3
満 未 3 上 0	0 0 5 5	満 未 0 7 4 , 上 5 3 7	0 , 4	満 未 4 1 以 7	0 ,	満 未 4 上 1
満 未 3 以 3	0 , 9	満 未 1 , 上 5 ,	0 8 8	満 未 8 上 6 3	6 6	満 未 以 1
満 未 上 5	0 8 2 6	満 未 1 , 上 1 ,	0 , 6	満 未 上 4 1	0 2	満 未 上 8
0	0 , 0	満 未 上 0 7 4	0 2 3	満 未 上 8	0 ,	満 未 4

のる付備舶の以トメ三長			
もけえに船上ル一〇さ			
（円）つ1 個 きに	関機燃内 （キロワット） 大出力最	（円）つ1 個 きに	機給過ンビル （キロワット） 大出力最
満 未 8 1	0 0 9 , 2 2	満 未 6 , 3 7	0 8 4 ,
満 未 7 3 上 以 8 1	0 0 8 , 8 2	満 未 4 8 1 上 以 6 , 3 7	0 8 0 ,
満 未 6 , 3 7 上 以 7 3	0 0 7 , 9 3	満 未 8 6 3 上 以 4 8 1	0 7 9 ,
満 未 4 8 1 上 以 6 , 3 7	0 0 0 , 9 4	満 未 5 , 5 3 7 上 以 8 6 3	0 ,
満 未 8 6 3 上 以 4 8 1	0 0 6 , 6 6	満 未 9 3 8 , 1 上 以 5 , 5 3 7	0 , 1
満 未 5 , 5 3 7 上 以 8 6 3	0 0 8 , 0 1 1	満 未 8 7 6 , 3 上 以 9 3 8 , 1	0 2 5 ,
満 未 9 3 8 , 1 上 以 5 , 5 3 7	0 6 7 1	満 未 1 , 上 8 6 3	0 , 2
満 未 8 7 6 , 3 上 以 9 3 8 , 1	0 , 4	満 未 6 5 5 以 7 ,	0 1 9 ,
満 未 6 1 5 , 5 上 以 8 7 6 , 3	0 5 5 1	満 未 5 , 上 6 5 5	0 , 4
満 未 5 5 3 , 7 上 以 6 1 5 , 5	0 , 6	満 未 5 3 7 以 1 ,	0 7 3 ,
満 未 0 7 4 , 上 5 3 7	0 8 4 1	満 未 0 7 4 , 上 5 3 7	0 , 5
満 未 1 , 上 5 ,	0 , 8	満 未 1 , 上 5 ,	0 3 3 ,
満 未 1 , 上 1 ,	0 5 1 1	満 未 1 , 上 1 ,	0 , 7
満 未 上 0 7 4	0 , 9	満 未 上 0 7 4	0 9 9 ,

（円）つ1 個 きに	ンビル （キロワット） 大出力最	（円）つ1 個 きに	機外船 （キロワット） 大出力最	（円）つ1 個 きに	機外内船 （キロワット） 大出力最	（円）つ1 個 きに
0 0 6 , 6 6	満 未 6 , 3 7	0 7 8 ,	満 未 7 3	0 1 ,	満 未 1	0 0 1 , 4 1
0 0 0 , 6 8	満 未 4 8 1 上 以 6 , 3 7	0 ,	満 未 7	0 6 8	満 未 8	0 0 3 , 6 1
1 , 3 1 1	満 未 8 6 3 上 以 4 8 1	0 , 1	満 未 上 7 3	1 2	満 未 1	0 0 5 , 2 2
6 , 2 4 1	満 未 5 , 5 3 7 上 以 8 6 3	0 7 4	満 未 4 7 以 7	0 2 ,	満 未 3 8	0 0 4 , 9 2
7 , 9 0 2	満 未 9 3 8 , 1 上 以 5 , 5 3 7	0 , 1	満 未 8 上 4 7	0 ,	満 未 7 以 3	0 0 6 , 1 4
0 , 8 2 3	満 未 8 7 6 , 3 上 以 9 3 8 , 1	0 6 8	満 未 1 上 1	3 3	満 未 上 3	0 0 6 , 3 5
0 8 8 4	満 未 1 , 上 8 6 3	0 , 2	満 未 3 以 1	0 6 ,	満 未 6 7 7	0 0 0 , 0 8
0 , 3	満 未 6 5 5 以 7 ,	0 1 2	満 未 7 上 8	0 ,	満 未 3 以 3	0 0 0 , 3 2 1
0 7 3 4	満 未 5 , 上 6 5 5	0 , 3	満 未 7 以 3	1 4	満 未 1 6 7	0 0 4 , 0 6 1
0 , 9	満 未 5 3 7 以 1 ,	0 3 6	満 未 6 3 上 7	0 4 ,	満 未 8 上 3	0 0 6 , 4 8 1
0 4 0 5	満 未 0 7 4 , 上 5 3 7	0 , 4	満 未 4 1 上 7	0 ,	満 未 4 上 1	0 4 9 2
0 , 5	満 未 1 , 上 5 ,	0 5 4	満 未 8 上 6 3	6 5 ,	満 未 以 1	0 , 0
0 8 7 5	満 未 1 , 上 1 ,	0 , 5	満 未 上 4 1	0 7 ,	満 未 上 8	0 3 9 2
0 , 5	満 未 上 0 7 4	0 2 8	満 未 上 8	0 ,	満 未 上 4	0 , 1

[illegible][illegible][illegible]

[illegible]

電子ブロッテイ ング装置	1個につき	26,500円	自動物標追跡装 置	1個につき	30,800円	自動衝突予防援 助装置	1個につき	79,300円	磁気コンパス	1個につき	13,200円	方位測定コンパ ス装置	1個につき	1,900円	ジャイロコンパ ス	1個につき	58,100円	船首方位伝達装 置	1個につき	26,500円	音響測深機	1個につき	30,400円	第一種衛星航法 装置	1個につき	58,200円	第二種衛星航法 装置	1個につき	16,300円	船速距離計	1個につき	34,000円	回頭角速度計	1個につき	8,500円	音響受信装置	1個につき	10,200円	船舶自動識別装 置	1個につき	60,800円	航海情報記録装 置	1個につき	62,500円	簡易型航海情報 記録装置	1個につき	45,200円	VHF、送受信 MF又機を有 はHFしない 用デジもの タル選その他 招呼出のもの 装置	1個につき	35,900円	VHF、MF又 はHF用デジタ ル選択呼出聴守 装置	1個につき	32,500円	遭難信号送信操 作装置	1個につき	1,500円	遭難信号受信警 報装置	1個につき	1,550円	水先人用はしご 載貨扉開閉表示 装置	1個につき	6,900円	11,400円
-----------------	-------	---------	--------------	-------	---------	----------------	-------	---------	--------	-------	---------	----------------	-------	--------	--------------	-------	---------	--------------	-------	---------	-------	-------	---------	---------------	-------	---------	---------------	-------	---------	-------	-------	---------	--------	-------	--------	--------	-------	---------	--------------	-------	---------	--------------	-------	---------	-----------------	-------	---------	--	-------	---------	-------------------------------------	-------	---------	----------------	-------	--------	----------------	-------	--------	--------------------------	-------	--------	---------

監視装置	漏水検知装置	第一種船舶航海当直警報装置	第二種船舶航海当直警報装置	航海用レーダー	反射器	シー・アンカー	その他管海官庁が指定する航海用具	荷役ホース	持運び式機械通風装置	固定検知器	式ガ指し警報ス検部	知装部	置の検出端部	検知管式ガス検知器	ガス検知管	持運び複合型式ガスのもの	検知器	クレーン	クレーンの部品	ウインチその他管海官庁が指定する揚貨装置	潜水内容積	設備（立方メートル）	の耐	圧殻	最大潜水深度20メートル未満のもの	1個につき	（円）
1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	同一検知管10個又はその端数につき1,650円	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	10未満	10以上		131,400	170,600		
43,700円	15,400円	14,200円	24,800円	1,550円	4,400円	7,700円		10,500円	9,200円	10,900円	8,500円		4,300円	10,800円		19,800円			2,700円	19,300円							

[illegible]

内 船		内 燃 機 開		蒸 気 機 開	
連 続 最 大 出 力 (キ ロ ワ ッ ト)	1 個 に つ き (円)	連 続 最 大 出 力 (キ ロ ワ ッ ト)	1 個 に つ き (円)	連 続 最 大 出 力 (キ ロ ワ ッ ト)	1 個 に つ き (円)
1 未 満 8	0 0 3 , 4 1	満 未 8 1	0 0 1 , 3 2	満 未 6 , 3 7	
1 以 上 8	0 0 5 , 6 1	満 未 7 3 上 以 8 1	0 0 0 , 9 2	満 未 4 8 1 上 以 6 , 3 7	
7 以 上 3	0 0 7 , 2 2	満 未 6 , 3 7 上 以 7 3	0 0 9 , 9 3	満 未 8 6 3 上 以 4 8 1	
3 以 上 6 7	0 0 6 , 9 2	満 未 4 8 1 上 以 6 , 3 7	0 0 2 , 9 4	満 未 5 , 5 3 7 上 以 8 6 3	
以 上 3	0 0 8 , 1 4	満 未 8 6 3 上 以 4 8 1	0 0 7 , 6 6	満 未 9 3 8 , 1 上 以 5 , 5 3 7	
以 上 8	0 0 8 , 3 5	満 未 5 , 5 3 7 上 以 8 6 3	0 0 0 , 1 1 1	満 未 8 7 6 , 3 上 以 9 3 8 , 1	
	0 0 2 , 0 8	満 未 9 3 8 , 1 上 以 5 , 5 3 7	0 0 8 , 7 4 1	満 未 6 1 5 , 5 上 以 8 7 6 , 3	
	0 0 2 , 3 2 1	満 未 8 7 6 , 3 上 以 9 3 8 , 1	0 0 7 , 5 6 1	満 未 5 5 3 , 7 上 以 6 1 5 , 5	
	0 0 6 , 0 6 1	満 未 6 1 5 , 5 上 以 8 7 6 , 3	0 0 5 1	満 0 7 4 上 5 3 7	
	0 0 8 , 4 8 1	満 未 5 5 3 , 7 上 以 6 1 5 , 5	0 , 8	未 1 , 1 以 5 ,	
	0 0 6 , 9 0 2	満 未 0 1 7 , 4 1 上 以 5 5 3 , 7	0 7 1 1	以 1 , 1	
	0 0 4 , 9 1 2	上 以 0 1 7 , 4 1	0 , 9	上 0 7 4	

ライボ		ンビ タスガ				機 外 船				機 外	
トル (平方メー ー)	受熱面積 (㎡)	1個につき (円)	連続最大出力 (キロワット)		1個につき (円)	連続最大出力 (キロワット)		1個につき (円)	連続最大出力 (キロワット)		
未満5	007'66		満未6'37		008'8	満未7'33		0'1			
	001'68		満未481上以6'37		009'41	満未4'7上以7'33		088			
1以5	003'311		満未863上以481		0'1	満8上47		0'2	未3		
0上0	008'241		満未5'537上以863		088	未1以		022	未満7		
上01	009'902	満未938'1上以5'537			0'2	満3以1		0'3	未満6		
1以0	002'823	満未876'3上以938'1			022	未満7上8		056	未満1		
上01	000'934	満未615'5上以876'3			0'3	未'7以3		24	未満8		
2以5	009'394	満未553'7上以615'5			056	未満63上7		04	未満4		
上02	0505	満074上537			0'4	満41以7		0			
3以3	0'5	未1'1以5'			074	未8上63		85			
上03	0085	以1'1			0'5	上41		07			
以5	0'5	上074			038	以8		0			

船舶の型式										船舶の構造										船舶の性能										船舶の設備									
船名					船種					船体					船機					航速					燃料消費					乗員									
船名	船種	船体	船機	航速	燃料消費	乗員	船名	船種	船体	船機	航速	燃料消費	乗員	船名	船種	船体	船機	航速	燃料消費	乗員	船名	船種	船体	船機	航速	燃料消費	乗員												
0809	1個につき	0760	030	063	030	010	0809	1個につき	0760	030	063	030	010	0809	1個につき	0760	030	063	030	010	0809	1個につき	0760	030	063	030	010												
9101	1個につき	0280	050	030	050	020	9101	1個につき	0280	050	030	050	020	9101	1個につき	0280	050	030	050	020	9101	1個につき	0280	050	030	050	020												
9106	1個につき	0410	010	070	010	060	9106	1個につき	0410	010	070	010	060	9106	1個につき	0410	010	070	010	060	9106	1個につき	0410	010	070	010	060												
4203	1個につき	0910	020	010	010	070	4203	1個につき	0910	020	010	010	070	4203	1個につき	0910	020	010	010	070	4203	1個につき	0910	020	010	010	070												

[illegible][illegible]

機 外 船			機 外 内 船			関 機 燃 内					
連 統 最 大 出 力 (キ ロ ワ ツ ト)	1 個 に つ き (円)		連 統 最 大 出 力 (キ ロ ワ ツ ト)	1 個 に つ き (円)		連 統 最 大 出 力 (キ ロ ワ ツ ト)	1 個 に つ き (円)		連 統 最 大 出 力 (キ ロ ワ ツ ト)	1 個 に つ き (円)	
満 未 7 3	0 , 1		満 未 1 8	0 , 1		満 未 8 1	0 0 0 , 2 2				
4 7 上 以 7 3	0 4 , 6		満 未 8 1	0 0 3 , 4 1		満 未 7 3 上 以 8 1	0 0 7 , 7 2				
満 8 上 4 7	0 , 1	未 満 3 以 1	満 未 6 3 7 上 以 7 3	0 0 6 , 9 1		満 未 4 8 1 上 以 6 3 7	0 0 9 , 7 3				
満 未 1 以 7 3	0 3 , 9	未 満 7 以 8	満 未 8 6 3 上 以 4 8 1	0 0 5 , 5 2		満 未 8 6 3 上 以 4 8 1	0 0 8 , 6 4				
満 未 3 以 1 0	0 , 3	未 満 6 3 上 7	満 未 5 5 3 7 上 以 8 6 3	0 0 1 , 6 3		満 未 5 5 3 7 上 以 8 6 3	0 0 6 , 3 6	満 未 満 未 満 未			
満 未 7 以 3 3	0 6 , 1	未 満 1 6 7	満 未 8 7 6 , 3 上 以 9 3 8 , 1	0 0 5 , 6 4		満 未 8 7 6 , 3 上 以 9 3 8 , 1	0 0 7 , 5 0 1	満 未 満 未 満 未			
満 未 6 3 上 7	0 8 ,	未 満 8 以 3 4	満 未 8 7 6 , 3 上 以 9 3 8 , 1	0 0 4 , 7 1 1		満 未 8 7 6 , 3 上 以 9 3 8 , 1	0 0 8 , 0 4 1	満 未 満 未 満 未			
満 4 1 以 7	0 ,		満 未 6 1 5 , 5 上 以 8 7 6 , 3	0 0 4 , 7 1 1		満 未 6 1 5 , 5 上 以 8 7 6 , 3	0 0 9 , 7 5 1	満 未 満 未 満 未			
満 未 8 上 6 3	9 4 ,	以 1 8	満 未 5 5 3 , 7 上 以 6 1 5 , 5	0 0 0 , 3 5 1		満 未 5 5 3 , 7 上 以 6 1 5 , 5	0 2 6 1				
上 4 1	0 9 ,	上 8 4	満 未 0 1 7 , 4 1 上 以 5 5 3 , 7	0 0 2 , 6 7 1		満 未 0 1 7 , 4 1 上 以 5 5 3 , 7	0 , 7				
以 8	0 ,		上 以 0 1 7 , 4 1	0 0 7 , 9 9 1		上 以 0 1 7 , 4 1	0 6 2 1				
				0 0 1 , 9 0 2			0 , 8				

過ンビータ気排		ライボ		ンビータスガ	
（円）	1個につき	（円）	1個につき	（円）	1個につき
満末70・0	0・1	満末5	006・36	満末6・37	008・7
1・0上以70・0	041	満末0	000・28	満末481上以6・37	000・31
満5・上10	0・2	満01以5	009・701	満末863上以481	0・1
未10以・	043	未0上0	000・631	満末5・537上以863	046
満40以10	0・3	満5上01	000・002	満末938・1上以5・537	0・1
未満5・上5・	008	満01以0	007・213	満末876・3上以938・1	039
満60以40	0・4	満3上01	002・814	満末615・5上以876・3	0・3
未・上5・	086	満02以5	005・074	満末553・7上以615・5	061
未・上60	0・7	満5上02	0445	満074上537	0・3
未満90以・	030	満03以3	0・2	未1・1以5・	078
上90・	0751	上03	0515	以1・1	0・5
以・	0・0	以5	0・3	上074	040

の外以式動復往気蒸		のものを式動復往気蒸		のものを式動復往気蒸	
（円）	1個につき	（円）	1個につき	（円）	1個につき
に1も満ル105	（円）	（円）	（円）	（円）	（円）
つ個のの未トメ0	056・2	つ個のの未トメ0	007・3	つ個のの未トメ0	007・3
050・4	001・6	005・5	005・5	満末01上以5	004・8
006・4	000・7	001・6	001・6	満末52上以01	0・1
001・6	004・01	008・7	008・7	満末05上以52	003
005・8	002・31	007・01	007・01	満末001上以05	0・2
007・01	002・71	008・31	008・31	満末052上以001	075
0・1	0・2	0・1	0・1	未0上02	0・3
083	052	087	087	満05以5	008
0・1	0・2	0・2	0・2	未0・上05	0・4
087	056	052	052	満001以0	066
0・2	0・3	0・2	0・2	上001	0・6
030	021	056	056	以0・	099

除をクンタ物（貨）器容量力圧		タ1モ圧油は又ンボ圧油		のものを	
（円）	1個につき	（円）	1個につき	（円）	1個につき
52	満0	004・5	056・4	満末5・0	050・4
0	満0	006・7	001・6	満末1上以5・0	056・4
9	満0	0・1	058	満末1上以5・0	005・5
05	0上5	020	0・	満末2上以5	008・7
0	0上20	0・1	0・1	満末2上以5	002・01
3	0上5	023	070	満末5上以5	000・31
61	満0以2	0・1	0・1	満末0上5	0・1
01	0上5	027	083	満末1上以5	027
0	0上50	0・2	0・1	満末2上以5	0・2
31	0上5	030	027	満末0上0	030
08	0上0	0・2	0・2	満末0上0	0・2
0	0上0	004	030	満末0上0	004

ユシトイオフ		ラペロプチツピ変可		ラペロプチツピ定固		空気圧縮機		のものを	
（円）	1個につき	（円）	1個につき	（円）	1個につき	（円）	1個につき	（円）	1個につき
61	満末1・0	71	満末1・5	03	満末2・0	045	満末5・5	満末5・5	満末5・5
05	満末1・0	03	満末1・5	06	満末2・0	0・1	満末5・5	満末5・5	満末5・5
12	満末1・0	72	満末1・5	5	満末2・0	070	満末5・5	満末5・5	満末5・5
04	満末1・0	00	満末1・5	21	満末2・0	0・1	満末5・5	満末5・5	満末5・5
00	満末1・0	00	満末1・5	0	満末2・0	073	満末5・5	満末5・5	満末5・5
23	満末1・0	13	満末1・5	23	満末2・0	0・1	満末5・5	満末5・5	満末5・5
05	満末1・0	01	満末1・5	0	満末2・0	058	満末5・5	満末5・5	満末5・5
00	満末1・0	00	満末1・5	05	満末2・0	0・2	満末5・5	満末5・5	満末5・5
84	満末1・0	84	満末1・5	0	満末2・0	013	満末5・5	満末5・5	満末5・5
06	満末1・0	01	満末1・5	67	満末2・0	0・2	満末5・5	満末5・5	満末5・5
00	満末1・0	00	満末1・5	0	満末2・0	097	満末5・5	満末5・5	満末5・5

軸クンラク	ントスピは又バカダンリシナイラダンリシダンリシ	の機関	管海官庁が指 定するその他 00円	ラペロブ	ダイナ
(円) 1個につき	(円) 1個につき	シリンダの 径(メートル)	0.25		
満 未 8 1		0.25			
満 未 7 3 上以 8 1		0.25			
満 未 6 3 7 上以 7 3		0.25			
満 未 4 8 1 上以 6 3 7		0.25			
満 未 6 上 4 1	0 1,	4 5 未 満	0.25		
満 未 8 3 上 8 3	0 0	0.25			
満 未 5 5 7 上 6	0 1,	0.25			
満 未 3 上 5 5 7	0 1,	0.25			
満 未 9 8 1 上 3	4	0.25			
満 未 9 8 1 上 3	0	0.25			

速変は又手継性弾機転逆チツラクの系軸	翼ラペロブ	品部のンピ	タ
(円) 1個につき	(円) 1枚につき	1個(ター ビン羽根に あつてはタ ービン1個 分又はその 端数)につ き(円)	(円) 1個につき
1 2	満 未 6 3 7	0 5 6 2	0 5 4 3
5 2	満 未 4 8 1 上以 6 3 7	0 0 8 3	0 5 8 3
2 3	満 未 8 6 3 上以 4 8 1	0 5 4	0 0 7 4
2 4	満 未 5 5 3 7 上以 8 6 3	0 5 8	0 0 0 5
0 6	満 未 9 3 8 1 上以 5 5 3 7	0 5 8	0 7 5
5 8	満 未 8 7 6 3 上以 9 3 8 1	0 5 8	0 7 5
0 1	満 未 1 上 8 6 3	0 5 8	0 7 5
0 7 1	満 未 6 5 5 上以 7 3	0 5 8	0 7 5
0 1	満 未 5 上 6 5 5	0 5 8	0 7 5
0 8 3	満 未 5 3 7 上以 1 3	0 5 8	0 7 5
0 1	満 未 5 3 7 上以 1 3	0 5 8	0 7 5
0 8 7	満 未 5 3 7 上以 1 3	0 5 8	0 7 5

置装ブイラドトウア	づく除を軸クンラ	軸達伝力動の他のそ軸ラペロブ軸トスラス軸機転逆軸間中	置装
(円) 1個につき	(円) 1個につき	軸トスラス軸機転逆軸間中	(円) 1個につき
0 4 3	0 2 2	0 2 2	0 0 0
5 3	0 7 2	0 7 2	0 0 0
0 1 5	0 2 4	0 2 4	0 0 0
0 7 9	0 5 5	0 5 5	0 0 0
0 1	0 5 5	0 5 5	0 0 0
0 2	0 5 5	0 5 5	0 0 0
0 0	0 5 5	0 5 5	0 0 0
4 1	0 7 0	0 7 0	0 0 0
0 6	0 7 0	0 7 0	0 0 0
0 0	0 7 0	0 7 0	0 0 0

弁し逃は又弁全安	クツコは又づく除を弁吸呼動自び及弁し逃弁全	置装封軸尾船	置装進推軸縦
メートル	メートル	メートル	メートル
(円) 1個につき	(円) 1個につき	(円) 1個につき	(円) 1個につき
満 未 5 0	満 未 5 0	満 未 5 0	満 未 5 0
満 未 0 1 上 5	満 未 0 1 上 5	満 未 0 1 上 5	満 未 0 1 上 5
満 未 0 上 0 1	満 未 0 上 0 1	満 未 0 上 0 1	満 未 0 上 0 1
満 未 0 2 上 0	満 未 0 2 上 0	満 未 0 2 上 0	満 未 0 2 上 0
満 未 0 上 0	満 未 0 上 0	満 未 0 上 0	満 未 0 上 0
満 未 5 0	満 未 5 0	満 未 5 0	満 未 5 0
満 未 5 上 0	満 未 5 上 0	満 未 5 上 0	満 未 5 上 0
満 未 5 上 0	満 未 5 上 0	満 未 5 上 0	満 未 5 上 0

[illegible][illegible][illegible]

[illegible][illegible]

指 置 位 用 助 救 索 搜	1 ダン ポ ス ン ラ ト ・	1 ダ	1 レ	標 識 装 置	星 利 用 非 常 用 指 示 無 線 標 識 装 置	非 浮 揚 型 衛 星 利 用 非 常 用 指 示 無 線 標 識 装 置	浮 揚 型 衛 星 利 用 非 常 用 指 示 無 線 標 識 装 置	発 煙 浮 信 号	紅 炎 号	信 号	ん	せ	火	落 下 傘 付 信 号	救 命 胴 衣 灯	号	信
索 救 助 用 位 置 指 示 送 信 装 置	小 型 船 舶 用 指 示 送 信 装 置	小 型 船 舶 用 指 示 送 信 装 置	小 型 船 舶 用 指 示 送 信 装 置	小 型 船 舶 用 指 示 送 信 装 置	小 型 船 舶 用 指 示 送 信 装 置	小 型 船 舶 用 指 示 送 信 装 置	小 型 船 舶 用 指 示 送 信 装 置	小 型 船 舶 用 指 示 送 信 装 置	小 型 船 舶 用 指 示 送 信 装 置	小 型 船 舶 用 指 示 送 信 装 置	小 型 船 舶 用 指 示 送 信 装 置	小 型 船 舶 用 指 示 送 信 装 置	小 型 船 舶 用 指 示 送 信 装 置	小 型 船 舶 用 指 示 送 信 装 置	小 型 船 舶 用 指 示 送 信 装 置	小 型 船 舶 用 指 示 送 信 装 置	小 型 船 舶 用 指 示 送 信 装 置
1 個 に つ き	1 個 に つ き	1 個 に つ き	1 個 に つ き	1 個 に つ き	1 個 に つ き	1 個 に つ き	1 個 に つ き	1 個 に つ き	1 個 に つ き	1 個 に つ き	1 個 に つ き	1 個 に つ き	1 個 に つ き	1 個 に つ き	1 個 に つ き	1 個 に つ き	1 個 に つ き
1 1 , 8 0 0 円	1 0 , 1 0 0 円	1 4 , 3 0 0 円	1 0 , 4 0 0 円	1 1 , 1 0 0 円	1 5 , 1 0 0 円	3 , 5 0 0 円	2 , 9 0 0 円	2 , 0 5 0 円	3 , 5 0 0 円	2 , 3 5 0 円	1 , 8 0 0 円	3 , 5 0 0 円	1 , 8 0 0 円	2 , 9 0 0 円	2 , 9 0 0 円	2 , 9 0 0 円	2 , 9 0 0 円

[illegible]

内 燃 機 関		蒸 気 機 関		金 額 (円)	
連 続 最 大 出 力 (キ ロ ワ ッ ト)	1 個 に つ き (円)	連 続 最 大 出 力 (キ ロ ワ ッ ト)	金 額 (円)		
満 未 8 1	0 0 9 ' 2 2	満 未 6 ' 3 7	0 0 6 ' 5 1	満 未	
満 未 7 3 上 以 8 1	0 0 8 ' 8 2	満 未 4 8 1 上 以 6 ' 3 7	0 0 1 ' 8 1	満 未 0 2 上	
6 ' 3 7 上 以 7 3	0 0 7 ' 9 3	満 未 8 6 3 上 以 4 8 1	0 0 1 ' 1 2	満 未 0 3 上	
4 8 1 上 以 6 ' 3 7	0 0 0 ' 9 4	満 未 5 ' 5 3 7 上 以 8 6 3	0 0 9 ' 7 5	満 未 0 4 上	
8 6 3 上 以 4 8 1	0 0 6 ' 6 6	満 未 9 3 8 ' 1 上 以 5 ' 5 3 7	0 0 6 ' 0 4 1	満 未 0 5 上	
5 ' 5 3 7 上 以 8 6 3	0 0 8 ' 0 1 1	満 未 8 7 6 ' 3 上 以 9 3 8 ' 1	0 0 1 ' 1 4 2	満 未 0 6 上	
8 ' 1 上 以 5 ' 5 3 7	0 0 6 ' 7 4 1	満 未 6 1 5 ' 5 上 以 8 7 6 ' 3	0 0 6 ' 0 2 3	満 未 0 8 上	
6 ' 3 上 以 9 3 8 ' 1	0 0 5 ' 5 6 1	満 未 5 5 3 ' 7 上 以 6 1 5 ' 5	0 0 2 ' 8 3 4	満 未 0 0 1 上	
5 ' 5 上 以 8 7 6 ' 3	0 8 4 1	満 0 7 4 上 5 3 7	0 0 9 ' 6 1 6	満 未 0 2 1 上 以	
3 ' 7 上 以 6 1 5 ' 5	0 ' 8	未 1 ' 1 以 5 ' 1	0 0 4 ' 5 3 9	満 未 5 4 1 上 以	
' 4 1 上 以 5 5 3 ' 7	0 5 1 1	上 0 7 4	0 0 9 ' 4 9 1 ' 1	満 未 0 8 1 上 以	
上 以 0 1 7 ' 4 1	0 ' 9		0 0 7 ' 9 5 3 ' 1	上 以	

ンピ タスガ				機 外 船				機 外 内 船							
連続最大出力 (キロワット)				連続最大出力 (キロワット)				連続最大出力 (キロワット)				連続最大出力 (キロワット)			
1個につき (円)				1個につき (円)				1個につき (円)				1個につき (円)			
満 未 6 ' 3 7				満 未 7 ' 3 3				満 未 1				満 未 1			
4 8 1 上 以 6 ' 3 7				0 0 7 ' 4 1				0 0 7 ' 4 1				0 0 3 ' 6 1			
満 未 8 6 3 上 以 4 8 1				満 未 4 ' 7 上 以 7 ' 3 3				0 0 6 8				満 未 8			
5 ' 5 3 7 上 以 8 6 3				満 未 8 上 4 7				0 ' 2				満 未 3 以 1			
3 8 ' 1 上 以 5 ' 5 3 7				満 未 1 以 ' 0 1 2				0 ' 3				満 未 7 上 8			
7 6 ' 3 上 以 9 3 8 ' 1				満 未 3 以 1 0 3 6				満 未 7 以 3				満 未 6 3 上 7			
1 5 ' 5 上 以 8 7 6 ' 3				満 未 7 以 3 1 4				満 未 1 6 7				満 未 3 以 1			
5 3 ' 7 上 以 6 1 5 ' 5				満 未 6 3 上 7 0 4				満 未 8 以 3				満 未 4 上 ' 0 0 0 ' 3 2 1			
満 0 7 4 上 5 3 7				満 4 1 以 ' 7				満 未 4 上 ' 0 0 4 ' 0 6 1				満 未 6 1			
未 1 ' 1 以 5 ' 0 5 4				満 未 8 上 6 3 6 5				満 未 1 以 1 0 0 6 ' 4 8 1				満 未 5 5			
上 0 7 4				満 未 8 上 6 3 0 7				満 未 1 以 1 0 0 4 ' 9 0 2				満 未 0 1 7			
				満 未 8 上 6 3 0 7				満 未 1 以 1 0 0 3 ' 9 1 2							

[illegible]

蒸気往復動式のもの				排気バルブ給油機			
（円）	1個につき	（円）	1個につき	（円）	1個につき	（円）	1個につき
5,500	0,563	5,000	0,155	5,000	0,488	5,000	0,155
1,600	0,055	5,000	0,155	5,000	0,488	5,000	0,155
0,700	0,016	5,000	0,155	5,000	0,488	5,000	0,155
4,000	0,077	5,000	0,155	5,000	0,488	5,000	0,155
1,300	0,061	5,000	0,155	5,000	0,488	5,000	0,155
0,700	0,073	5,000	0,155	5,000	0,488	5,000	0,155
0,200	0,011	5,000	0,155	5,000	0,488	5,000	0,155
0,320	0,067	5,000	0,155	5,000	0,488	5,000	0,155
0,200	0,022	5,000	0,155	5,000	0,488	5,000	0,155
0,360	0,032	5,000	0,155	5,000	0,488	5,000	0,155
0,300	0,022	5,000	0,155	5,000	0,488	5,000	0,155
0,001	0,036	5,000	0,155	5,000	0,488	5,000	0,155

最高使用圧力				蒸気往復動式の外のもの			
（円）	1個につき	（円）	1個につき	（円）	1個につき	（円）	1個につき
0,035	0,064	5,000	0,155	0,035	0,064	5,000	0,155
0,057	0,016	5,000	0,155	0,057	0,016	5,000	0,155
0,011	0,058	5,000	0,155	0,011	0,058	5,000	0,155
0,200	0,011	5,000	0,155	0,200	0,011	5,000	0,155
0,013	0,060	5,000	0,155	0,013	0,060	5,000	0,155
0,011	0,011	5,000	0,155	0,011	0,011	5,000	0,155
0,007	0,073	5,000	0,155	0,007	0,073	5,000	0,155
0,020	0,011	5,000	0,155	0,020	0,011	5,000	0,155
0,010	0,007	5,000	0,155	0,010	0,007	5,000	0,155
0,020	0,022	5,000	0,155	0,020	0,022	5,000	0,155
0,083	0,010	5,000	0,155	0,083	0,010	5,000	0,155

固定式ポンプ				ポンプ用圧力			
（円）	1個につき	（円）	1個につき	（円）	1個につき	（円）	1個につき
0,390	0,200	5,000	0,155	0,390	0,200	5,000	0,155
0,640	0,300	5,000	0,155	0,640	0,300	5,000	0,155
0,115	0,500	5,000	0,155	0,115	0,500	5,000	0,155
0,135	0,510	5,000	0,155	0,135	0,510	5,000	0,155
0,050	0,300	5,000	0,155	0,050	0,300	5,000	0,155
0,570	0,300	5,000	0,155	0,570	0,300	5,000	0,155

変換ポンプ				ポンプ用圧力			
（円）	1個につき	（円）	1個につき	（円）	1個につき	（円）	1個につき
5,100	0,155	5,000	0,155	5,100	0,155	5,000	0,155
0,240	0,155	5,000	0,155	0,240	0,155	5,000	0,155
2,300	0,155	5,000	0,155	2,300	0,155	5,000	0,155
6,400	0,155	5,000	0,155	6,400	0,155	5,000	0,155

[illegible]

鋼径（ミリメ ートル）	45未満	45以上70以下
以250メー トル又はそ の端数につ き（円）	3,053,904	70未満
非常用曳航設 備	1式につき	24,500円
呼吸保護具	1個につき	5,100円
呼吸保護具の フィルター	1個につき	1,350円
救部救助艇の要 命分件に適合す るもの	1隻につき	53,800円
型その他の部 分閉型型救 命艇	1隻につき	51,900円
全救助艇の要 開件に適合す るもの	1隻につき	55,300円
型その他の全 救閉型型救 命艇	1隻につき	53,000円
空救助艇の要 気件に適合す るもの	1隻につき	56,800円
給その他の空 式自給式救 命艇	1隻につき	54,900円
耐救助艇の要 火件に適合す るもの	1隻につき	61,300円
救命艇	1隻につき	59,400円
救小型船舶用 命膨脹式救命 いかだ	1個につき	8,000円
かぞ進水装置用 他の膨脹式救命 いかだ	1個につき	13,700円

[illegible]

移動式放水モ ニター	非常電氣の もの	標識 電氣式以外 のもの	蓄電池一体型 非常照明装置	非運搬式電氣 灯	非常脱出用呼 吸器	船第一種マス 灯ト、第一 種舷灯、第 一船尾灯、 第一種引き 船灯、第一 種白灯、第 一種紅灯、 第一種緑灯、 第一種黄色 閃光灯又は 第三種紅色 閃光灯	第二種マス ト灯、第二 種舷灯、第 二種船尾灯、 第二種引き 船灯、第二 種白灯、第 二種紅灯、 第二種緑灯、 第二種黄色 閃光灯、第 四種紅色閃 光灯又は操 船信号灯	第三種マス ト灯、第一 種両色灯又 は第一種三 色灯	第四種マス ト灯、第三
1個につき 7,700円	1個につき 4,000円	1個につき 190円	1個につき 7,000円	1個につき 5,500円	1個につき 5,100円	1個につき 5,800円	1個につき 4,550円	1個につき 3,700円	1個につき 2,550円

[illegible]

方位測定コンパス装置	1個につき	1,350円
ジャイロコンパス	1個につき	53,400円
船首方位伝達装置	1個につき	24,200円
音響測深機	1個につき	27,900円
第一種衛星航法装置	1個につき	53,500円
第二種衛星航法装置	1個につき	15,000円
船速距離計	1個につき	31,400円
回頭角速度計	1個につき	7,700円
音響受信装置	1個につき	9,400円
船舶自動識別装置	1個につき	56,900円
航海情報記録装置	1個につき	58,600円
簡易型航海情報記録装置	1個につき	44,700円
VHF有線機を有しないもの	1個につき	25,400円
FMFその他のもの	1個につき	33,200円
出聴守装置	1個につき	29,900円

[illegible]

定周波装置	機器	防爆型の電気	型のものを除く	（防） 1個につき （円）	御制 （キロワッ ト）	定格出力 1未満	変圧器又は配電盤				定格出力 （キロワッ ト又はキロ ボルトアン ペア）	1個につき （円）	も の ル ト ア ン ベア
							1個につき （円）	1個につき （円）	1個につき （円）	1個につき （円）			
1個につき		1個につき		1,350	1未満	053'1 054'3 056'4 008'5 006'7 005'8	満末01上以5 満末52上以01 満末05上以52 満末57上以05 満末001上以57	006'1 001'4 003'6 003'8 005'01 009'31	満末0 満末52 満末05 満末57				
4,000円		8,800円		3,450	1以上	006'01 009'31 0'1 067 0'1 079	満末052上以001 満末005上以052 満末0'上05 満末001以0 満末001以0 満末001以0	006'71 006'02 001'92 008'73 0'4 033	満末001 満末052上 満末005上 満末000'1上				

[illegible]

帳の再交付	小型船舶に係る船舶検査手	1通につき 0 0 円	5, 3
第3 4 条第1項の船舶に係る船舶検査証書（小型船舶にあつては、船舶検査証書（小型船舶検査済票）の交付）	第3 4 条第1項の船舶に係る臨時航行許可証の交付	1通につき 0 0 円	3, 6
船舶の長さ（メートル）	船舶の長さ（メートル）	船舶の長さ（メートル）	船舶の長さ（メートル）
満 未 3	満 未 3	満 未 3	満 未 3
満 未 5 上 以 3	満 未 5 上 以 3	満 未 5 上 以 3	満 未 5 上 以 3
満 未 0 1 上 以 5	満 未 0 1 上 以 5	満 未 0 1 上 以 5	満 未 0 1 上 以 5
満 未 0 2 上 以 0 1	満 未 0 2 上 以 0 1	満 未 0 2 上 以 0 1	満 未 0 2 上 以 0 1
満 未 0 3 上 以 0 2	満 未 0 3 上 以 0 2	満 未 0 3 上 以 0 2	満 未 0 3 上 以 0 2
満 未 0 4 上 以 0 3	満 未 0 4 上 以 0 3	満 未 0 4 上 以 0 3	満 未 0 4 上 以 0 3
満 未 0 5 上 以 0 4	満 未 0 5 上 以 0 4	満 未 0 5 上 以 0 4	満 未 0 5 上 以 0 4
満 未 5 6 上 以 0 5	満 未 5 6 上 以 0 5	満 未 5 6 上 以 0 5	満 未 5 6 上 以 0 5
満 未 0 8 上 以 5 6	満 未 0 8 上 以 5 6	満 未 0 8 上 以 5 6	満 未 0 8 上 以 5 6
満 未 0 0 1 上 以 0 8	満 未 0 0 1 上 以 0 8	満 未 0 0 1 上 以 0 8	満 未 0 0 1 上 以 0 8
満 未 0 2 1 上 以 0 0 1	満 未 0 2 1 上 以 0 0 1	満 未 0 2 1 上 以 0 0 1	満 未 0 2 1 上 以 0 0 1
満 未 5 4 1 上 以 0 2 1	満 未 5 4 1 上 以 0 2 1	満 未 5 4 1 上 以 0 2 1	満 未 5 4 1 上 以 0 2 1
満 未 0 8 1 上 以 5 4 1	満 未 0 8 1 上 以 5 4 1	満 未 0 8 1 上 以 5 4 1	満 未 0 8 1 上 以 5 4 1
上 以 0 8 1	上 以 0 8 1	上 以 0 8 1	上 以 0 8 1
別表第4の2（第6 6 条関係）	別表第4（第6 6 条関係）	別表第4（第6 6 条関係）	別表第4（第6 6 条関係）
金額（円）	金額（円）	金額（円）	金額（円）
旅客船	旅客船	旅客船	旅客船
0 0 1 ' 2 1	0 0 1 ' 8 1	0 0 1 ' 8 1	0 0 1 ' 8 1
0 0 7 ' 7 1	0 0 2 ' 7 2	0 0 2 ' 7 2	0 0 2 ' 7 2
0 0 7 ' 6 2	0 0 9 ' 8 3	0 0 9 ' 8 3	0 0 9 ' 8 3
0 0 2 ' 4 3	0 0 8 ' 3 5	0 0 8 ' 3 5	0 0 8 ' 3 5
0 0 1 ' 9 4	0 0 9 ' 1 7	0 0 9 ' 1 7	0 0 9 ' 1 7
0 0 8 ' 7 6	0 0 5 ' 9 9	0 0 5 ' 9 9	0 0 5 ' 9 9
0 0 9 ' 1 9	0 0 3 ' 4 3 1	0 0 3 ' 4 3 1	0 0 3 ' 4 3 1
0 0 6 ' 5 2 1	0 0 0 ' 2 8 1	0 0 0 ' 2 8 1	0 0 0 ' 2 8 1
0 0 5 ' 7 5 1	0 0 1 ' 3 3 2	0 0 1 ' 3 3 2	0 0 1 ' 3 3 2
0 0 1 ' 6 9 1	0 0 8 ' 0 9 2	0 0 8 ' 0 9 2	0 0 8 ' 0 9 2
0 0 0 ' 1 4 2	0 0 3 ' 7 5 3	0 0 3 ' 7 5 3	0 0 3 ' 7 5 3
0 0 8 ' 0 9 2	0 0 9 ' 5 3 4	0 0 9 ' 5 3 4	0 0 9 ' 5 3 4
0 0 4 ' 4 4 3	0 0 6 ' 3 1 5	0 0 6 ' 3 1 5	0 0 6 ' 3 1 5
0 0 2 ' 9 7 3	0 0 8 ' 5 6 5	0 0 8 ' 5 6 5	0 0 8 ' 5 6 5

		金 額 (円)	
旅 客 船 以 外 の 船 舶	旅 客 船		
0 0 0 ' 2 1	0 0 0 ' 8 1		
0 0 6 ' 7 1	0 0 0 ' 7 2		
0 0 5 ' 6 2	0 0 7 ' 8 3		
0 0 0 ' 4 3	0 0 6 ' 3 5		
0 0 9 ' 8 4	0 0 7 ' 1 7		
0 0 6 ' 7 6	0 0 2 ' 9 9		
0 0 7 ' 1 9	0 0 1 ' 4 3 1		
0 0 4 ' 5 2 1	0 0 8 ' 1 8 1		
0 0 3 ' 7 5 1	0 0 9 ' 2 3 2		
0 0 9 ' 5 9 1	0 0 6 ' 0 9 2		
0 0 8 ' 0 4 2	0 0 1 ' 7 5 3		
0 0 6 ' 0 9 2	0 0 7 ' 5 3 4		
0 0 2 ' 4 4 3	0 0 4 ' 3 1 5		
0 0 0 ' 9 7 3	0 0 6 ' 5 6 5		

[illegible]

蘇聯經濟危險中譯書

附

年 月 日

和蘭名の元名又は
はな称及び世用

下記の船舶について無線電信等の施設の免状を受けたいので、船舶安全法施行規則第4条第2章の規定により申請します。

船隻及び船名	船種番号、船名 船種番号は船種 分類番号	
船主の氏名	用 途	
航行しようとする航路及び航路		
申請の理由		
備 考		

第1号様式（第4条関係）

[illegible][illegible][illegible]

第7号様式（第31条関係）

[illegible]

有効期間	年 月 日まで
船舶安全法第9条第1項の規定により交付する。	
年 月 日	警備官庁（氏 名）印

[illegible][illegible]

[illegible][illegible][illegible]

表 1 月報式（株式組合用）		（注）組合事業に必要、組合員個人に必要と認めらるる事項は（）で表示する	
組 合 名 称 行 所		期 号	
影響及に及ぶ		影響の有無等	
金銭的及び経済的 影響の有無等		組合に及ぼす 経済的の損失	
組 合			
組 合			
組 合			
組合より各件			
組合員金銭取引品類等損失の補償に より 交付する。			
組 合 名 称		期 号	

第17号様式
(第45条関係)

第18号様式
(第45条関係)

第19号様式（第45条関係）

第 19 号様式（匿名公開用）（国政選挙公報・自治体選挙公報・都道府県議会議員選挙公報）
（普通官庁の証明）（小型印刷用複製機等の証明）

 

l は、4 ミリメートル以上とする。

第20号様式（第45条関係）

第21号様式（第46条関係）

[illegible]

第21号の2様式（第46条関係）

[illegible]

第21号の5様式（第46条の4関係）

第22号様式
(第56条関係)

第22号の2様式（第56条の2関係）

[illegible]

第22号の3様式（第56条の3関係）（平成24年4月1日現在）
（労働安全衛生法第56条第3項）

第 号

製造元及び製造番号
製造元及び製造番号
製造元及び製造番号

製造元及び製造番号	製造元及び製造番号	製造元及び製造番号	製造元及び製造番号

上記のとおり製造履歴を記載する。
年 月 日

製造元及び製造番号（国 名）記



第22号の5様式（第56条の4関係）（平成24年4月1日現在）
（労働安全衛生法第56条第4項）

CSC SAFETY APPROVAL

3- / / / /

DATE MANUFACTURED

IDENTIFICATION No.

MAXIMUM OPERATING GROSS MASS

ALLOWABLE STACKING LOAD

FOR 1.8g

TRANSVERSE RACKING TEST FORCE

ONE DOOR OFF

ALLOWABLE STACKING LOAD

FOR 1.8g

TRANSVERSE RACKING TEST FORCE

FIRST MAINTENANCE EXAMINATION DATE

1. 安全検査官は、製造元、検査元及び輸入業者を所定の欄に記載すること。

2. 製造元は、製造元を所定の欄に記載すること。

3. 「CSC SAFETY APPROVAL」の文字の大きさは、それぞれ4ミリメートル以上、他の文字及び数字は、それぞれ4ミリメートル以上とする。

4. 検査官は、検査官の署名及び印を所定の欄に記載すること。

5. 「FIRST MAINTENANCE EXAMINATION DATE」の欄に、検査官が「TWO WALL STRENGTH」の文字及び第56条の4第1項の規定により検査された場合

検査官は「TWO WALL STRENGTH」の文字及び関係の規定により検査された関係規定を遵守すること。

5. 「FIRST MAINTENANCE EXAMINATION DATE」の欄に、検査官が「TWO WALL STRENGTH」の文字及び第56条の4第1項の規定により検査された場合

[illegible]

第 24 号の文様式 (通知係留票) (平成 17 年 4 月 1 日現在)

船名及び船主に関する事項
DECLARATION ON ANTI-POLLUTION SYSTEM
船舶の汚染防止設備に関する事項に就いて作成
Declaration on Anti-Pollution System
International Convention on the Control of Harmful Anti-Polluting Systems
Declaration of Anti-Pollution System
Name of ship
Name of owner
船主又は経営者の住所
Dischargee's name and address
Port of registry
船名
船主
船主の名称
Owner's name
船名及び船主の登録番号 (登録番号を省略)
IMO number (if applicable)
船舶に使用される汚染防止設備が上記の条約の附屬書 2 の規定に適合していることを
I declare that the following equipment used on this ship complies with Annex 2
Convention
日付
Date
船主又は船主の代理人の署名
Signature of owner or owner's authorized
代理人の署名
Signature of authorized person

施錠及び加印方法の要領
Reinforcement of self-locking operation's applicability

施錠方法の補強及び加印の項目
Type(s) of self-lock operation(s) used and applicability of application _____

日
Date _____

施錠する車台自動運転車により認められた代理人の署名
Signature of owner or owner's authorized agent: _____

施錠方法の補強及び加印の項目
Type(s) of self-lock operation(s) used and applicability of application _____

日
Date _____

施錠する車台自動運転車により認められた代理人の署名
Signature of owner or owner's authorized agent: _____

施錠方法の補強及び加印の項目
Type(s) of self-lock operation(s) used and applicability of application _____

日
Date _____

施錠する車台自動運転車により認められた代理人の署名
Signature of owner or owner's authorized agent: _____

(注) 日本国政府に送附する「署名を施す」とは、施錠の施錠文を付すること、

第25号様式（第6条関係）（昭和三十九年法律第百三十四号（昭和三十九年六月二十七日法律）第一號施行）

学 校 科 別 行 庫

期

年 月 日

申請人住所（市町村）
〒 市 町 丁目 番 号

下記の事項について記載を続けます。

1 申請事項

2 金 額

3 備 考

成 入

注 記